

第2編 震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模な災害の経験を教訓とし、さらに近年の地震防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を確認しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、『かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護すること』を目的とする。

第2 計画の基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第2編「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。
- 2 この計画は、防災に係る基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の各対策本部は、この計画に基づき細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- 3 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、村は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり」を基本とし、次の基本目標を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- (1) あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
- (2) 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
- (4) ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (5) 流通・経済活動を停滞させない
- (6) 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

5 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等

長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。

このため、住民、村及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、次の5つの重点項目を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。

- (1) 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。
- (2) 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。
- (3) 全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。
- (4) 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。
- (5) プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。

第2節 防災の基本方針

第1 防災対策の基本

防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、村、県、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

1 周到かつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

ア 災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強いむらの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保

イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

ウ 防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災会等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による住民の防災活動の環境の整備等
なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、村、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進及び予測・観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施等

カ 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

キ 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ア 災害が発生するおそれがある場合の警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

ウ 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送

オ 被災状況に応じた、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動

カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせの対応

キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、被災地のニーズに応じた供給

ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や福祉的な支援、並びに必要な応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、感染症予防活動、並びに迅速な遺体の処理等

- ケ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進
- コ 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧の実施
- シ 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施
- ス ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- (2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
 - イ 物資、資材の調達計画等を活用した、適正かつ迅速な廃棄物処理
 - ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理による、適正かつ迅速な廃棄物処理
 - エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災むらづくり
 - オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援
 - カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援
- (3) 村、県、防災関係機関は、互いに連携を取りつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第2 防災体制の強化

村、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

- 1 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 2 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、村防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

第3 住民の責務

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと（自助）、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい（共助）、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。

第4 公助・自助・共助の視点

どこにでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱

第1 実施責任

1 朝日村

本村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 松本広域連合松本広域消防局

松本広域消防局は、地震災害から構成組織市村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関及び市村災害対策本部と緊密な連携のもとに、地震に伴う災害活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地震災害から、県並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地域防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。又は、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

村の住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の概要は、次のとおりである。

1 朝日村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
朝日村	(1) 朝日村防災会議、警戒本部及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 通信施設の確保及び整備に関すること。 (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (7) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (8) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (9) 公共的団体の指導、自主防災会の育成指導に関すること。 (10) 消防力の整備に関すること。 (11) その他地震防災に関すること。

2 松本広域連合

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
松本広域消防局	(1) 消防力（防災資機材）の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 地震防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災会の育成指導に関すること。

3 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (7) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (8) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。
[松本地域振興局]	(1) 村域及び県機関の被害状況の収集に関すること。 (2) 県現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整に関すること。 (3) 県現地災害対策本部の構成機関に対する県災害対策本部指令の伝達及び情報の収集に関すること。
[松本建設事務所]	(1) 防災のための公共土木施設の整備に関すること。 (2) 村域の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 (3) 村域の道路及び橋梁、河川等の被害調査並びに災害復旧に関すること。
[松本保健福祉事務所]	(1) 医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整に関すること。 (2) 応急手当及び看護に関すること。 (3) 食品衛生に関すること。

4 長野県警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
塩尻警察署	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の指示に関すること。 (3) 被災者の救出に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。 (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (7) その他の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 村に対する資金の融資あっせんに関すること。 (2) 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(2) 関東信越厚生局	(1) 管内の被害状況の情報収集及び通報に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
(3) 関東農政局 (長野支局)	(1) 地震災害時における食料の供給等に関すること。 (2) 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 (3) 農林業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 (4) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設及び農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(4) 中部森林管理局 (中信森林管理署)	(1) 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(5) 関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
(6) 中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(7) 関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガス等危険物等の保安に関すること。 (2) 鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(8) 中部近畿産業保安監督部	(1) 電気の保安に関すること。
(9) 北陸信越運輸局	(1) 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(10) 東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	(1) 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 (2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(11) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 (2) 地震防災知識の普及に関すること。 (3) 地震災害防止のための統計調査に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(12) 信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること。 (2) 非常通信に関すること。 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
(13) 長野労働局	(1) 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 (2) 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(14) 関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 ・所管施設の耐震性確保 ・応急復旧用資機材の備蓄推進 ・機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 ・関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ・防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ・所管施設の緊急点検の実施 ・緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (3) 警戒宣言時 ・警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 ・地震災害警戒体制の整備 ・人員、資機材等の配備、手配 ・緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 ・道路利用者に対する情報提供
(15) 中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(16) 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
(17) 第九管区海上保安本部	(1) 災害時における救助及び援助に関すること。

6 陸上自衛隊松本駐屯部隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株)信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 鉄道会社	(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)) (1) 鉄道施設の地震防災に関すること。 (2) 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 電気通信事業者	(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。
(4) 日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。 (2) 損傷通貨の引換えに関する事。
(5) 日本赤十字社 長野県支部	(1) 医療、助産等救助、救護に関する事。 (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 (3) 義援金の募集に関する事。
(6) 放送事業者	(日本放送協会長野放送局(松本支局)、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送(株)) (1) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(7) 運輸事業者	(日本通運(株)松本支店、長野県トラック協会(中信地区輸送協議会)、中信トラック協同組合) (1) 地震災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
(8) 電力会社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)) (1) 電力施設の保全、保安に関する事。 (2) 電力の供給に関する事。
(9) 高速道路会社	(東日本高速道路(株)) (1) 長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)の地震防災に関する事。 (中日本高速道路(株)) (2) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の地震防災に関する事。
(10) ガス会社	(松本ガス(株)) (1) ガス施設の保全、保安に関する事。 (2) ガスの供給に関する事。
(11) バス事業者	(アルピコ交通(株)) (1) 地震災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
(12) 医療・医薬品関連団体	(国立病院機構(関東信越ブロック)、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県看護協会、長野県薬剤師会) (1) 医療、助産等救助、救護に関する事。 (2) 医療、助産等救助、救護に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する事。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) J A 松本 ハイランド農 業協同組合	(1) 村、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 農作物の地震災害応急対策の指導に関する事。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 (5) 農作物の需用調整に関する事。
(2) 松本広域 森林組合	(1) 村、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(3) 中信農業 共済組合	(1) 村、県が行う地震被害状況調査の協力に関する事。 (2) 加入組合員に対する農業災害補償に関する事。
(4) 朝日村商 工会	(1) 村、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関する事。 (3) 地震災害時における物価安定の協力に関する事。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(5) 医療施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
管理者	(2) 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関する事 (3) 地震災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
(6) 社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事
(7) 危険物施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関する事 (2) 防護施設の整備に関する事
(8) 土地改良区	(1) ため池、水路及び水門の防災に関する事
(9) 朝日村社会福祉協議会	(1) 村、県が行う地震災害応急対策の協力に関する事 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事 (3) ボランティアセンターの設置運営に関する事 (4) 福祉避難所の設置運営に関する事 (5) 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関する事
(10) 東筑摩郡防火管理協会	(1) 地震災害時における火災発生の防止に関する事 (2) 地震災害時の火災発生による人命の安全確保及び財産保護に係る事 (3) 火災予防体制の強化に関する事
(11) 自主防災会等の住民組織その他の公共的な防災活動団体 (区長、地区長会、日赤奉仕団、交通安全協会、保育所保護者会、小中学校PTA)	(1) 村、県が行う地震災害応急対策の協力に関する事 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事 (3) 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関する事
(12) 朝日村防犯協会	(1) 地震災害時の犯罪防止に関する事
(13) 長野県LPガス協会	(1) 液化石油ガスの安全に関する事
(14) 長野県建設業協会	(1) 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事
(15) 長野県情報ネットワーク協会	(1) 天気予報及び警報、災害情報等の災害広報に関する事

第4節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸性地震（直下型）と、東海沖等に起こるプレート境界型地震がある。長野県において最近発生したのものとしては、長野県北部地震（2011年）、長野県神城断層地震（2014年）があげられる。

本計画において想定する地震は、平成25、26年度の2か年で実施した長野県地震被害想定調査の結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

第2 想定地震

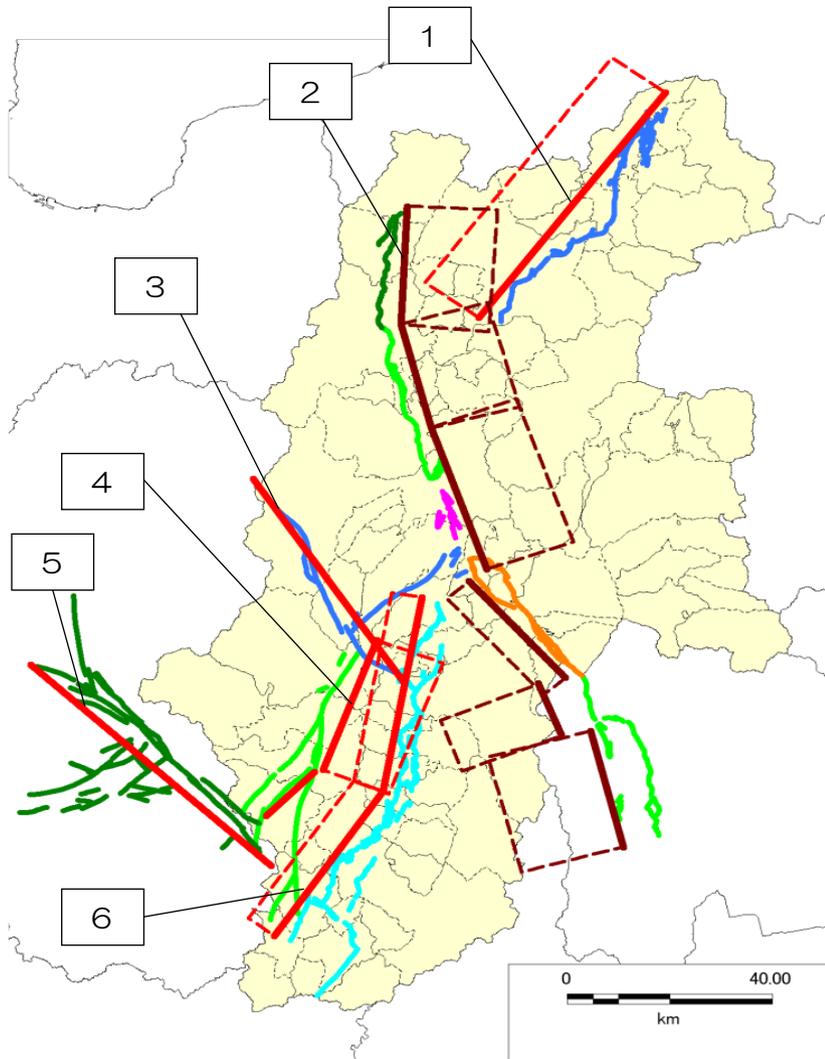
1 地震動等の予測

長野県における主要都市の被害が甚大になると考えられる地震は、以下のように推計されている。

想定地震の諸元

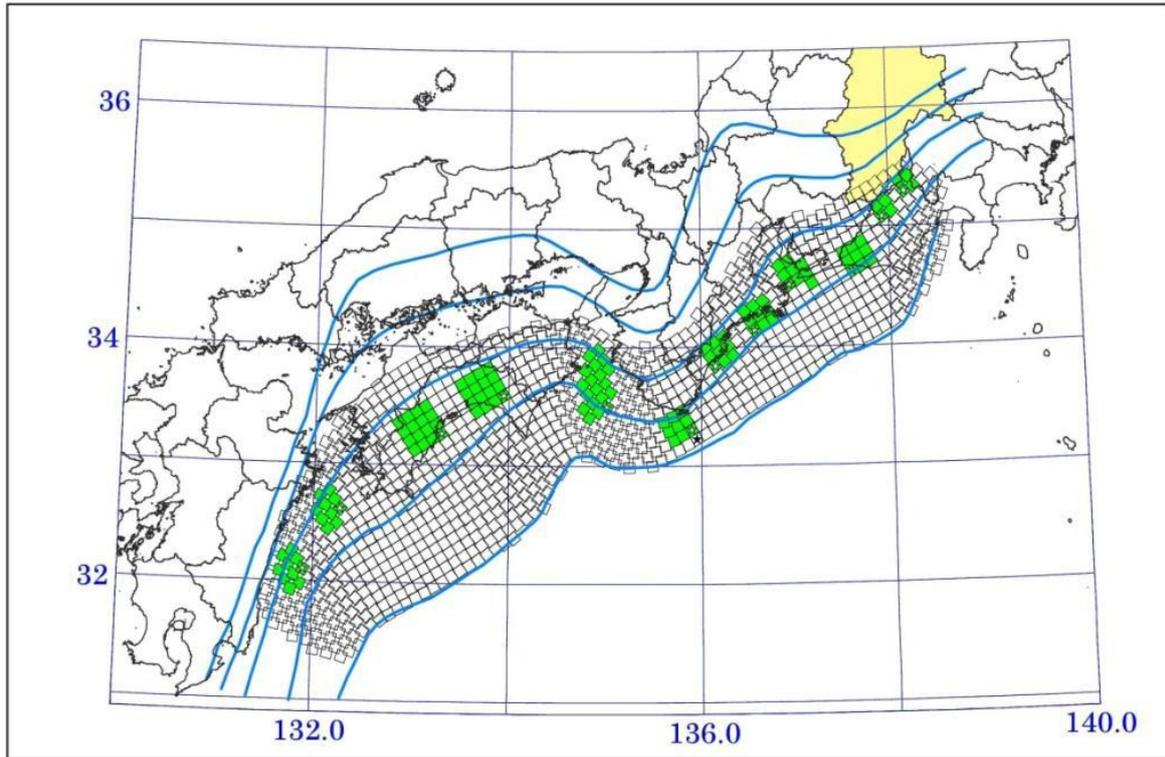
想定地震		震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	傾斜角 (最大)	位置等
1	長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)		7.8	58	45° W	飯山市～長野市
2	糸魚川-静岡 構造線断層帯	全体	8.5	150	30° E 60° W	小谷村～富士見町
		北側	8.0	84		
		南側	7.9	66		
3	境峠・神谷断層帯		7.6	47	90°	松本市～伊那市
4	木曾山脈西縁断層帯		7.5	40	90°	木曾町～南木曾町
5	阿寺断層帯		7.8	60	90°	岐阜県
6	伊那谷断層帯		8.0	79	70° W	辰野町～平谷村
7	東海地震		8.0	115	34° W	石橋モデル
8	南海トラフ地震		9.0	670 (全城)	30°	駿河湾南方～四国沖

想定活断層の位置と大きさ



出典：第3次長野県地震被害想定調査

東海地震（前頁表7）と南海トラフ地震（前頁表8）の想定



東海地震の震源は、南海トラフ地震の震源に包含されるものと想定されます。

出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年）

2 物的・人的被害想定結果

被害想定を実施した地震は、地震動・液状化危険度を求めた6地震となっている。地震動の大きさは、各地震とも想定値に幅を持つものであるが、次表の被害想定は代表値により算定されている。

被害想定結果（長野県全体）

項目	想定地震	長野盆地 西縁断層帯 (信濃川断層帯)	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷 断層帯	阿寺断層帯	木曾山脈西 縁断層帯
			全体	北側	南側			
国による 地震発生確率 (30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6~11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0~4%
規模 (マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
県内最大震度		7	7	7	7	7	6強	6強
人的被害	死者	2,350人	7,060人	790人	2,100人	1,550人	20人	390人
	重傷者	8,360人	15,800人	3,230人	5,350人	4,500人	100人	1,180人
	負傷者	16,040人	31,240人	6,130人	11,440人	8,530人	280人	2,350人
	避難者	167,750人	367,540人	65,080人	112,050人	103,820人	1,910人	32,720人
建築物全壊棟数(冬)		33,590棟	81,950棟	10,570棟	26,880棟	14,780棟	100棟	2,230棟
焼失棟数 (冬18時、強風時)		11,830棟	21,720棟	650棟	5,400棟	2,020棟	0棟	120棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数 (夏12時、強風時)		810棟	1,880棟	730棟	660棟	900棟	40棟	340棟

項目	想定地震	境峠・ 神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
				基本	陸側
国による 地震発生確率 (30年以内)		0.02~13%	60~70%		
規模 (マグニチュード)		7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度		7	6弱	5強	6弱
人的被害 (冬期の夜)	死者	340人	20人	40人	180人
	重傷者	690人	70人	180人	2,110人
	負傷者	1,390人	380人	770人	4,440人
	避難者	28,520人	2,580人	8,280人	59,690人
建築物全壊棟数		1,640棟	わずか	わずか	1,260棟
焼失棟数 (冬18時、強風時)		0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数 (夏12時、強風時)		280棟	40棟	80棟	760棟

※値はいづれも、いくつかのケースの中の最大値

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

被害想定結果（朝日村）

項目	想定地震	長野盆地 西縁断層帯 (信濃川断層帯)	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷 断層帯	阿寺断層帯	木曾山脈西 縁断層帯
			全体	北側	南側			
国による 地震発生確率 (30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6~11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0~4%
規模 (マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
最大震度		4	6弱	5弱	5強	6弱	4	5弱
人的被害 (冬期の夜)	死者	0人	わずか	わずか	わずか	わずか	0人	わずか
	重傷者	0人	わずか	わずか	わずか	わずか	0人	わずか
	負傷者	0人	10人	わずか	わずか	わずか	0人	わずか
	避難者	0人	70人	わずか	20人	80人	0人	わずか
建築物全壊棟数		0棟	わずか	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
焼失棟数		0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数		0棟	わずか	0棟	わずか	わずか	0棟	0棟

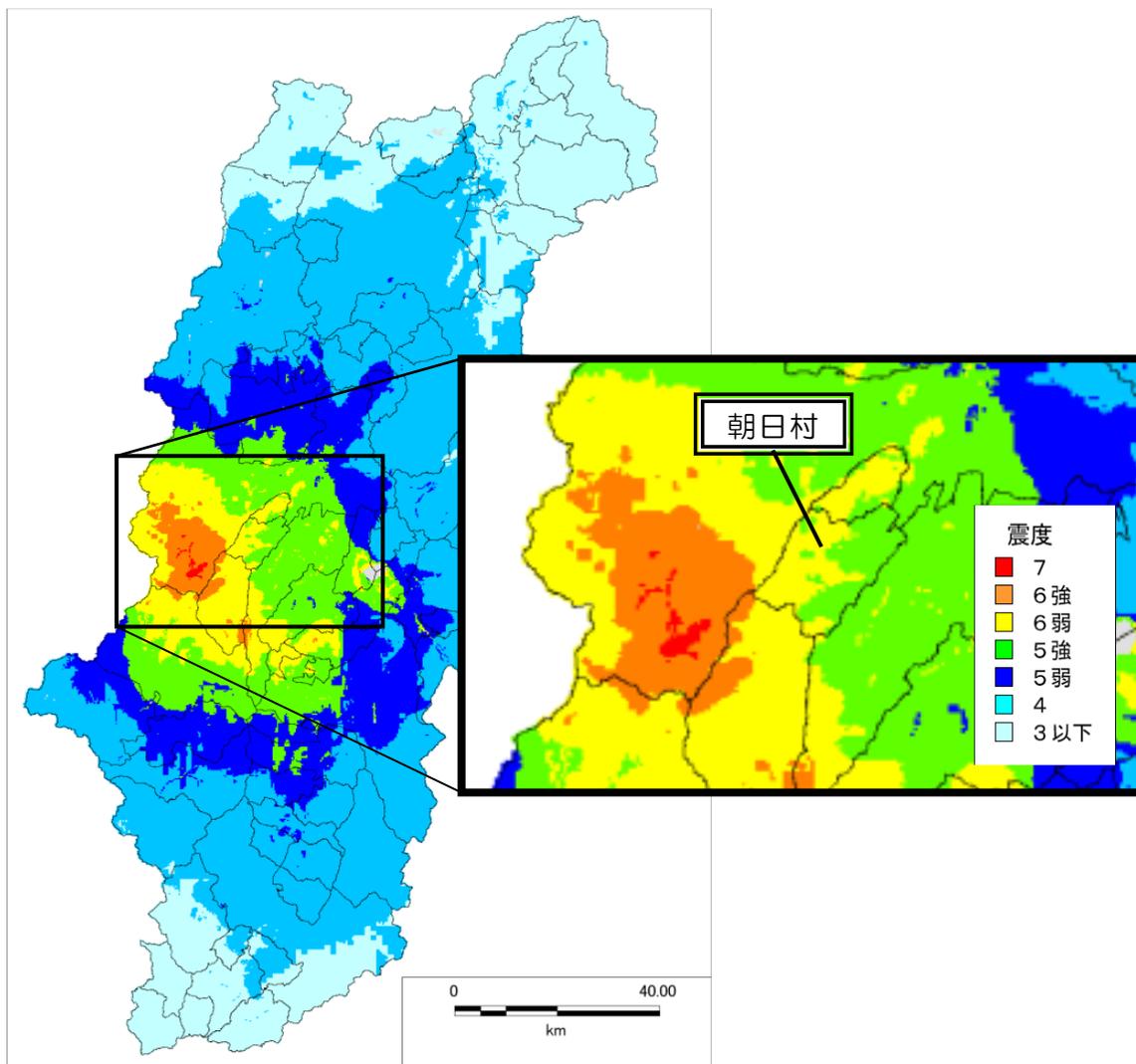
項目	想定地震	境峠・ 神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
				基本	陸側
国による 地震発生確率 (30年以内)		0.02~13%	60~70%		
規模 (マグニチュード)		7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度		6強	5弱	5強	5強
人的被害 (冬期の夜)	死者	わずか	わずか	わずか	わずか
	重傷者	わずか	わずか	わずか	わずか
	負傷者	10人	わずか	わずか	わずか
	避難者	190人	わずか	10人	40人
建築物全壊棟数		わずか	0棟	0棟	0棟
焼失棟数(冬・夜)		0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数		わずか	0棟	0棟	わずか

※値はいづれも、いくつかのケースの中の最大値

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

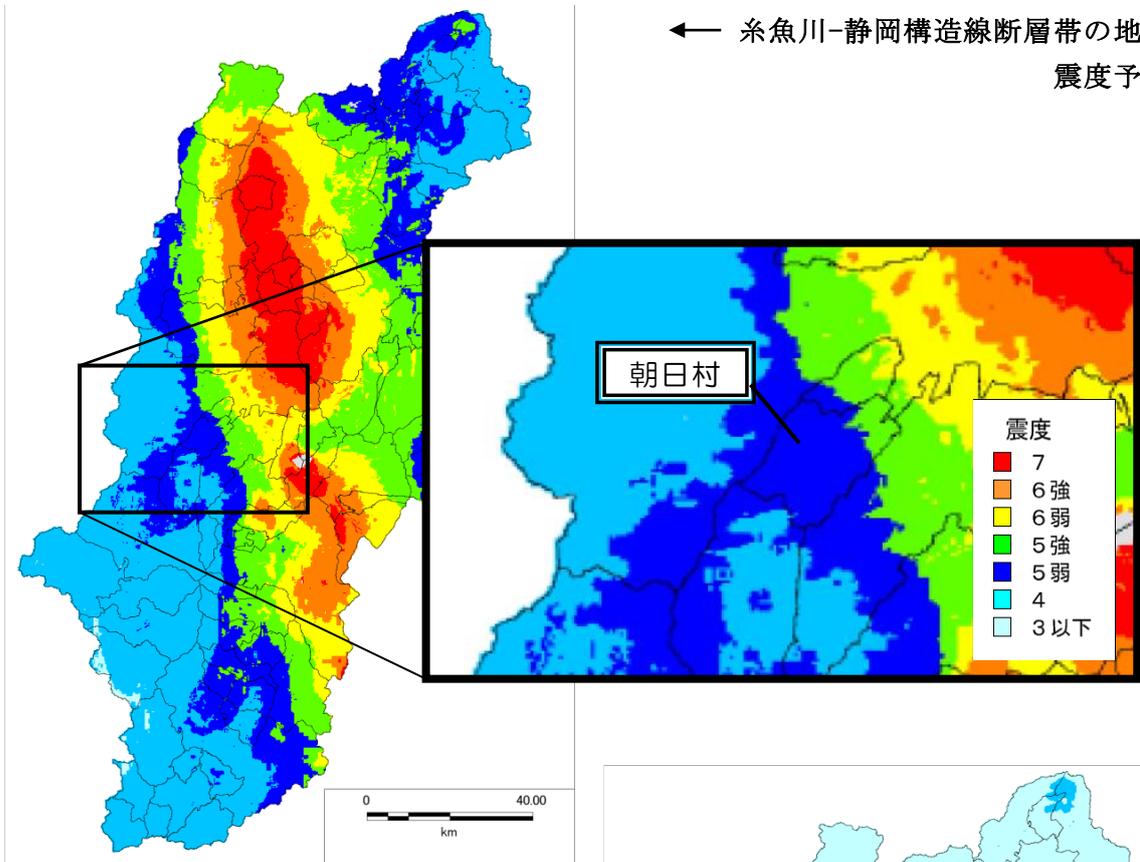
本村においては、長野県内の活断層による地震の中では、境峠・神谷断層帯におけるものが最も大きな被害が出ると想定されています。

境峠・神谷断層帯の地震 震度予測

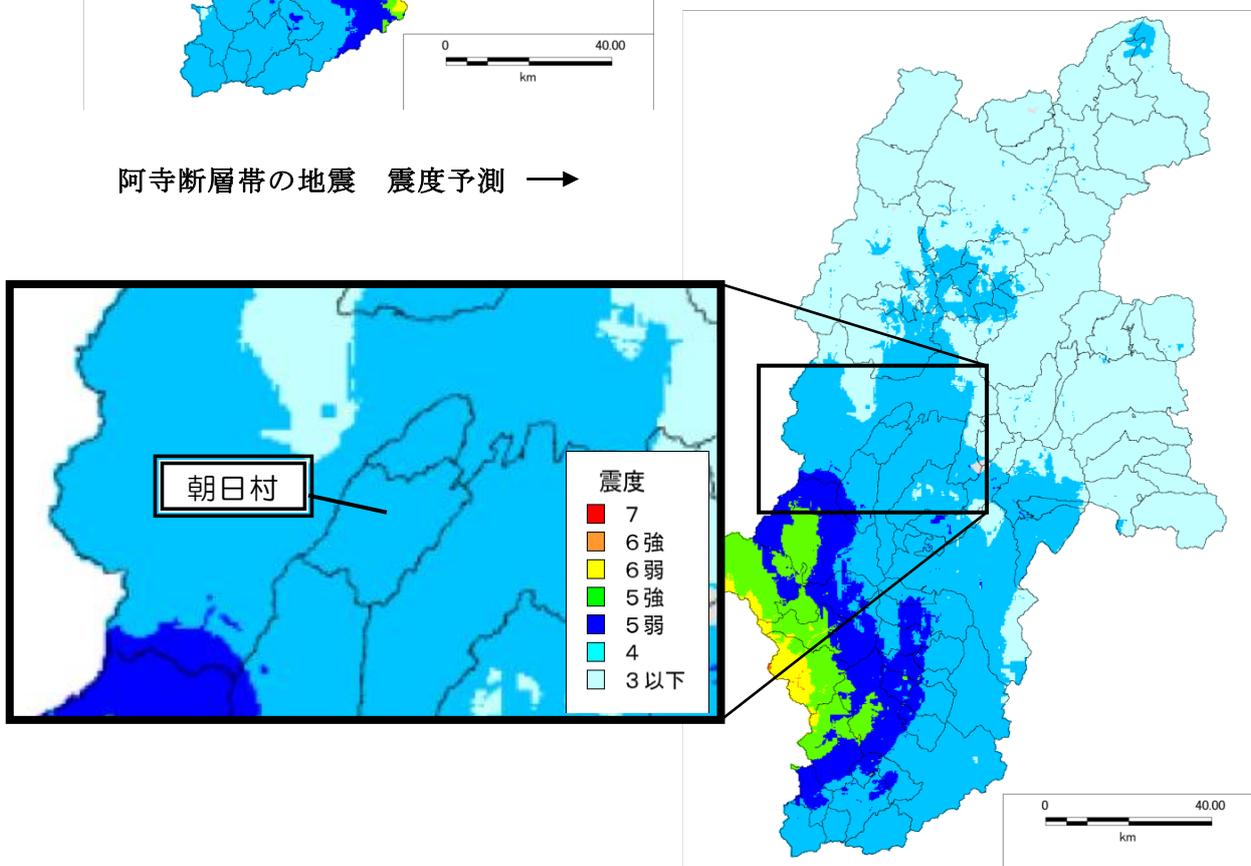


また、長野県内の活断層による地震の中では、今後 30 年以内で、糸魚川-静岡構造線断層帯におけるものと、阿寺断層帯におけるものが発生確率が高く、その震度予測は以下になります。

← 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震
震度予測



阿寺断層帯の地震 震度予測 →



第2章 震災予防計画

第1節 地震に強いむらづくり

全部、全機関

第1 基本方針

村内における構造物・施設等について、防災基本計画及び県の地域防災計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地震防災に関する事業計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 計画

1 地震に強い郷土づくり

(1) 村が実施する計画

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 地すべり、がけ崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び森林等の郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

オ 老朽化した公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 地震に強いむらづくり

(1) 実施計画

ア 地震に強い村構造の形成

(ア) 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(イ) 幹線道路、公園、河川等骨格的な基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- (エ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (オ) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

イ 建築物等の安全化

- (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び行政関連施設等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定する等、計画的かつ効果的な実施に努める。
- (イ) 住宅等の建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する対策を積極的に実施する。
- (エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- (ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ 地質、地盤の安全確保

- (ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施する他、大規模開発にあたっては十分な連絡・調整を

図る。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(ウ) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

(ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

(エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(オ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(カ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(ク) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

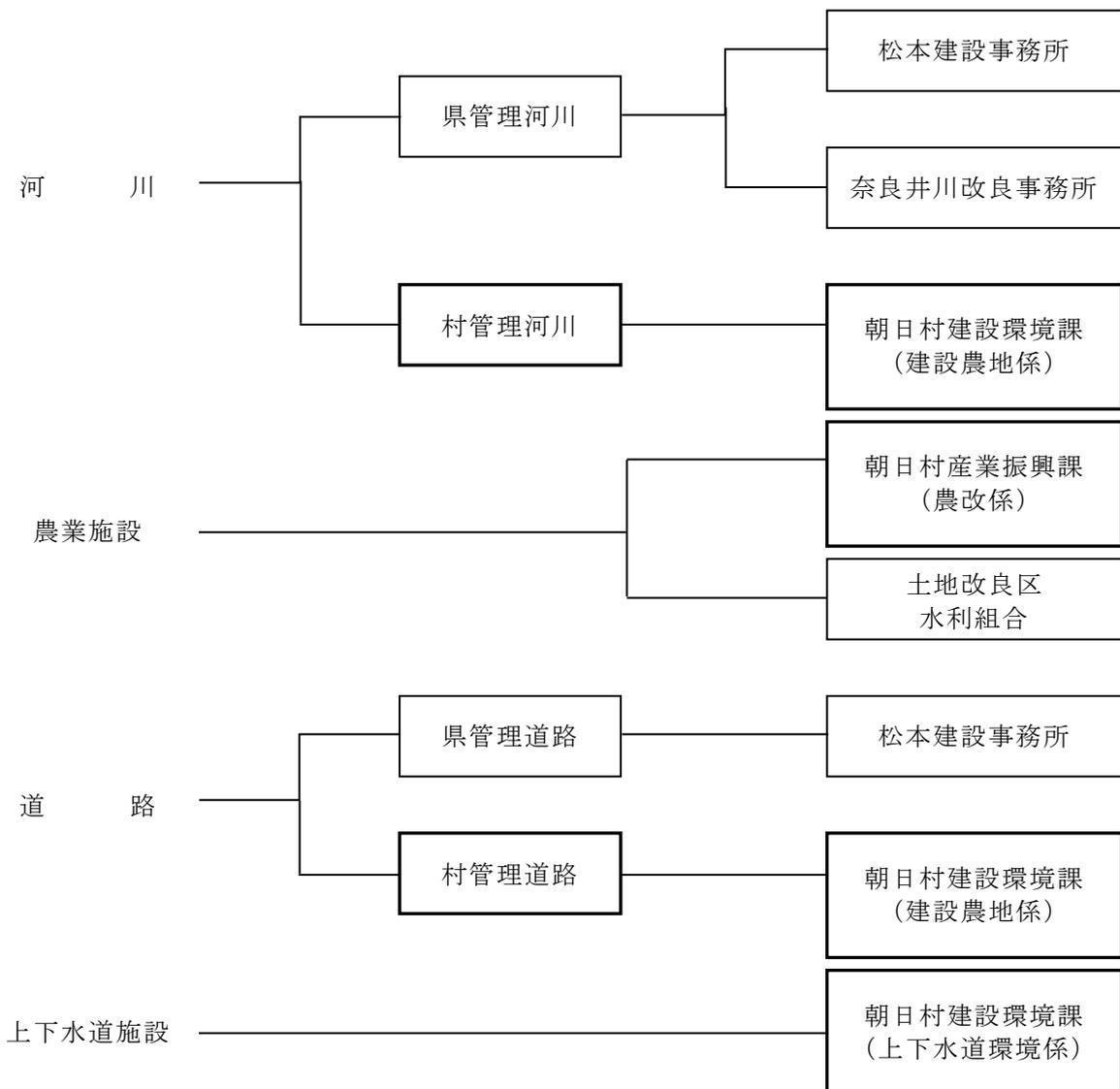
別紙 災害危険区域の把握

(1) 実施計画（全部・全機関）

災害未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- ア 地滑り危険箇所 国土交通省所管のもの・・・建設環境課
農水省所管のもの・・・産業振興課農林・商工係
- イ 急傾斜地崩壊危険箇所 国土交通省所管のもの・・・建設環境課
農水省所管のもの・・・産業振興課農林・商工係
- ウ 土石流危険箇所 国土交通省所管のもの・・・建設環境課
農水省所管のもの・・・産業振興課農林・商工係
- エ 重要水防区域・・・建設環境課
- オ 水防上重要な水門及びため池・・・産業振興課農林・商工係
- カ 道路橋梁等・・・建設環境課
- キ 危険物貯蔵所等・・・総務課

防災関係機関ごとの危険箇所の把握体制



第2節 情報収集・連絡体制計画

総務課、住民福祉課

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく村と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等についての住民への周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 計画

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 村が実施する計画

ア 被害状況等の把握及び被害調査は、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定め、調査実施の際には、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施する。

イ 毎年の訓練や映像情報収集機器の導入等による、円滑な情報収集機能の確保を検討する。

ウ 役場庁舎を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備を図る。

エ 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

オ 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(S O B O - W E B)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。

カ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

震災時における消防活動を効果的に実施するため、住民からの通報内容、消防職員・団員が参集時に収集した情報、ヘリコプターによる情報及び防災関係機関相互の情報交換等、あらゆる手段を講じて情報の収集に努める。

2 情報の分析整理

村及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

3 通信手段の確保

(1) 同報系デジタル防災行政無線(戸別受信機含む)の整備、更新及び機能強化を図るとともに、移動系デジタル防災行政無線の適正な維持管理を図る。

(2) 災害時に近隣CATV事業者の協力のもと臨時災害放送局の開局ができる体制の構

築及び、アマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

- (3) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。
- (4) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。
- (5) 携帯衛星電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (6) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- (7) NTT東日本㈱等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。なお、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第3節 活動体制計画

第1 基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、災害時職員初動マニュアル、防災関係組織の整備、防災会議の設置等、災害時における活動体制の整備を図る。

第2 計画

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 村が実施する計画

ア 災害の規模に応じた職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制の整備を行う。

イ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害時職員初動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

ウ 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

エ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

(2) 消防関係機関が実施する計画

ア 松本広域消防局

(ア) 消防職員

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、広域連合消防計画等により定め、必要に応じて見直しを行う。

イ 朝日村消防団

(ア) 消防団員

消防団員の招集は、村の招集計画による。

2 組織の整備

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制と組織間の応援協力体制の整備を図る。

防災会議の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る。

(1) 村が実施する計画

災害対策基本法第16条に基づき設置した村防災会議により、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した村地域防災計画の作成・修正及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成・修正を行い、その計画の実施を推進する。

(2) 松本広域消防局

村地域防災計画の円滑な実施及び松本広域圏内の迅速な消防活動を行うため、消防機関、自衛隊、地域振興局、警察署、建設事務所及び保健福祉事務所で構成する消防防災関係機関連絡会・松本広域消防局管内消防団長連絡会等を開催し、機関相互の連携体制について、さらに具体的な調整を図る。

3 防災中枢機能等の確保

防災中枢機能を果たす施設・設備等の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設(役場庁舎)、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

イ 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

ウ 停電時に備え、災害対策拠点施設への非常用電源施設の更なる整備を進める。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

災害活動の中核としての庁舎機能の維持、管理及び安全性の確保等に努める。

4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

その際、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害の動員に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

(1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のためには、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第4節 広域相互応援計画

総務課

第1 基本方針

災害時においては、その規模及び被害の状況から、村、県及び関係機関等の単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となることも予想されるため、長野県市町村災害時相互応援協定（資料5参照）、長野県消防相互応援協定（資料4参照）に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するとともに、関連機関との相互応援協定を締結し、平常時からの連携の強化を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 計画

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 村が実施する計画

ア 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。

ウ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

エ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 村が実施する計画

ア 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

イ 長野県市町村災害時相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

エ 長野県市町村災害時相互応援協定における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

また、平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から村、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア 松本広域消防局と連携をとり、各消防本部間の協定に基づく応援協定が迅速かつ的確に実施できる体制の整備を支援する。

イ 松本広域消防局が他の消防本部と行う合同訓練等に協力し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。

ウ 県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等への協力を努める。

(2) 松本広域消防局

ア 協定事務の円滑な推進を図るため、応援協定に基づく協議会及び中信地域（松本広域消防局、北アルプス広域消防本部、木曽広域消防本部）の連絡会議を開催する。

イ 合同訓練等を実施し、消防本部間の連携強化を図る。

4 近隣縣市間の相互応援協定

現在、村は、他市町村等との独自の相互応援体制がないことから、今後相互応援体制の構築を推進する必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 相互応援協定により実施する応援については、締結先市町村の防災体制の把握及び合同訓練の実施等により連携を強化し、災害時の円滑な応援及び受援体制の整備に努める。

ウ 迅速かつ円滑な応援の受入れが図られるよう体制の整備を図る。

エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。

オ 災害時に村のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

村が締結している、各機関との協定に基づき、迅速かつ円滑な活動体制が図れるよう連携を強化する。また、村は応急、復旧活動等が円滑かつ迅速に実施できるよう、防災関係事業者等と防災上必要な事項について事前に協定を締結するよう努める。

6 村と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行う等、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域防災拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られるため、本村が地域の中心的な拠点や周辺市町村避難場所、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられる。

(1) 村が実施する計画

ア 村は、大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

イ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第5節 救助・救急・医療計画

総務課、住民福祉課、施設管理担当課

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助、救急用資機材、医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。

医療機関の被害状況、患者の受入状況及び活動体制等について、関係機関が的確な状況を把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 計画

1 救助・救急体制の整備

(1) 村が実施する計画

ア 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設、診療所等に、救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団、日赤奉仕団、自主防災会等住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した救急方法及び応急手当の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 松本広域消防局との連携により、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

ウ 人命救助、救急搬送活動を迅速に実施するための施設（ヘリポート、診療所等）の整備を図る。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に行うとともに「救助隊の編成装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を促進する。

また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

ウ 救急救命士の養成等、救急業務の高度化を促進する。

エ 地震災害の人命救助活動等を迅速に実施するため、特殊車両・高度救助用資機材の整備を図る。

a 画像探知機（ファイバースコープ）、シリウス、地中音響探知器、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、ダイヤモンドチェーンソー、充電式鉄筋カッター、地震警報器等

b エアーテント及び後方支援車両等の緊急消防救助隊の後方支援資機材

オ 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。

カ 消防団、自主防災会等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

キ 家庭、施設及び事業所等に応急救急資機材及びパール、ジャッキ等応急救助機具の設置を奨励する。

- ク 関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行う。
- ケ 民間患者等搬送車の普及啓発を行うとともに、発災時の消防機関との連携体制を確立する。

2 医療用資機材等の備蓄

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(1) 村が実施する計画

- ア 災害等救急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、あらかじめ計画を策定する。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ調整を図る。
- イ 村内の病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 村が実施する計画

平成 25 年に策定された「松本広域圏災害時医療連携指針」において、震度 6 弱以上の震災被害に対しては医療支援を受けられる体制が確立された。

今後は、支援体制の増強及び、他地域の災害の際に、迅速な支援ができるような体制づくりに努める。

また、災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

4 消防機関及び医療機関の耐震化

消防施設は災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努める。

(1) 村が実施する計画

- ア 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定する。
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。
- イ 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図る。
- ウ 医療機関に対し、点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行う。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア 消防庁舎等については、すでに耐震診断及び耐震化事業済である。今後、定期的な建物点検、修繕等を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切かつ迅速に入手することが不可欠である。そのために、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立しておく。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。

(1) 村が実施する計画

ア 大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- (イ) 最先到着隊による措置
- (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (オ) 各活動隊の編成と任務
- (カ) 消防団の活動要領
- (キ) 通信体制
- (ク) 関係機関との連絡
- (ケ) 報告及び広報
- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、「長野県市町村災害時相互応援協定」、塩筑医師会との「災害時の医療救護に関する協定」及び松本広域圏3市5村（松本市、塩尻市、安曇野市、生坂村、山形村、朝日村、麻績村、筑北村）の間で「松本広域圏災害時医療連携指針」が確立されている。それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

ウ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

エ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

オ 関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア 圏域における救急医療体制の充実推進を目的として、3医師会、国立医療機関、保健福祉事務所等県の指導機関、行政及び松本広域連合で組織する「松本広域圏救急医療連絡会議」を平成7年に発足した。

震災時における多数傷病者事故等の対応の研究、松本広域消防局と医療機関等、関係相互の連携体制を強化推進する。

イ 村が締結している塩筑医師会との「災害時の医療救護に関する協定」を補完するため、災害時に村長が要請を行ういとまがないときを想定し、連合長が行う「覚書」の締結を促進する。

ウ 村災害対策本部への消防職員の派遣に伴う職員の業務内容を明確にして、有事の災害に備える。

エ 近隣消防機関及び医療機関との協力体制を整備する。

近隣消防機関、医療機関一覧

消防機関	連絡方法	医療機関	連絡方法
北アルプス 広域消防本部	0261-22-0119	市立大町総合病院 JA 長野厚生連 安曇総合病院	0261-22-0415 0261-62-3166
木曾広域消防本部	0264-24-3119	長野県立木曾病院	0264-22-2703
諏訪広域消防本部	0266-22-0119	市立岡谷市民病院	0266-23-8000

災害拠点病院

基幹災害医療センター	長野赤十字病院（長野市）
地域災害医療センター	佐久総合病院（佐久市）、国立病院機構信州上田医療センター（上田市）、諏訪赤十字病院（諏訪市）、伊那中央病院（伊那市）、飯田市立病院（飯田市）、県立木曾病院（木曾町）、信州大学医学部附属病院（松本市）、大町市立大町総合病院（大町市）、長野赤十字病院（長野市）、北信総合病院（中野市）

第6節 消防・水防活動計画

総務課

第1 基本方針

大規模震災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 計画

1 消防計画

大規模な災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び、住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

また、消防団活動については、地震による大規模災害で団員が被災した場合、十分な組織活動ができない場合も考えられるため、地域住民による応援協力が得られるよう体制づくりを推進する。

(1) 村が実施する計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模地震災害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防水利の多様化及び適正化

(ア) 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

(イ) 震災時においては、水道施設の破損及び道路障害等によって消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 既設消防水利等について、消防団と協力の上定期的に調査点検を行い、常に最良に使用できる環境を整えるとともに、老朽化等による施設更新・施設不足エリアへの新設を進める。

イ 消防団の育成及び強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

(ア) 消防団員等の人員の確保

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、次の対策を実施し人員の確保を図る。

a 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害

等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

b 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

c 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

(イ) 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

ウ 被害想定の実施

松本広域消防局と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

エ 応援協力体制の確立

「長野県市町村災害時相互応援協定」及び「長野県消防相互応援協定」に基づき、松本広域消防局と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

オ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

カ 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない等、緊急の必要がある場合は、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき他の地方公共団体への応援の要請及び応援の受入体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

消防機関が迅速かつ効果的に対処できるように、松本広域消防局消防計画の修正を行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期す。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

イ 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、「消防防災関係機関連絡会」を開催し、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

ウ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広域媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想・知識の普及啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、事業所等防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬局等多種類の危険物を管理する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

エ 活動体制の整備

大規模地震発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

(ア) 関係機関との連携に留意した初動時における活動体制・情報収集体制の整備

(イ) 大規模火災に対し、消防力の効率的運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の火災防御計画の策定

(3) 住民及び自主防災会が実施する計画

住民は、地震発生時には、まず自分の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待った後、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の使用を中止して、火災の発生を防止することを心がけることや、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時に

は初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災会においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

本村の中央を流れる鎖川は、鉢盛山から流れ出す野俣沢と、箱抜きから流れ出す中俣沢、橋戸から流れ出す樫俣沢の3つの河川が三俣で合流し、さらに舟ヶ沢へ流れた後に東へ流れ、小野沢付近から流路を北にかえ流下している。

この鎖川へ流れ込む支流は多く、地震発生時には堰止めや堤防の決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、洪水によって堤防の含水比が非常に高くなり決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかけることになるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する。

(1) 村が実施する計画

村は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団（消防団）の確立・整備
 - イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄他、次に掲げる事項
 - (ア) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - (イ) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
 - ウ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
 - エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
 - オ 河川ごとの水防工法の検討
 - カ 水防資機材搬送手段の確立
 - キ 住民に対する立退きの指示体制の整備
 - ク 洪水時等における水防活動体制の整備
 - ケ 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
 - コ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
 - サ 村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
 - シ サに該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
- ス 水防機関の整備（消防団が兼務）
 - セ 水防計画の策定
 - ソ 水防協議会の設立（当面、村防災会議にて水防に関わる必要事項を協議）
 - タ 水防訓練の実施（年1回以上）
 - (ア) 水防技能の熟練
 - (イ) 水防関係機関、自主防災会との連携強化
 - (ウ) 沿川住民の水防思想の普及啓発

(エ) 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(オ) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

チ 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備

イ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

ウ 地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視

エ 洪水時等における水防活動体制の整備

オ その他、松本広域消防連合消防計画による諸活動の実施

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

ア 浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

朝日村消防団の組織概要

組織					
分団数	4分団	部数	0班	【組織概要】 <pre> graph TD A[朝日村消防団] --> B[団本部] A --> C[分団] B --> D[音楽ラッパ班] B --> E[本部班] C --> F[第1分団] C --> G[第2分団] C --> H[第4分団] C --> I[第5分団] F --> F1[機械班] F --> F2[整備班] F --> F3[給与班] G --> G1[機械班] G --> G2[整備班] G --> G3[給与班] H --> H1[機械班] H --> H2[整備班] H --> H3[給与班] I --> I1[機械班] I --> I2[整備班] I --> I3[給与班] </pre>	
方面隊	0隊	班数	14班		
団員数	条例定数	170人			
	実員数	120人			
性別	男性	120人			
	女性	0人			
職業構成	国家公務員	1人			
	地方公務員	14人			
	特殊法人等公務員に準ずる職員	5人			
	うち農協職員	3人			
	日本郵政グループ	1人			
	その他	99人			
就業形態	被雇用者	74人			
	自営業者	4人			
	家族従事者	18人			
	その他	24人			
	うち学生	0人			
	うち大学生	0人			
	うち専門学校生	0人			
勤務地団員		0人			
機能別	機能別団員	35人			
	機能別分団	0分団 0人			
ポンプ	ポンプ自動車	1台			
	小型動力ポンプ付積載車	4台			
	小型動力ポンプ	8台			
	手引動力ポンプ	0台			
無線機	車載無線機	1台			
	携帯無線機	15台			
	受令機	0台			
階級別	団長	1人			
	副団長	1人			
	分団長	5人			
	副分団長	4人			
	部長	0人			
	班長	13人			
	団員	96人			

第7節 要配慮者支援計画

住民福祉課

第1 基本方針

近年の都市化、急速な高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出等による家族や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、高齢者、障がい者、児童、傷病者等の要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村、社会福祉協議会、医療機関、要配慮者利用施設の関係機関は、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 計画

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 村が実施する計画

ア 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。

また、村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村は、村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

ウ 避難行動要支援者名簿の整備

村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は次の事項に該当する者とする。

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- c 療育手帳Aを所持する者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 村の生活支援を受けている難病患者
- f 75歳以上の一人暮らし高齢者
- g 80歳以上の高齢者のみ世帯
- h 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(イ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置をとる。

また、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

また、避難行動要支援者名簿のほかに災害時の避難支援想定を促進するため、「災害時住民支え合いマップ」の作成や、地域住民による「お助け台帳」の随時更新及び適切な管理を推進する。

エ 個別避難計画作成の努力義務

村は、村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画について

は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供

村地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

カ 要配慮者支援計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

キ 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

ク 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設において、耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物質等の備蓄に努める。

ケ 要配慮者の態様に配慮した避難計画の策定

要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の要配慮者の態様に配慮した避難計画を策定するとともに、住民に対し指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の周知徹底を図る。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援に活用できるよう、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

コ 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、村の防災・福祉担当及び自主防災会や要配慮者（避難行動要支援者）の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

サ 支援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、要配慮者利用施設、近隣住民ボランティア組織等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援、協力体制の確立に努める。

シ 要配慮者及びその家族に対する指導

要配慮者が被災時において、的確に地域に支援を求め、安全な避難を行うために、要配慮者及びその家族に以下の指導を行う。

- (ア) 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日ごろから対策を講じておくこと。
- (イ) 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的なつながりを大切にすること。
- (ウ) 地域において防災訓練が実施される場合には、可能な限り積極的に参加すること。

ス 地域住民等に対する指導

要配慮者が被災時において、的確に地域に支援を求め、安全な避難を行うために、地域住民に以下の指導を行う。

- (ア) 地域住民による防災組織等において、地域居住の要介護者の把握に努め、支援体制について日ごろから整備する。
- (イ) 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力すること。
- (ウ) 区長、地区長、民生児童委員等に対して、該当者一覧を配布する。ただし、プライバシー保護には十分配慮する。

セ 避難のための情報伝達

避難行動要支援者等要配慮者に対する避難支援協力体制を踏まえ、災害時の情報の伝達が混乱及び遅滞なく行われるよう、地域住民も含めた情報伝達経路の確立に努める。

ソ 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者それぞれの支援が必要な事由を勘案し、災害時に速やかに避難できるよう避難支援の方法についても、日ごろより村と地域が一体となって検討・確立できるよう努める。

タ 情報伝達時の留意事項

- (ア) 情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。
- (イ) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (ウ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (エ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

チ 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者等は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。

そのため、避難支援等関係者等の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

ツ 個別避難計画の事前提供

村は、村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

テ 避難行動要支援者への配慮

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ト 地区防災計画との調整

村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 要配慮者利用施設対策

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設においては、施設利用者の安全確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の充実強化等、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

イ 防災施設・設備の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用

者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品とその他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

ウ 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災会等を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

エ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

オ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

カ 村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

キ 村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

ク 村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ケ ホテル・旅館等の確保

村は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

(2) 要配慮者利用施設が実施する計画

ア 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、村及び県の指導のもとに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

イ 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、施設そのものの災害に

対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

ウ 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災会等を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

エ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

オ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で、避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力する。

3 外国籍住民・外国人旅行者等観光客対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国籍住民や観光客等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災環境づくりに努める。

(1) 村が実施する計画

ア 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

村は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものにするるとともに、多言語化を推進する。

ウ 観光客の安全対策の推進

関係機関、関係団体と相互に連絡協調して、緊急時の連絡体制の確立と観光客の安全対策の推進を図るとともに、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

エ 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加促進等を通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図る。

オ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

カ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

4 在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携のもとに行う必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア 指定避難所の整備

村は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ 避難所における要配慮者支援体制の整備

村は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所に

において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

オ 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。

キ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意する。

ク 支援協力体制の整備

福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 村が実施する計画

ア 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災会等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

イ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

浸水想定区域の指定があったときは、村地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、

同計画の確認を行う。

(2) 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

なお、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地し、村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。

また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告する。

第 8 節 緊急輸送計画

建設環境課

第 1 基本方針

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救護活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第 2 計画

1 緊急交通路確保計画

(1) 村が実施する計画

- ア 警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述の拠点ヘリポート及び物資輸送拠点の交通確保について、特に配慮する。
- イ 朝日村総合計画に基づき、村内道路の整備を順次進め、災害に強い道路交通網の早期実現を図る。
- ウ 村内道路の応急復旧について、建設業界と事前に協定等を締結し、迅速な交通の確保を図れる体制をつくる。
- エ 村道をはじめとした幹線道路の整備及び農地と集落とを結ぶ農道整備を順次推進する。
- オ 緊急交通路となりうる林道について、関係機関と調整の上、開設、拡張、改良工事を推進する。
- カ 発災直後、警察官が到着するまでの間、緊急交通路沿道を管轄する消防団、交通安全協会、沿道住民、自主防災会等の協力のもと道路規制が行える体制づくりを推進する。
- キ 放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第 76 条に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

(2) 住民が実施する計画

区長・地区長は、関係地域内の緊急輸送道路を区域の住民に周知する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

陸路からの救急救助活動、又は緊急輸送が困難な場合は、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(1) 村が実施する計画

ア 拠点の確保・指定

本村の拠点ヘリポートとして、「朝日村役場ヘリポート」を指定している。

また、その他村内各地の指定避難所と重複しないよう臨時ヘリポート等を確保し、

ヘリコプター活用の効率的な運用が図れるよう整備する。

本村の物資輸送拠点としては、「農業者トレーニングセンター」を指定しているが、状況に応じ、村内の指定避難所と重複しないよう、臨時輸送拠点を確保し、円滑な物資輸送を図れるよう整備する。

なお、選定に際しては、自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

また、これらについて住民に周知していく。

イ 指定地周辺の環境整備

拠点・臨時ヘリポート・物資輸送拠点の環境整備、また、指定避難所等とのルート確保や通信機器の配備等に努める。

3 輸送体制の整備計画

災害時の迅速な応急対策活動のために、救援救護物資の輸送に必要な車両の確保が図れるよう、事前に村内外関係事業者等との連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておく。

(1) 村が実施する計画

ア 出動要請体制の整備

災害時における応急対策に必要な物資等の迅速確実な輸送を確保するため、村内外関係事業者等が所有する車両等の把握とリスト化を行い、出動要請体制整備を図る。

イ 救援物資集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のために、あらかじめ救援物資集結場所を様々な被害状況を想定し、設定しておく。

ウ 車両集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のため、あらかじめ関係車両の集結場所を様々な場合を想定し、目的別（道路等の応急復旧、救援救護、救援物資輸送等）を考慮し、数箇所設定しておく。

エ 緊急輸送の体制整備

必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

オ 輸送拠点の環境整備

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

カ 緊急通行車両等の事前確認事務

災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における（物資等の）輸送協定を締結した民間事業者等の車両に対し、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第9節 障害物の処理計画

建設環境課

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状況になることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は日頃、点検及び整備を実施する等、障害物となりうる工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前協議し、有事に備える。

第2 計画

1 障害物除去の体制づくり

各種施設等へのパトロール等の定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

災害発生直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなるものである。これら障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送道路として確保すべき道路の障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

(1) 村が実施する計画

ア 村内建設業者、森林組合等と事前に協議し、道路障害物除去等の活動に従事できるよう体制を整備するとともに、障害物を一時的に保管するための中継基地を選定確保しておく。

イ 緊急輸送道路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制を整備する。

ウ 特殊車両免許所持者を把握し、災害時における協力を依頼する。

エ 定期的な巡回点検を行い、必要な補強、補修を実施する。

オ 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

(2) 住民が実施する計画

ア 自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

2 未然倒壊防止啓発活動

(1) 村が実施する計画

ア 住民及び事業者に対し、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検整備を行い、倒壊等を未然に防止するよう啓発する。

第 10 節 避難の受入活動計画

住民福祉課、総務課、建設環境課、教育委員会

第 1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第 2 計画

1 避難計画の策定等

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期にわたる避難活動が予想されるため、避難方法、場所、経路、指定避難所の運営等きめ細かな避難計画を策定する。

また、特に土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する。

(1) 村が実施する計画

ア 村は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

イ 村は、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。

ウ 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(イ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

エ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災会の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

(イ) 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

(ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

(オ) 指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- a 給食措置
- b 給水措置
- c 毛布、寝具等の支給
- d 衣料、日用品の支給
- e 負傷者に対する救急救護

(カ) 指定避難所の管理に関する事項

- a 避難の受入中の秩序保持
- b 避難住民に対する災害情報の伝達
- c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- d 避難住民に対する各種相談業務

(キ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- a 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
- b 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

オ 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

カ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

キ 避難所マニュアル策定指針等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(2) 住民が実施する計画

ア 家族があわてずに行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- (ア) 家の中でどこが一番安全か
 - (イ) 救急医薬品や火気等の点検
 - (ウ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか
 - (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
 - (オ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか
 - (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
 - (キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣料等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難場所等の確保

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア 村は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、村地域防災計画に掲載する。

イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

オ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、家族や住民等の協力が不能な場合、運送事業者等の協力を得

ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

(1) 村が実施する計画

ア 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

イ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

オ 村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

カ 村は、オの公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

キ 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ク 村が全域的に被災する場合、又は被災場所によっては、隣接市町村の方が避難に利便がある場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

ケ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

コ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合い等による、避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

サ 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

シ 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

ス 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

セ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

ソ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

タ 公有地はもとより私有地についても、極力、安全性の確保に努め、今後開発される地域においても、指定緊急避難場所及び指定避難所が設けられるよう協力を求める。特に、公共用地については、積極的に広域避難場所としての整備を図る。

チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和8年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

ツ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

テ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発や空調設備の整備に努める。

ト 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受入れることができるよう配慮する。

ナ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について、あらかじめ定めるよう努める。

ニ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ヌ 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

4 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

○ 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

○ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し、適切な支援につなげる必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を検討するよう努める。

ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

5 住宅確保体制の整備

住居を失った被災者に対し、災害救助法が適用された場合には県が、適用されない場合は村が仮設住宅を提供することとなる。災害の際に迅速な供給を行うため、事前に供給体制の整備を行う。

(1) 村が実施する計画

- ア 災害救助法が適用されない場合における応急仮設住宅の供給体制について整備する。
- イ 応急仮設住宅の建設用地について、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- ウ 災害発生時には、村内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できる体制を整備しておく。
- エ 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- オ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- カ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- キ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- ク 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

6 学校等における避難計画

地震発生時、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長及び保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護についての次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(1) 村が実施する計画

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の立地条件等を考慮し、実態に即した避難場所、避難経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等を反映した、適切な避難対策を立てておく。

ア 防災計画

- (ア) 学校長等は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため、村、警察署、消防署及びその他関係機関と十分協議の上、防災計画を作成しておく。
- (イ) 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、村又は、村教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - a 地震対策に係る防災組織の編成
 - b 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達方法
 - c 村、村教委、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - f 児童生徒等の帰宅と保護の方法

- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 震災後における応急教育、応急保育に関する事項
- p その他、学校長等が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常時に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝撃によりどのような破損につながりやすいか点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下物の防止の措置がされているか点検する。

ウ 学校等施設の防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動規準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第 11 節 孤立防止対策

総務課、建設環境課、住民福祉課

第 1 基本方針

長野県は県域の 78%が山地であり、その間を 8 水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。

こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第 2 計画

1 通信手段の確保

(1) 村

平成 21 年 4 月に運用開始した同報系デジタル防災行政無線では、村内 38 箇所の屋外子局及び各戸に戸別受信機を設置しており、災害発生時等には、地震情報、被害情報、避難情報、救援情報等を伝達できるようになっている。

さらに、移動系防災行政無線（車載型及び携帯型の無線機）は、地域の情報収集や各種連絡伝達に活用されている。

今後は、設備の維持管理及び更新を進める必要がある。その際、地域との情報交信に必要な整備台数等を再検討するとともに、停電時でも通信が確保できるシステムの構築を図る。また、デジタル無線を補完する簡易無線等の整備を併せて検討する。

また、アマチュア無線の協力者の確保、孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保に努める。

孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。

N T T 東日本(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。

また、I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 村

ア 村道の耐震化等災害予防対策を推進する。

イ 緊急交通路の整備を推進する。

(2) 住民

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 村

ア 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

イ 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

ウ 観光地等にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

(2) 住民

各地区において、地区内の要配慮者について平常時から把握するように努める。

4 自主防災会の育成

(1) 村

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

従って、村内5つの各行政区の組織を通じ、自主防災会の組織化及び育成、活動要領についての教育指導、活動用資機材の整備充実に努めるとともに、要配慮者等の把握と、常日ごろの防災教育の推進を図る。

(2) 住民

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 村

避難所に指定する公民館等の施設の実態把握に努めるとともに、地震等による被害を受けないよう、立地条件の検討や老朽施設の耐震改修・更新等を図る。

また、被害の状況によっては、集落単位で孤立化するおそれがあるため、それらの地区において、避難所となりうる施設の確保について努める。

6 備蓄

(1) 村

備蓄計画については第12節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 住民

孤立が予想される地域の住民は、平常時から最低1週間分の備蓄を行う。また、観光・宿泊施設・別荘地等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第 12 節 食料品等の備蓄・調達計画

総務課、産業振興課、住民福祉課

第 1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に発災直後、援助物資が届くまでは、輸送手段等が限られるため住民はおおむね 3 日間、可能な限り 1 週間（孤立予想地域にあっては最低 1 週間。以下同じ。）は自らの備蓄で賄うことを原則とする。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持出しできない住民等を想定して必要量を村地域防災計画で定め、食料の備蓄を実施する。

また、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和 6 年 10 月 11 日付 6 危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第 2 計画

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 村

ア 平成 25、26 年度に実施した長野県地震被害想定調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、村の実状等を勘案し、食料を持出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、村地域防災計画等で定める。

イ 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。

ウ 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

エ 村と県の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

オ 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。また、周知啓発に当たっては、自主防災会の活用も図る。

カ 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努める。

(2) 住民

自らの命は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）や、生活用品等を非常時に持出しができる状態で備蓄するよう努める。なお、広域的な大規模災害時（南海トラフ地震等）には支援品の調達に相当の時間がかかるとも言われており、備蓄量については各家庭で検討する必要がある。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

2 食料品等の供給計画

(1) 村

本村は、食料の供給を行うため、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もされている。これらの食料や備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。

また、食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮する他、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

なお、食料品、生活必需品等の備蓄場所が万が一被災した場合の対応については、次のとおりである。

ア 民間業者等から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送の方法等を定めておく。（資料 19・20・21 参照）

イ 村のみでは十分な調達ができない場合は、広域応援協定等に基づき県又は他の市町村に調達・供給を要請できるよう計画しておく。

第 13 節 給水計画

建設環境課

第 1 基本方針

飲料水の備蓄については、今後、緊急遮断弁により確保された配水池を整備するとともに、浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制としては、稼働できる浄水場や清浄な水の確保が可能なプール等にもろ水器を設置して行う。また、各施設の維持管理に努めるとともに、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、村は被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本村での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

また、村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和 6 年 10 月 11 日付 6 危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第 2 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 村

現在、村内には、1,000 m³を超える取水量の舟ヶ沢水源の他、500 m³の古見・西洗馬配水池等大小合わせて 11 箇所の水源施設等がある。

いずれにしても配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置や、施設の老朽化に伴う更新が急務となっており、併せて、計画的に施設の災害に対する安全性の確保、耐震化等の整備促進を図る。

その他、住民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

また、住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。

(2) 住民

- ア ふろの残り湯の活用を習慣づける。
- イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 村

- ア 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。

- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。
- オ ボトルウォーター等の備蓄に努め、給水体制が確立される間を補完する。

簡易水道施設及び利用可能水源地等

	上水道等	取水・配水地域等	取水・貯水料等
①	舟ヶ沢水源	舟ヶ沢表流水	取水料 1,100 m ³ /日
②	御馬越水源	御馬越深井戸	取水料 45 m ³ /日
③	針尾第1水源	大尾沢湧水	取水料 207 m ³ /日
④	針尾第2水源	大尾沢湧水	取水料 870 m ³ /日
⑤	西洗馬水源	外山沢伏流水	取水料 253 m ³ /日
⑥	大尾沢浄水場	針尾・古見・西洗馬配水池へ	容量 212 m ³
⑦	西洗馬ポンプ場	西洗馬配水池へ	容量 24 m ³
⑧	御馬越配水池	御馬越・御道開渡・大石原地区	容量 372 m ³
⑨	針尾配水池	針尾・小野沢	容量 473 m ³
⑩	古見配水池	古見	容量 500 m ³
⑪	西洗馬配水池	本郷・西洗馬	容量 550 m ³

第 14 節 生活必需品の備蓄・調達計画

産業振興課、住民福祉課

第 1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じることが予想される。このため、災害に備えて次に挙げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット、毛布、エアーマット、段ボールベッド等）
- 衣類（下着、靴下、作業衣等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- 日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(必要量)

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、村の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和 6 年 10 月 11 日付 6 危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第 2 計画

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 村

災害時の生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対し、防災意識の向上を図り、住民自身における備蓄の促進を図る。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備に努める。

確保に当たっては、夏期には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含める等避難所の環境を十分に考慮するとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した生活必需品の確保に留意する。

そして、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日ごろから住民及び事業者等に対し、車両の燃料を半分以上としておくよう心がける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 住民

ア 住民は、災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品のほか、最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等

の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

イ 住民は、災害時に貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）や処方薬がすぐ持出しができるようにしておくこと。

ウ 被災時の飼養動物のフードや飲料水は飼い主の自己管理となることから、人間同様に家庭内でペット用防災用品の備蓄（食料、水、常備薬、食器、トイレ用品、ケージ、キャリーバック、首輪、リード、動物の写真等）を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 村

災害発生後、村は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

なお、村の備蓄場所が万が一被災した場合は、「広域応援協定」等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請して調整を図る。（資料4・5・6参照）

ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。

イ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第 15 節 危険物施設等災害予防計画

総務課

第 1 基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第 2 計画

1 危険物施設災害予防計画（資料23参照）

(1) 村・松本広域消防局

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震動による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求める他、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。

(ウ) 化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関等、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理徹底を指導する。

(エ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

イ 自主防災会の整備促進

(ア) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自主防災会等の体制の整備について指導する。

(イ) 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会等の保安教育を実施する。

ウ 化学的な消火、防災資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自主防災力の確立について指導する。

オ 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

(2) 住民

- ア 災害発生時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努める。
- イ 危険物施設の防油堤の設置を促進する。

2 その他危険物施設等災害予防計画

(1) 村・松本広域消防局

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物質使用施設等の災害予防については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

第 16 節 電気施設災害予防計画

第 1 基本方針

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、村は中部電力株式会社等と協力して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

第 2 計画

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 関係機関（中部電力・東京電力）

ア 電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。

イ 災害時には送電施設の倒壊等・危険物流出・停電等により、施設周辺部への被害が及ぶことが予想されるため、平常時より実践的な連絡伝達訓練を実施することで、本村をはじめとした自治体や地域住民・関係機関への迅速な情報提供ができる連絡体制を調べておく。

ウ 危険物等の流出に備え、必要な資機材を準備しておく。

2 職員の配置計画

(1) 関係機関（中部電力・東京電力）

各関係機関（電力会社）において、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立する。

3 関係機関との連携

(1) 関係機関（中部電力・東京電力）

各関係機関（電力会社）において、平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備する。

(2) 村は、村地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

第 17 節 都市ガス施設災害予防計画

※ 本村においては、本節に係る施設・構造物等が現在設置されていないため、内容等の記述は未登録とした。しかし、将来的に、本村の実情・法令等により、設置等の具体的な予定、計画等が決定・設置された時点で、追録にて補正する。

第 18 節 上水道施設災害予防計画

建設環境課

第 1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災しにくいことが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第 2 計画

1 上水道耐震計画

(1) 村

ア 平成 22 年度に実施された施設・管路の耐震調査、及び令和 5 年度に策定した朝日村簡易水道事業アセットマネジメントにより、管路の耐震化、老朽管の布設替え並びに耐震性機材の採用、配水系統の相互連絡のブロック化を促進することで、施設整備を推進する。

イ 水道事業者相互の水道連絡管の整備促進を図る。

ウ 復旧資材の備蓄を行う。

エ 上水道施設管理システム、水道施設監視システムによる全村的な水道管理体制の維持に努める。

オ 水道管路図等の整備を行う。

第 19 節 下水道施設災害予防計画

建設環境課

第 1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの 1 つであり、1 日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等地震に強いむらづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については、改築、補強、耐震化に努め、今後、建設する施設については、新耐震基準に基づいて、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、緊急用資材の確保、応援協定に基づく復旧体制の確立を図る。

第 2 計画

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 村

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、湖や河川に隣接している等地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進める。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 村

ア 迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。

ウ 復旧体制については、被災時には関係職員・業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する等の広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立している。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 村

災害時に、被災の状況を的確に把握し、また、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するために、緊急用・復旧用資材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材について、平常時から計画的に購入し、備蓄していく。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 村

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。本村においては、水道施設管理システム・水道施設監視システムの整備・更新によりこの台帳はデータベース化済みであり、適宜更新を継続することで、適切な下水道管理を推進する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 村

下水道施設が、万一、被災した場合でも、ライフラインとしての機能を確保できる体制を整えておく必要がある。

このため、管渠の2系統化（多重化）、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第 20 節 通信・放送施設災害予防計画

総務課、建設環境課

第 1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招く等、社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、村、関係機関等を結ぶ情報連絡体制の整備を図る。

第 2 計画

1 緊急時のための通信確保、防災行政無線の整備

(1) 村

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大等により通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。

このため、各機関において、停電時対策として有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動系通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器の整備・耐震化を図る。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮する。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

本村では、災害時の対応として、県と交信できる長野県防災行政無線を役場庁内に設置している。また、住民への情報伝達は、平成 21 年 4 月から同報系デジタル防災行政無線により村内各 38 箇所の屋外子局（スピーカー）、また各家庭、公共施設に戸別受信機を設置して対応している。このほか、移動系防災行政無線（デジタル）の設置により村・消防団・自主防災会間の交信が可能である。しかし、大規模災害時には、設備の損傷や停電時の受信不能により、防災通信そのものが機能しなくなってしまう危険性もある。

このため、簡易無線局（トランシーバ等）の整備を図る他、住民への情報伝達手段として臨時災害放送局の開局体制の確立、並びに自主防災会等の組織単位において防災・生活関連機関等で、相互間通信を行える防災無線の整備を図っていくことが肝要である。

また、IP 通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、施設については、耐震性の向上、非常用電源施設整備等、災害予防対策を図る。

2 電気通信施設災害予防

(1) 村

村は、村地域防災計画等の定めるところにより、NTT 東日本(株)等の電気通信事業者との連携を図る。

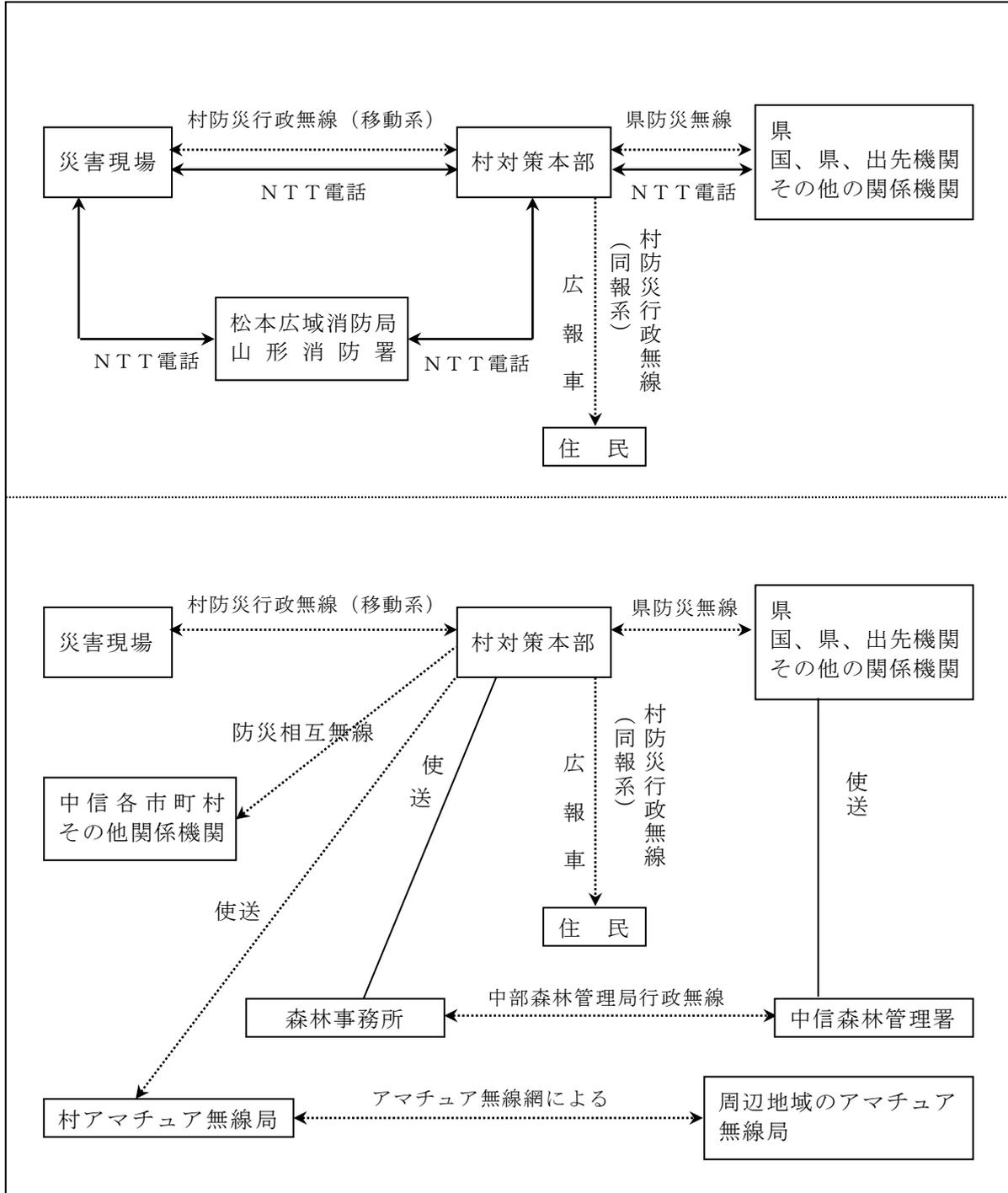
3 道路埋設通信施設災害予防

(1) 村

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

道路管理者は、通信事業者と調整のついで箇所より、電線共同溝又は共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

災害通信系統図



第 21 節 鉄道施設災害予防計画

※本節は、JR等の輸送機関が直接行う予防計画であり、参考として登載した。

第 1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、震災の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐えるよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するとともに、各機関の職員の配置計画のもと、関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第 2 計画

(1) 村

災害の状況に応じ、鉄道会社との連携を図る。

(2) 北陸信越運輸局

ア 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。

イ 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。

ウ 関係機関との連携を図る。

(3) 東日本旅客鉄道㈱

ア 鉄道施設の点検整備は、常時定期的にすべての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置をとる。

イ 長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

ウ 部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

(4) アルピコ交通㈱

ア 線路整備のために、盛土部、切取部の法面箇所を調査し、要注意箇所を把握する。

また、防災工事を必要とする箇所は、その対策工事を実施する。

イ 点検調査を実施し、補強化対策を要する橋梁には、補強等の整備を実施する。

ウ 災害時における、救援車、作業車等の整備、非常用器材の配置に努める。

第 22 節 災害広報計画

総務課

第 1 基本方針

災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

第 2 計画

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 村

- ア 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- イ コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- ウ 災害情報共有システム（Lアラート）、村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制を整備する。
- エ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- オ NTT株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 村

- ア 災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。
- イ 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- ウ 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第 23 節 土砂災害等の災害予防計画

建設環境課、産業振興課

第 1 基本方針

本村においては、地形的高低差は少ないものの、大規模災害時の土砂災害を防止するためには、平素から、危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的・長期的な対策を講ずる。（資料 28 参照）

第 2 計画

1 地すべり対策

(1) 村

本村には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はないが、今後危険箇所が発見された場合には地すべり危険箇所に対し、関係住民の理解協力を得つつ、指定を促進するとともに、当該区域の警戒避難体制についての確立に努めるとともに住民に対し周知を図る。

またおおむね対策工事が完了した地区については、県からの委託により、巡視及び修繕を行う。

(2) 住民

朝日村防災マップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

2 山地災害危険地対策

(1) 村

村内には、山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区として、山腹崩壊危険地区 18 箇所、崩壊土砂流出危険地区 63 箇所が指定されており、毎年、県が実施している見直し調査に協力する。（資料 29）

さらに、地震による山腹崩壊・崩壊土砂流出・土砂崩壊の危険度、断層の有無、落石発生危険度等の調査・点検についても関係住民の理解を得ながら県に協力していく。また、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3 土石流対策

(1) 村

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨等によって土石流が発生し、人家集落が破壊的被害を受けた事例が多い。特に本県は、糸魚川—静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急しゅんで脆弱な地質の土地が多く、令和 5 年 4 月 1 日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は 6,715 区域で、全国でも有数の土石流の発生地となっている。本村においても 31 箇所の溪流が指定されており、平素からの警戒が求められる。

また、平成 8 年 12 月 6 日の小谷村での「蒲原沢土石流災害」（平成 7 年 7 月 11 日及び平成 8 年 6 月 25 日の豪雨災害による復旧工事中、「山津波」とも呼ばれる土石流により、作業員 14 名が死亡した渇水期では前例のない土石流災害）等を教訓に、本村としても再発防止のための万全な安全対策を講ずるよう努める。

ア 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（朝日村防災マップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土砂災害警戒区域等を住民に周知する。

ウ 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(2) 住民

朝日村防災マップ等によって土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、安全な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 村

がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域等を指定し、次の事項を実施する。

ア 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（朝日村防災マップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土砂災害警戒区域等を住民に周知する。

ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ 避難のための立退きの万全を図るため、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

オ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

(2) 住民

朝日村防災マップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 村

ア 朝日村防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておく。

6 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 村

ア 住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

イ 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(イ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

ウ 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

(ア) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

a 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

c 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

d 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

f 救助に関する事項

g その他警戒避難に関する事項

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

エ やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

(2) 住民

ア 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村、消防機関、警察機関等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

イ 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について村に助言を求めらる。

<参考>

1. 区域の指定及び指定基準

(1) 指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を村長の意見を聞いて県知事が指定する。

(2) 指定基準

ア. 急傾斜地の傾斜度が30度以上であること。

イ. 急傾斜地の高さが5m以上であること。

ウ. 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、所管等の公共建物に危害が生じるおそれがあるもの。

(3) 被害想定区域

ア. 崖上、崖高と同距離の範囲

イ. 崖下、崖高の2倍（50mを限度とする。）の距離で崖左右端の垂線から外側に各々30度に広げた範囲

2. 所有者等に対する防火措置

村は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険箇所の所有者、占有者に対し、擁壁、配水施設その他必要な防災工事を施す等改善措置をとる指示する。

3. 危険区域の実態把握

崖崩れの危険が予想される箇所については、毎年梅雨時期前及び降雨が続くような時期前に崖の勾配、立木の状態、排水施設の状態、擁壁の状態及び崖崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響、その他必要事項を調査し、異常を認めた場合は対策を講じる。

第 24 節 防災都市計画

※ 本村においては、本節に係る施設・構造物等が現在設置されていないため、内容等の記述は未登録とした。しかし、将来的に、本村の実情・法令等により、設置等の具体的な予定、計画等が決定・設置された時点で、追録にて補正する。

第 25 節 建築物災害予防計画

全部、総務課、建設環境課、教育委員会

第 1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第 2 計画

1 公共建築物

(1) 村

ア 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、村営住宅、村立学校等で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて、耐震改修等を行う。

イ 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、今後、必要に応じて改築、改修等を行う。

ウ 防火管理者の設置

松本広域消防局の指導により、学校、病院等で消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

エ 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 村

ア 耐震診断、耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

ウ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はこれらの制度の普及促進に努める。

(2) 住民

ア 建築物の所有者等は、必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

イ 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

ウ 地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 村

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

また、県と連携を図り危険なブロック塀等の撤去への助成を行う。

(2) 住民

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。また、地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 文化財

(1) 村

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。村内の県、村指定文化財は、資料 33 のとおりであるが、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

ウ 区域内の文化財の所在の把握に努める。

(2) 住民

ア 所有者は、防災管理体制及び防災施設を整備し、自主防災会と連携し、災害対策について確立を図る。

イ 建造物内にある文化財の把握に努める。

第 26 節 道路及び橋梁災害予防計画

建設環境課

第 1 基本方針

震災時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に 1～2 度程度発生する確率の地震）に際して、機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

第 2 計画

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 村

落石、盛土、橋梁等の点検に基づき、施設整備計画により耐震性を配慮して、緊急度の高い箇所から順次整備する。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 村

ア 応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、村地域防災計画の定めるところにより、協力体制の整備と交通の確保を図る。

イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び村が情報共有できる体制の整備に努める。

第 27 節 河川施設等災害予防計画

建設環境課

第 1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、耐震性及び安全の確保に努める。

第 2 計画

1 河川施設災害予防

(1) 村

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

したがって、施設整備計画により、河川管理施設の耐震性の向上を図る。

第 28 節 ため池災害予防計画

建設環境課

第 1 基本方針

村内には、農業用ため池があり、築造後かなり経過して老朽化が進んでいることが予想される。

万一、大規模地震により、これが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからぬ被害が及ぶおそれもある。

そこで、被害発生を未然に防止するために、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設について、耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第 2 計画

(1) 村

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告する。

イ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

ウ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

エ ため池管理者との緊急連絡網を作成する。

朝日村ため池一覧表

番号	ため池	規 模		施行年度	管理主体	防災重点 ため池
1	桐ヶ池	堤高 2.5m	堤頂長 27m	昭和 22 年 6 月	上組	
		天端巾 35m	余裕高 0.5m			
2	池ノ入	堤高 3.5m	堤頂長 45m	昭和 20 年 6 月	上組	○
		天端巾 5.5m	余裕高 1 m			
3	芦ノ池	堤高 7 m	堤頂長 80m	平成 10 年	古見区	○
		天端巾 4.5m	余裕高 1.5m			
4	原新田堤	堤高 5 m	堤頂長 100m	昭和 30 年	受益者	○
		天端巾 3 m	余裕高 1 m			
5	滝ヶ入池	堤高 7 m	堤頂長 38m	昭和 18 年	上組	○
		天端巾 5 m	余裕高 2 m			
6	和方堤	堤高 2 m	堤頂長 18m		個人	○
		天端巾 3 m	余裕高			
7	小和田堤	堤高 3.5m	堤頂長 45m		三ヶ組	
		天端巾 4 m	余裕高			
8	かつら入堤	堤高 3 m	堤頂長 22m		光輪寺	○
		天端巾 3 m	余裕高			

第 29 節 農林水産物災害予防計画

産業振興課

第 1 基本方針

地震による農林水産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等の生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林水産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害等も予想される。そこで、予防技術対策の充実、林野の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や広報の検討を行う等の安全対策を指導する。

第 2 計画

1 農水産物災害予防計画

(1) 村

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

(2) 住民

ア 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

イ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 村

村の森林整備計画に基づき、健全な林野づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(2) 住民

ア 村等が計画的に行う林野整備に協力する。

イ 施設の補強等対策の実施に努める。

第 30 節 積雪期の地震災害予防計画

建設環境課

第 1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いむらづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第 2 計画の内容

1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いむらづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 村

ア 地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立する。

イ 応急復旧のために建設団体と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。

ウ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

(2) 自主防災会・住民

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

3 消防活動の確保

(1) 村

ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

イ 防火水槽及び自然水利の取り付け箇所付近の除雪を励行する。

ウ 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

エ 多雪型消火栓の整備を図る。

4 避難場所及び避難路の確保

(1) 村

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や、冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

エ 地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

オ 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、

降積雪の影響を考慮して設置する。

5 寒冷対策の推進

(1) 村

ア 避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるので、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策等避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

6 スキー客等に対する対策

(1) 村

ア 村は、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について、地域防災計画等で定めるよう努める。

イ スキー場事業者に対してスキー客に対する食料・燃料・医療等の孤立対策計画を定めるよう指導を進める。

7 家屋倒壊の防止

(1) 村

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

(2) 住民

雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

第 31 節 災害の拡大と二次災害の予防計画

建設環境課、総務課

第 1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第 2 計画

1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策

<建築物関係>

(1) 村

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士(以下「危険度判定士」という。)を受け入れる体制を整備する。

<道路・橋梁関係>

(1) 村

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

<危険物関係>

(1) 村・松本広域消防局

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 事業所の自衛消防体制強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 村

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備(耐震性の向上等)を進めていく必要がある。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 村

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第 32 節 防災知識普及計画

総務課、教育委員会

第 1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が平常時から食料・飲料水の備蓄など災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとれることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災会等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、村、県及び指定行政機関等は災害文化の伝承や、体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第 2 計画

1 住民・自主防災会・企業等に対する防災知識の普及活動

(1) 村

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、村ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(ア) 最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

(イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識

(エ) 警報等や、避難指示等の意味や内容

(オ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(カ) 地震発生時の地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識

(キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - (ケ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (コ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - (サ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - (シ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - (ス) 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
 - (セ) 正確な情報入手の方法
 - (ソ) 要配慮者に対する配慮
 - (タ) 男女のニーズの違いに対する配慮
 - (チ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - (ツ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (テ) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - (ト) 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - (ナ) 避難生活に関する知識
 - (ニ) 平常時から住民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (ヌ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (ネ) 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - a 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (ノ) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
 - (ハ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
 - (ヒ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - (フ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (ヘ) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- イ 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
- ウ 防災マップ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成、配布し、徹底した情報提供を行う。
- エ 自主防災会における地区別防災マップの作成に対する協力について指導推進する。

- オ 防災マップについて十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- カ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- キ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- ク 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ケ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症等の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 松本広域消防局

- ア 県所有の地震体験車等を活用して、住民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
- イ 自主防災会等の防災知識の普及、組織の育成に努める。
- ウ 映画、スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図る。

(3) 自主防災会

地区別防災マップ等は、きめ細かな防災情報の掲載、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点から、自主防災会等において作成するのが望ましい。

(4) 住民等

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて防災意識を高める。

- ア 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認
- イ 発災時の連絡方法（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- オ 備蓄食料の試食及び更新
- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- キ 地区別防災マップの作成
- ク 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(5) 企業等

災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 村

村で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

(2) 松本広域消防局

旅館、ホテル等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

(3) 防災上重要な施設の管理者等

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校等における防災教育の推進

(1) 村

ア 学校等においては、大規模災害にも対処できるように、村及び関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 村

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災担当の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、各種防災訓練、防災に関する研修・講習会等への参加を通じて防災知識の普及・高揚を図っていく。

ア 地震に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震動に関する知識

ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 村

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(2) 住民

自ら災害教訓の伝承に努める。

第 33 節 防災訓練計画

総務課

第 1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

村は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第 2 計画

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 村

本村は、防災の日（9月1日）を挟む防災週間を中心に、防災訓練を実施しているが、今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するとともに、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

ア 地震総合防災訓練

村は、災害発生時に関する検証・確認及び、住民の防災意識の高揚を目的として、長野県中部を震源とした巨大地震を想定した地震総合防災訓練を、防災週間（8月30日～9月5日）に合わせて実施する。

イ 土砂災害防災訓練

村は、県との共催で、土砂災害に対する情報伝達及び避難体制の強化を目的として、土砂災害発生のおそれがある地域において、土砂災害防止月間（6月）に合わせて実施する。

ウ その他の訓練

次の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。また、感染症等の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

(ア) 水防訓練

村内の円滑な水防活動の遂行を図るため、水防管理者（村長）は、県及び

関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて、他の関連した訓練も併せて行う。

(ウ) 災害救助訓練

村及び災害救助実施機関は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

村、県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

村及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会所等の建造物内の人命保護を目的として実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者は、毎年、消防機関等と協力して避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(ケ) 複合災害を想定した訓練の実施

村及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(2) 松本広域消防局

ア 消防訓練

広域消防局は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、初期消火、救助・避難誘導及び広報訓練を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

イ 災害救助訓練

救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助等の訓練を行う。

ウ 通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、各訓練の時期をとらえて、通信、指揮統制等の訓練を行う。

エ 情報収集訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が的確に実施できるよう、各訓練実施時に、あらかじめ示された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

オ 職員非常招集訓練

職員非常招集訓練計画に定める訓練を実施する。

(3) 住民

住民は、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 企業等

ア 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

イ 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(1) 村及び訓練の実施機関

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 村及び訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の、地域に係る多様な主体と連携した訓練となるよう努める。

(ウ) 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(エ) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

イ 訓練の事後評価

村及び訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価・検証を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第 34 節 災害復旧・復興への備え

建設環境課 総務課

第 1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制し、処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備充実に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制、罹災証明書の発行体制の整備を図る。

第 2 計画

1 災害廃棄物発生への対応

(1) 村

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認等広域処理体制の充実に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画に基づき実施する。

ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町村や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 村

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

村は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村が保管している公図等の写しの被災回避のための手段を講ずる。

3 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 村

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第 35 節 自主防災会等の育成に関する計画

総務課

第 1 基本方針

災害時に被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が、村や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者への対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災会の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者への対応等が期待される。

また、自主防災会は、日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、今日的な社会環境の中でもその重要性を増しているといえる。

今後、より積極的に自主防災会の育成強化に努める。

第 2 計画

1 地域住民等の自主防災会の育成

(1) 村

村は、自主防災会に対して、防災知識の普及啓発活動と併せて組織強化への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

2 自主防災会の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備及び組織の活性化

(1) 村

ア コミュニティ助成事業、緊急防災減災事業等を活用し、自主防災会の資機材（備蓄庫、救助機材、避難所運営機材等）の整備を進めていくとともに、自主防災会が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

- イ 自主防災会のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して、自主的な防災活動の普及拡大を図る。
- ウ 県が開催する研修等に参加し、自主防災会等に対して育成強化を図ることができ体制づくりを進める。
- エ 自主防災会の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災会の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4 各防災組織相互の協調

(1) 村

- ア 地域の自主防災会間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- イ 地域の自主防災会の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。
- ウ 自主防災会と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第 36 節 企業防災に関する計画

第 1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

第 2 計画

1 企業防災の充実

(1) 村

ア 住民向け講座等の啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 企業

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に確認し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力等地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

- オ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- カ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第 37 節 ボランティア活動の環境整備

住民福祉課

第 1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。また、ボランティアが、必要ときに、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県、村、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第 2 計画

1 ボランティアの事前登録

(1) 村

村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 村

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

イ 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

また、村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する村社会福祉協議会との役割分担等を、あらかじめ定めるよう努める。特に、村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(2) 村社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・村との連携により、その体制確保に努める。

3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

そのため、長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

県、村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等関係機関の指導と協力のもと、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催する、より実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、本村におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第 38 節 災害対策基金等積立及び運用計画

総務課

第 1 基本方針・計画

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立てを行い、その維持と的確な運用を図る。

第 39 節 震災対策に関する調査研究及び観測

総務課

第 1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

第 2 計画

1 村

村内には、県による地震計が役場敷地内（古見 1555-1）に設置され、庁内で地震規模が掌握できる。

村は、今も、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

また、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努める。

2 松本広域消防局

出火危険、延焼危険地域内での、延焼阻止線の調査研究を進める。

第 40 節 観光地の災害予防計画

産業振興課

第 1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災会での応援体制の整備を図る。また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第 2 計画

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 村

- ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災会を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 村

- ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- ウ 観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や、非常用電源の確保を図る。

第 41 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

総務課

第 1 基本方針

村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定める。

第 2 計画

1 村

村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 住民及び事業者

村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行う。

番号	地区防災計画名	策定年度
1	下組地区防災マップ	2015 年度
2	大石原地区防災マップ	2016 年度
3	上古見地区防災マップ	2018 年度
4	御馬越地区防災マップ	2018 年度
5	一之沢地区防災マップ	2019 年度
6	中村・北村地区防災マップ	2020 年度
7	中通地区防災マップ	2020 年度
8	小野沢区防災マップ	2021 年度
9	横出ヶ崎地区防災マップ	2022 年度
10	三ヶ組地区防災マップ	2023 年度
11	御道開渡地区防災マップ	2024 年度
12	上組地区防災マップ	2025 年度

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

総務課、関係各課

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

第2 対策

1 緊急地震速報の伝達

(1) 村

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、整備の充実を図るよう努める。

2 報告の種別

(1) 村

ア 概況速報

村職員は、災害が発生したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を、村へ報告する。

イ 被害中間報告

村職員は、被害状況を収集し、村へ逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

村職員は、同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに村へ報告する。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。なお、被害が甚大であり、村において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め、被害調査を行う。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	関係各課	県関係現地機関
人的及び住家の被害	総務課・企画財政課	地域振興局
・高齢者等避難情報 ・避難指示等避難状況	総務課・企画財政課	地域振興局
社会福祉施設被害	住民福祉課	保健福祉事務所
農・畜・水産業被害	産業振興課	地域振興局、農業農村支援センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農業協同組合
農地・農業用施設被害	産業振興課、建設環境課	地域振興局、土地改良区
林業関係被害	産業振興課	地域振興局、森林組合
公共土木施設被害	建設事務所、砂防事務所、建設環境課、地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所、砂防事務所	
都市施設被害	建設環境課	建設事務所、松本ブロック事業体
水道施設被害	建設環境課	地域振興局、企業局、松本ブロック事業体
廃棄物処理施設被害	建設環境課	地域振興局
感染症関係被害	住民福祉課	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	産業振興課	地域振興局、商工会
観光施設被害	産業振興課	地域振興局、観光協会
教育関係被害	教育委員会	教育事務所
県有財産被害	県関係各課	
村有財産被害	施設所管課	
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	警備業協会
火災速報	総務課・企画財政課	
危険物等の事故による被害	総務課・企画財政課	

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除き、次表のとおりとする。

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。

項 目	認 定 基 準
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のをいう。
住家半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のをいう。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 村

(ア) 村は、あらかじめ定められた村地域防災計画等における情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は松本地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 村庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に、直接、被害情報等の連絡を行う。この場合の対象とする災害は、次に定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

a 県において災害対策本部を設置した災害

b 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

c a又はbに定める災害になるおそれのある災害

(2) 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

ア 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

村、県、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を同報系デジタル防災行政無線（戸別受信機含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(ア) 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

(イ) 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1

以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

イ 震度速報

震度 3 以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約 1 分半で、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

ウ 地震情報（震源に関する情報）

震度 3 以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

エ 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度 3 以上を観測、津波警報・注意報を発表又は若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。

震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

オ 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

カ 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度 1 以上を観測した場合に発表する情報。

震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

キ 地震情報（推計震度分布図）

震度 5 弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

ク 長周期地震動に関する観測情報

震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に発表する情報。

地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分程度で 1 回発表）。

(3) 水防情報

県水防本部、建設事務所長、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部

署に通報する。

6 通信手段の確保

(1) 村

ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

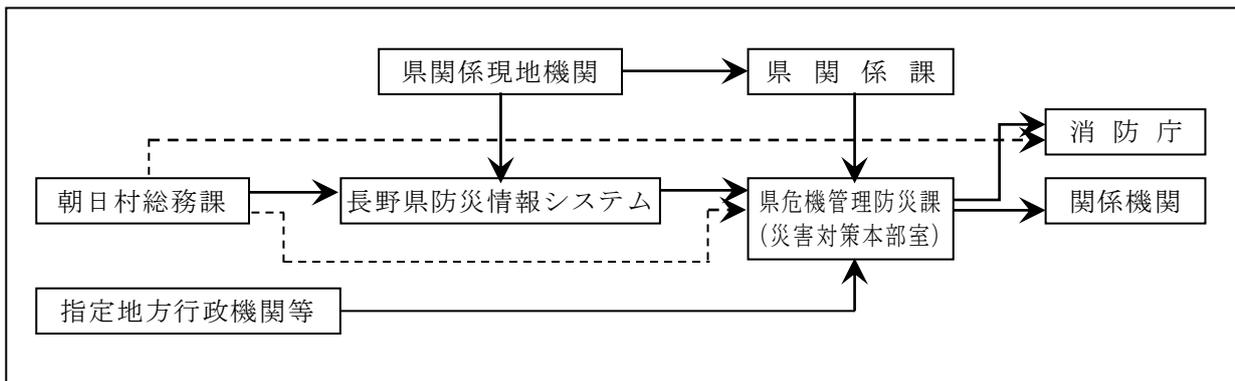
イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

◎朝日村の災害情報連絡系統図及び使用する報告様式番号

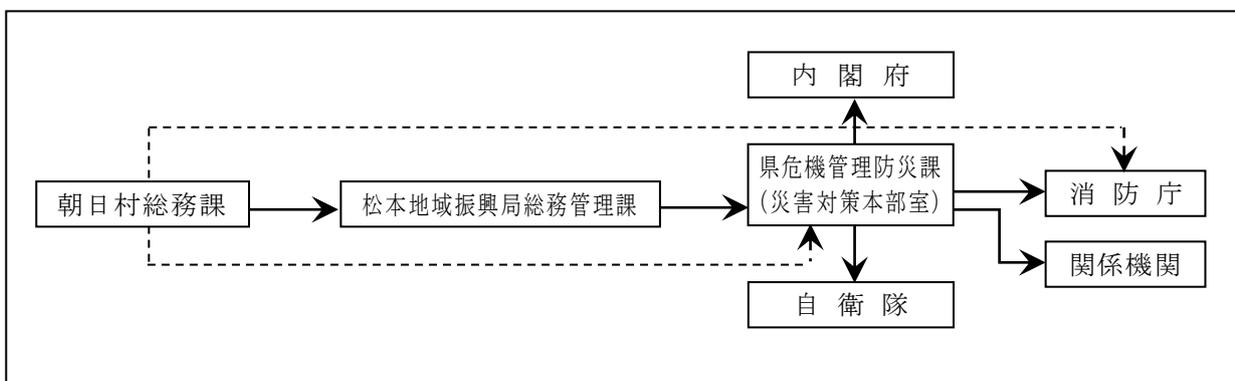
(1) 概況速報……長野県防災情報システム クロノロジーを使用（消防庁への速報は消防庁第4号様式（その1）（表21の2））

村は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害について、クロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



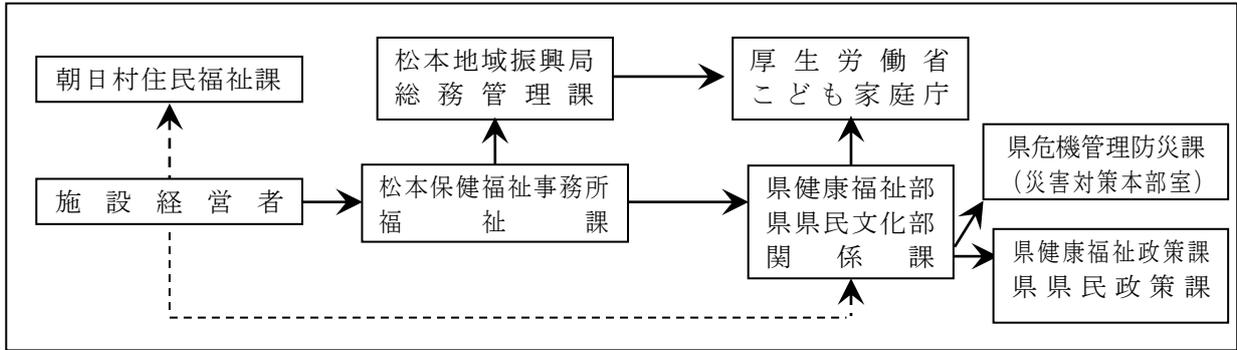
(2) 人的及び住家の被害状況報告……様式第2号又は消防庁第4号様式（その2）（表21の3））

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告……様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



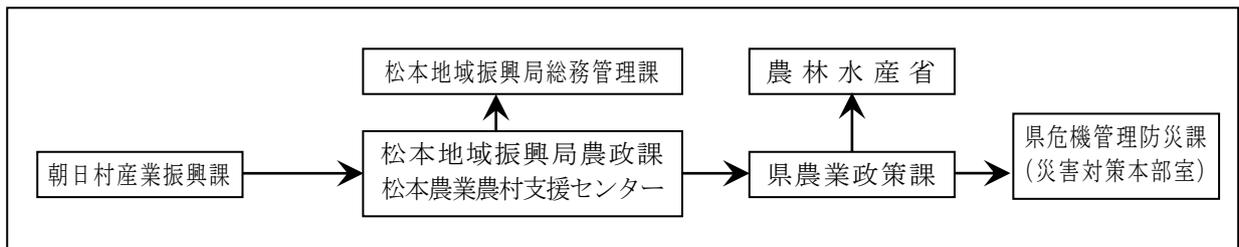
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告……様式第3号

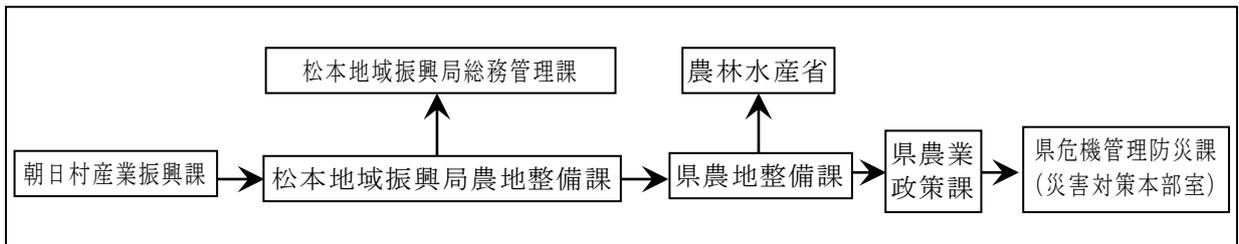


(4) 農業関係被害状況報告……様式第5号

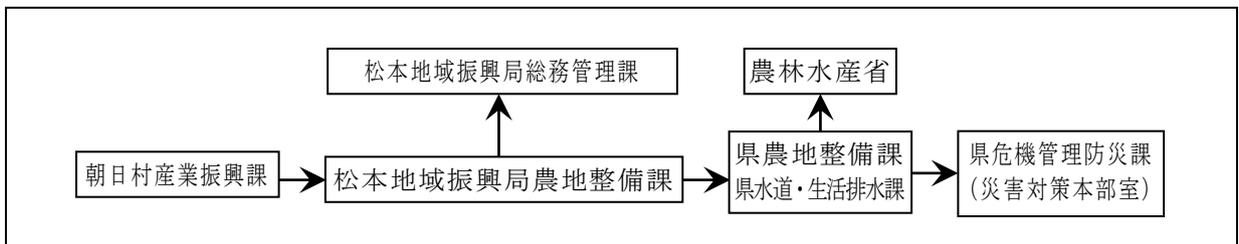
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



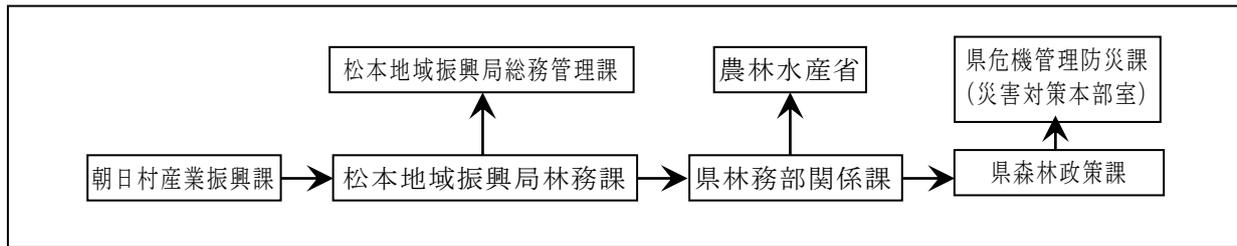
イ 農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

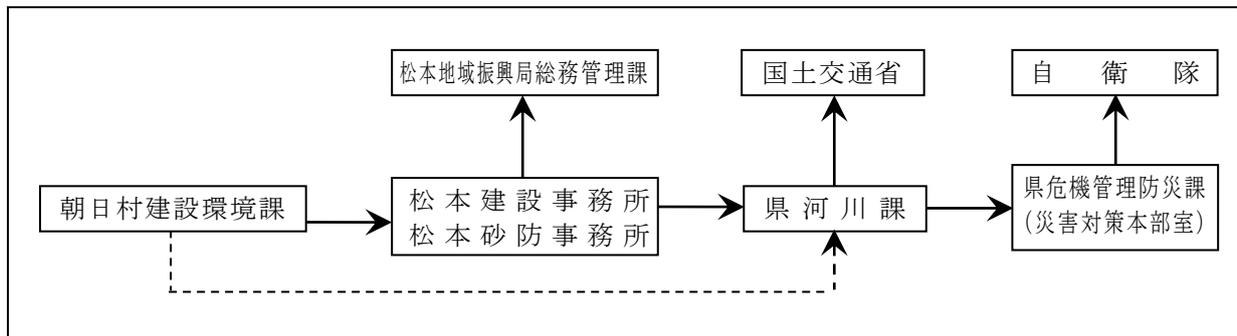


(5) 林業関係被害状況報告……様式第6号

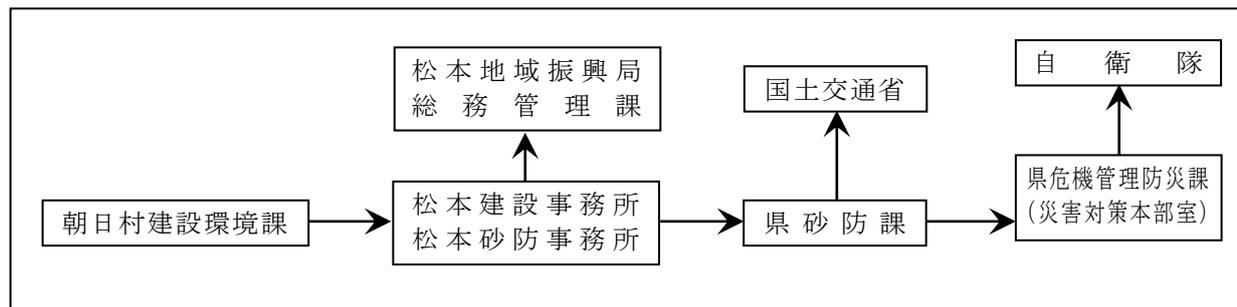


(6) 土木関係被害状況報告……様式第7号

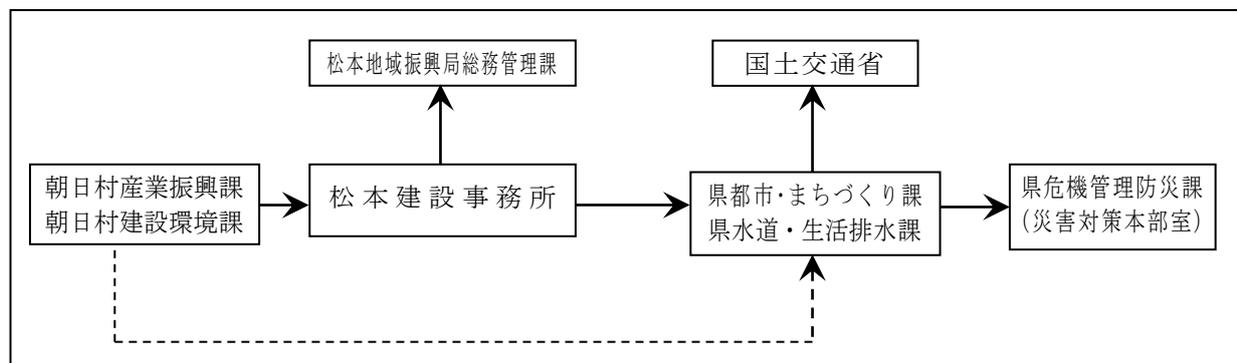
ア 公共土木施設被害状況報告等



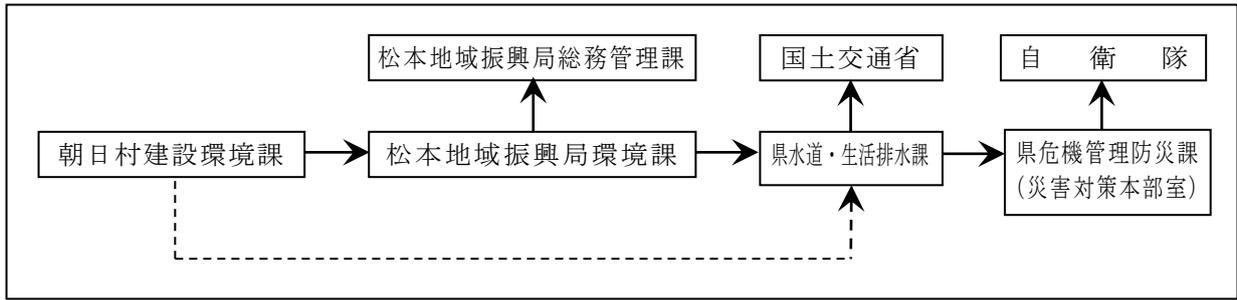
イ 土砂災害等による被害報告……地図若しくはGIS又は様式第7号



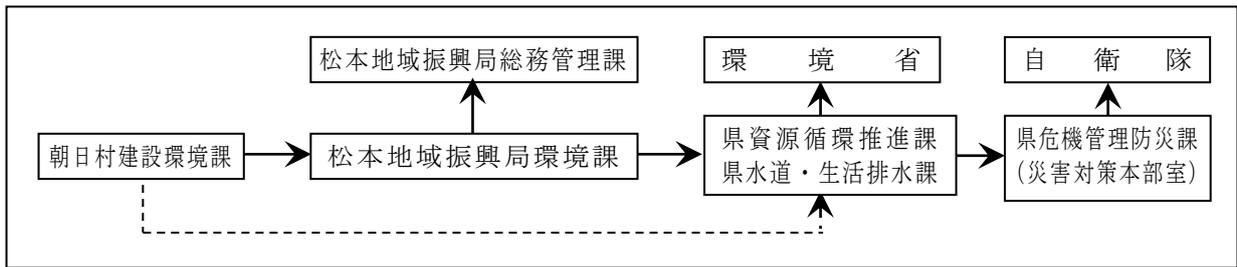
(7) 都市施設被害状況報告……様式第8号



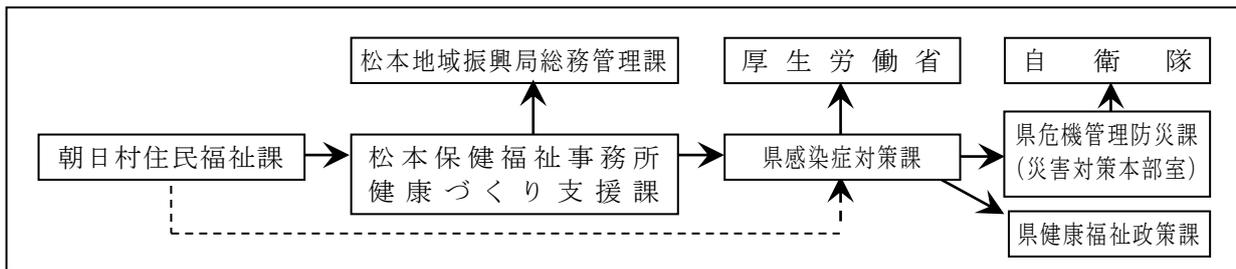
(8) 水道施設被害状況報告……様式第9号



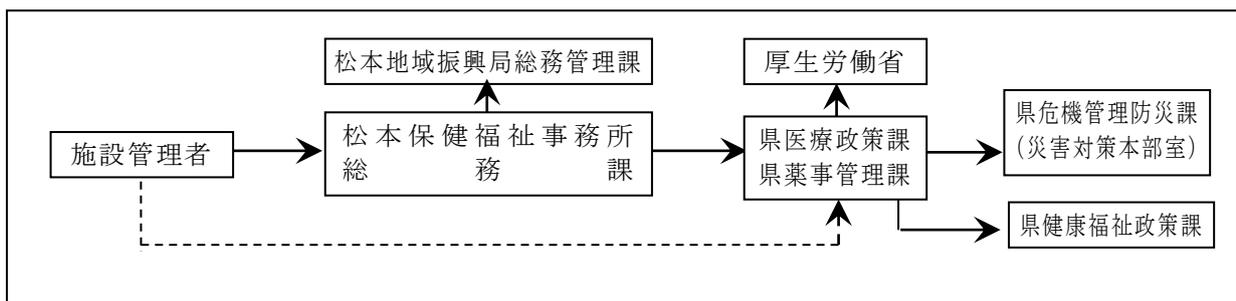
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告……様式第10号



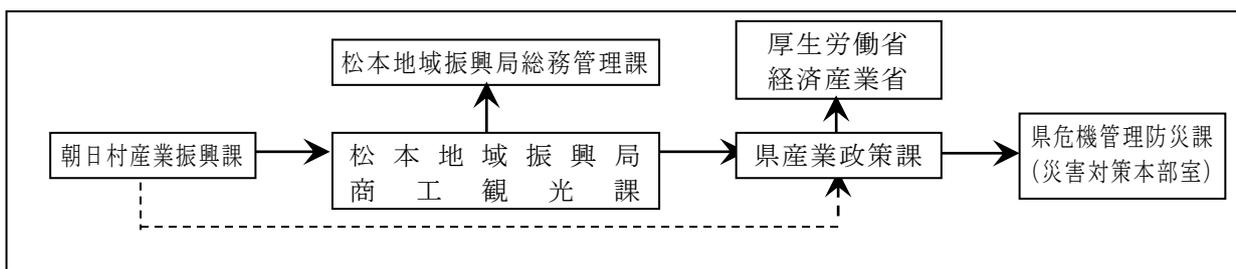
(10) 感染症関係報告……様式第11号



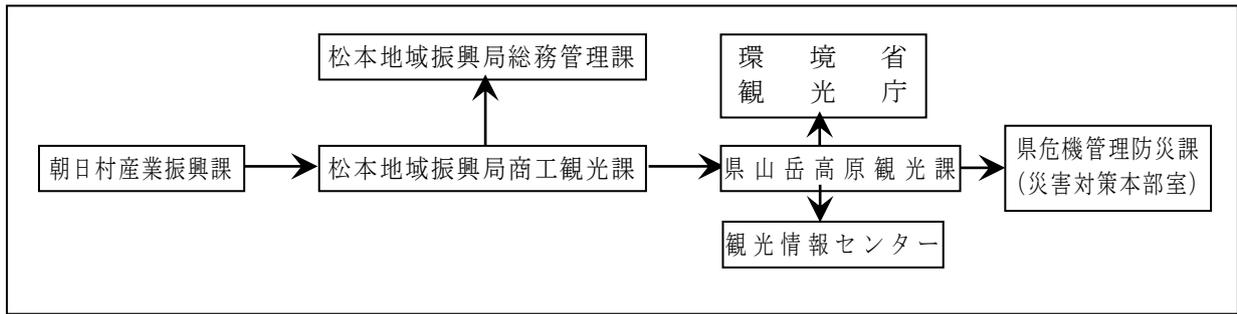
(11) 医療施設関係被害状況報告……様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告……様式第13号

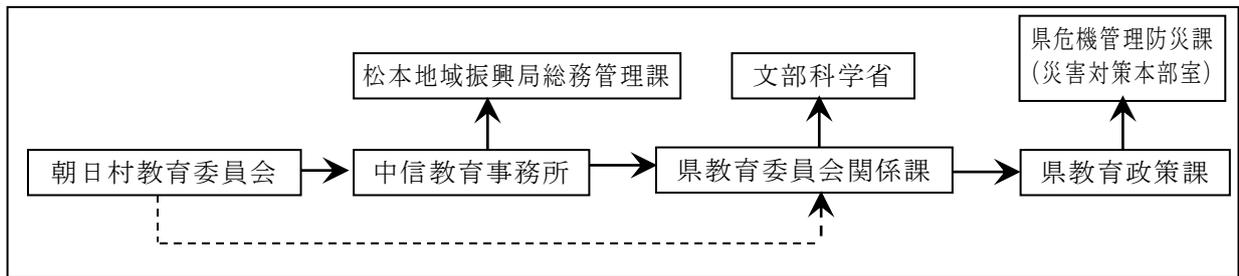


(13) 観光施設被害状況報告……様式第 14 号

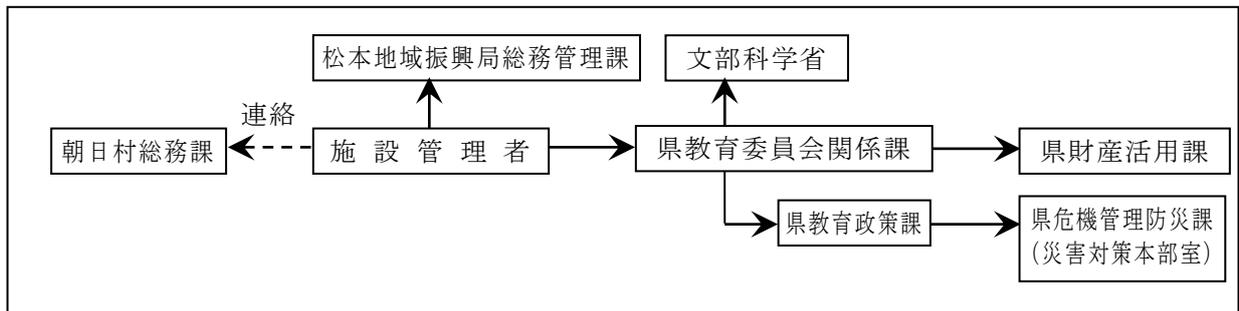


(14) 教育関係被害状況報告……様式第 15 号

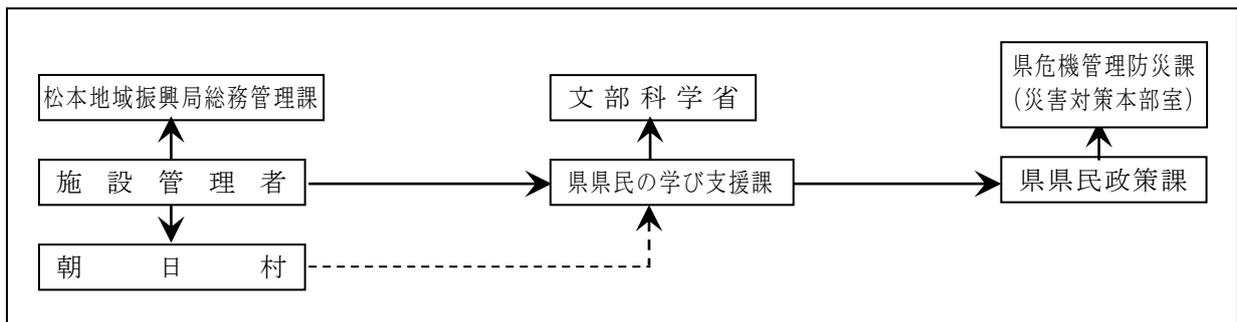
ア 村施設



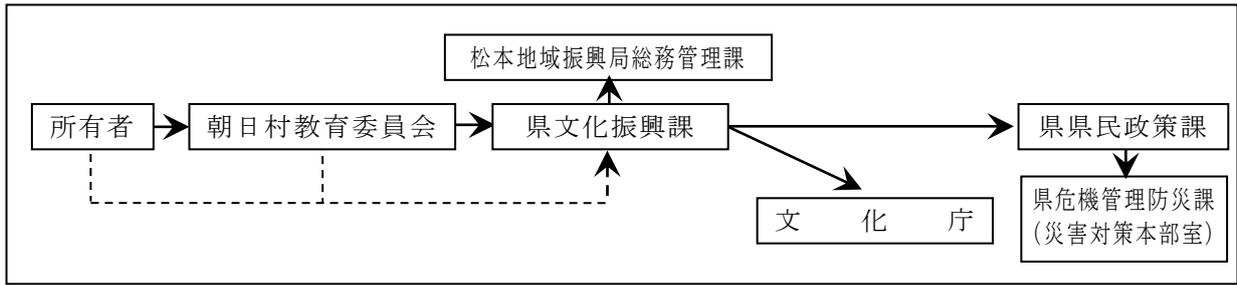
イ 県施設 ※参考記載



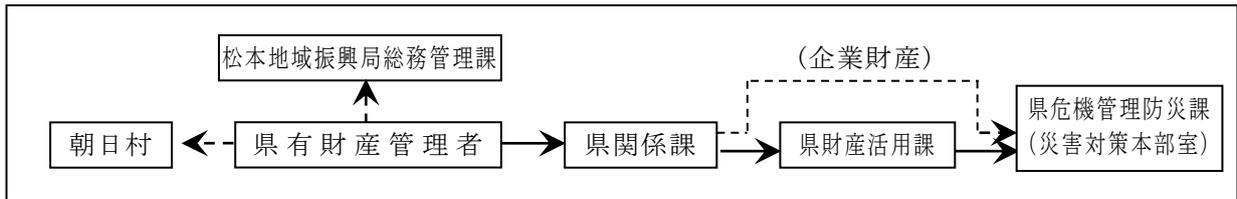
ウ 私立施設 ※参考記載



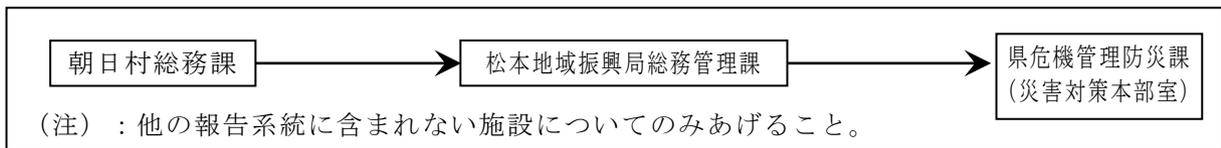
エ 文化財



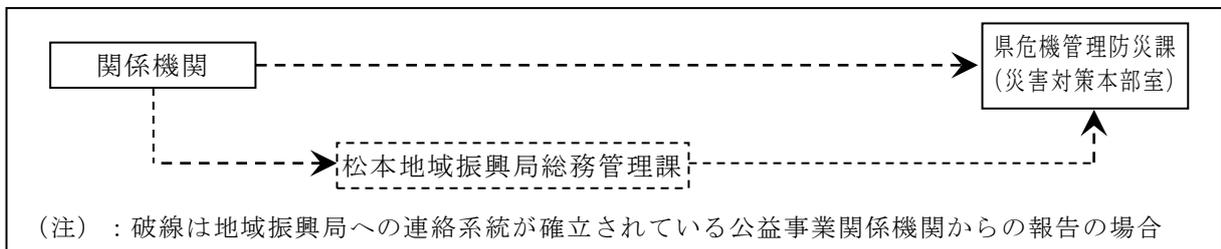
(15) 県有財産（企業財産を含む）……様式第 16 号



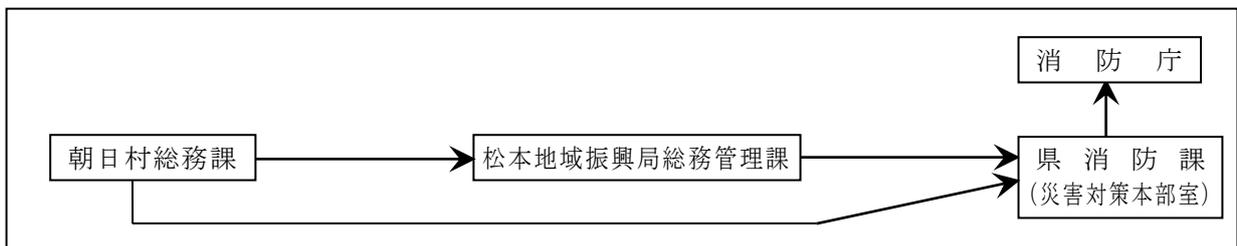
(16) 村有財産……様式第 17 号



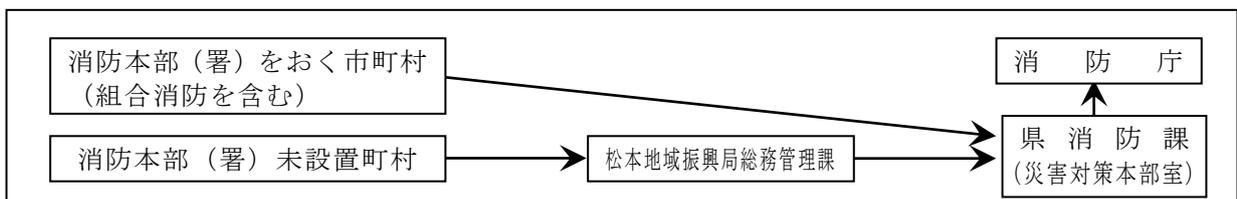
(17) 公益事業関係被害……様式第 18 号



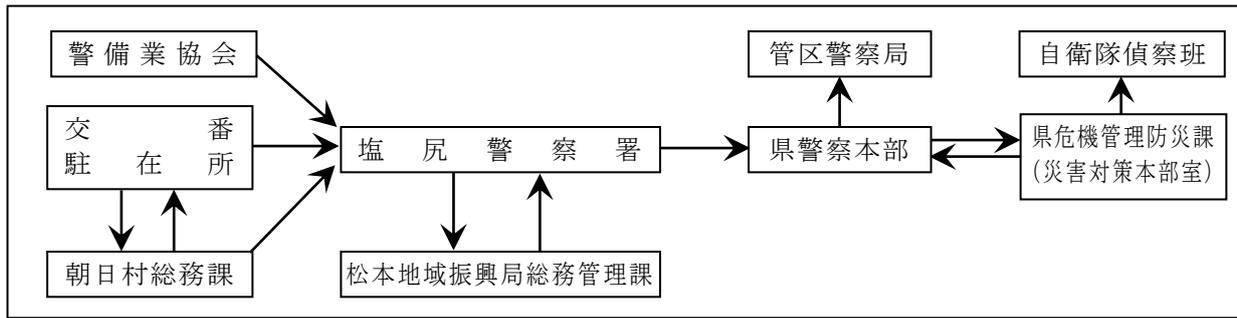
(18) 火災即報……様式第 19 号



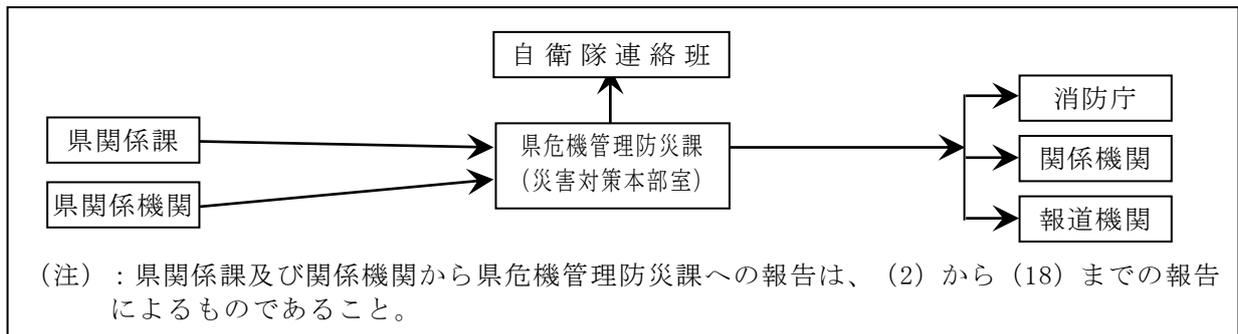
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



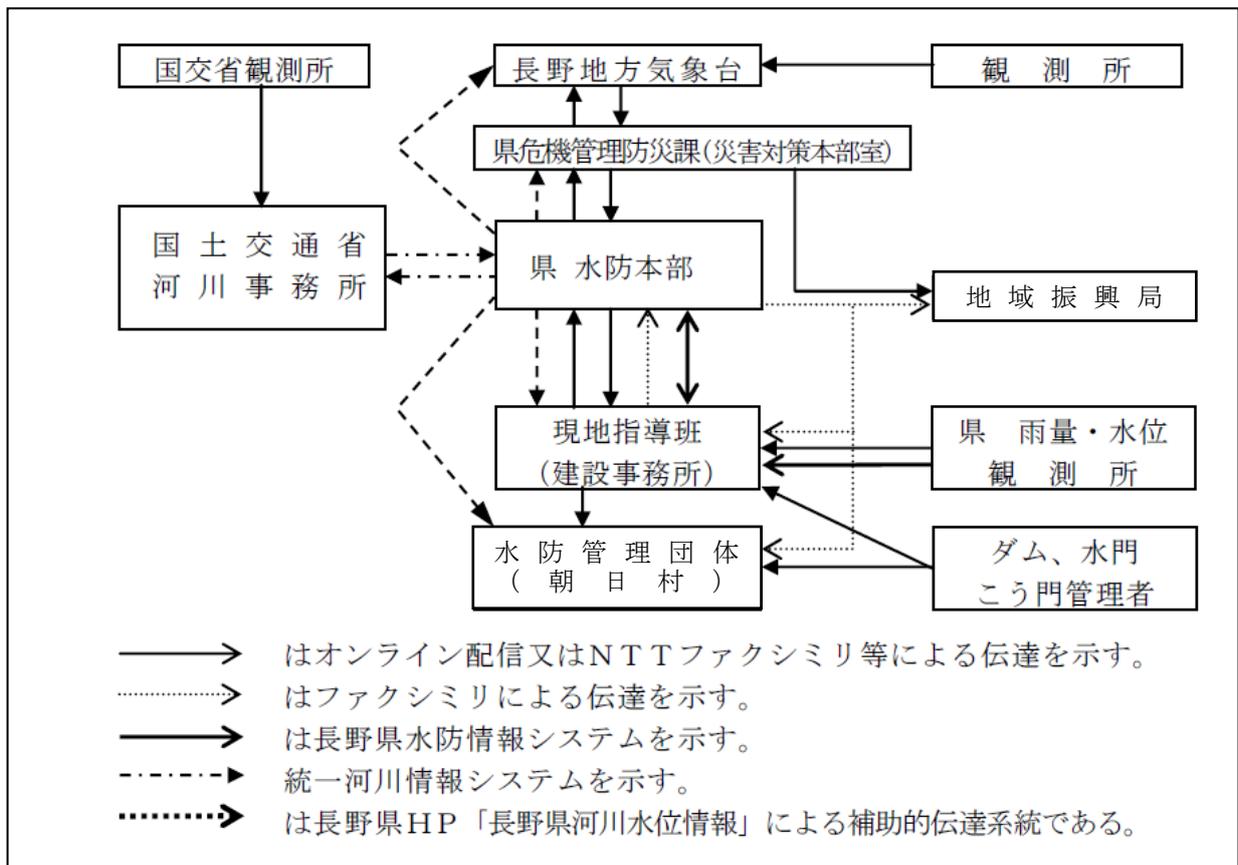
(20) 警察調査被害状況報告……様式第 20 号



(21) 被害状況総合報告……様式第 21 号



(22) 水防情報



第2節 非常参集職員の活動

総務課

第1 基本方針

各機関は、村内に災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに該当機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

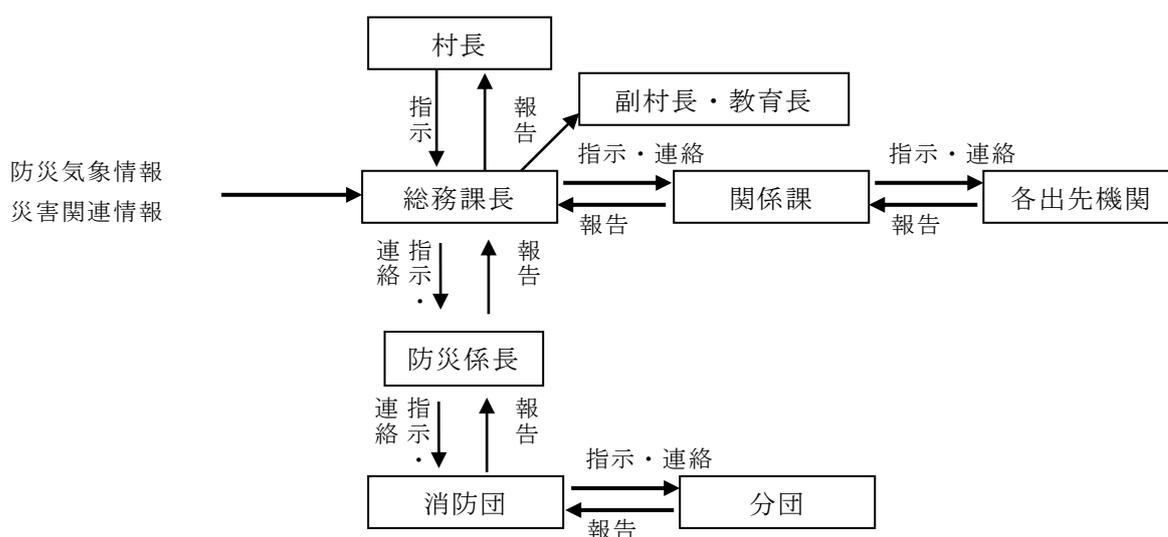
第2 対策

(1) 配備指令の伝達及び配備担当の招集

ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次のとおり行う。

配備指令及び配備担当者の招集の伝達方法



- 庁舎内の職員は、自らの安全を確保の上、各職場において所属長の指示を待つ。
- 村内に出張中の職員は、震度5弱以上の場合、速やかに帰庁して災害対策本部へ合流する。帰庁できない場合は、速やかに自分の所在を所属長に連絡する。
- 村外に出張中の職員は、自分の所在を所属長に連絡する。なお、震度4以下の場合には所属長の指示に従う。

イ 伝達方法

配備決定に基づく総務課からの関係職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(ア) 勤務時間内

- a 本庁：庁内放送の他、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係者から電話等により伝達する。

(イ) 勤務時間外

非常参集表による電話等で伝達する。

ウ 担当者の決定

関係課長は、あらかじめ担当者並びにその連絡方法を定めておく。

エ 自主避難

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報を十分注意し、震度6弱以上の地震が発生した場合及び、テレビ、ラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合は、非常参集の連絡を待たずに登庁する。

道路の寸断等により登庁できない場合は、最寄りの出先機関又は避難場所（小・中学校等）に参集し、本来の所属機関に現地の所在地等を連絡した上で指示を受ける。

オ 緊急配備担当者

関係課長は、あらかじめ緊急配備担当者並びに連絡方法を定めておく。

【地震災害】

体制	配備時期	動員体制
注意体制	—	—
警戒第1号体制	・震度3以下の場合で総務課長が必要と認めた場合	1 総務部のあらかじめ指定された職員
警戒第2号体制	・震度4（Jアラート）	1 係長以上の職員 2 本部長、副本部長、教育長、総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員 3 消防団（全団員）
非常体制 （対策本部体制）	・震度5弱以上 ・村長が必要と認めた場合	1 全職員 2 消防団

【風水雪害】

体制	配備時期	動員体制
注意体制 【警戒レベル2】	・注意報が発表された場合	1 自宅待機
警戒準備体制 【警戒レベル3】	・警報（大雨警報を除く）の発表（Jアラート） ・総務課長が必要と認めた場合は、各課長に連絡する	1 総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員 2 団長と連絡をとり、消防団員の初動体制確認

警戒第1号体制 【警戒レベル3】	・大雨警報が発表された場合 (Jアラート)	1 本部長、副本部長、総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員 2 団長と連絡をとり、消防団員の初動体制確認
	対策本部設置	1 課長以上 2 消防団(団長、副団長) 3 本部長、副本部長、総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員
	避難所開設	1 総務部、住民福祉部、教育部のあらかじめ指定された職員 ・避難所2名、対策本部1名配置 2 避難所開設決定時、開設場所と時間を ・全区長へ連絡 ・班長へ連絡
警戒第2号体制 【警戒レベル4】	・河川の水位、濁りが異常な場合 ・土砂災害警戒情報の発表(Jアラート) ・小規模な災害が発生した場合(人的被害無)	1 警戒第1号体制職員が継続配備 2 消防団
非常体制 【警戒レベル5】	・大雨特別警報(Jアラート) ・災害が発生した場合	1 全職員 2 消防団

※各課長等は、状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については状況により警戒職員を増やす等の措置を講ずる。

カ 職員の参集

休日の場合は、

- ・LoGo チャット(自治体専用ビジネスチャットツール)や連絡網による招集命令による参集
- ・職員は日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、テレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大だと判断される場合、速やかに登庁する。

キ 参集時の注意事項

参集時、職員は次の点に留意する。

二次災害の防止	・自分の身体の安全を確認・住宅の火の元の確認
服装	・緊急活動が出来る容易な服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携行品	次のものをもって参集する。(概ね3日分の必要量) ・筆記用具(メモ用紙を含む) ・食料 ・タオル ・飲料水(水筒) ・携帯ラジオ(予備の電池を含む) ・イヤホン ・着替え(数日帰宅できないことを考慮) ・防寒具(冬期など) ・懐中電灯(予備の電池を含む) ・常備薬 ・応急医療品 ・お金(小銭) ・身分証明書(運転免許証、名刺など) ・靴入れ袋
緊急措置	・参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇した場合は近隣住民とともに、初動の火災・救急・救助活動を行い、現場に消防団、消防署員が到着後、あるいは一定の活動体制が整った場合はその活動を引き継ぎ、庁舎に直行する。なお、活動状況については村へ報告すること。

被害状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路等の状況 ・ 建物の到壊、損傷の状況 ・ 火災の発生、消火活動の状況 ・ 被災者、救助活動の状況 ・ ライフラインの状況
--------	--

消防団警戒区域責任分担表

名称	管轄地区名
第一分団	小野沢区
第二分団	古見区
第四分団	入二区、針尾区
第五分団	西洗馬区

《参考》気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさ	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	れ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 災害対策本部の設置

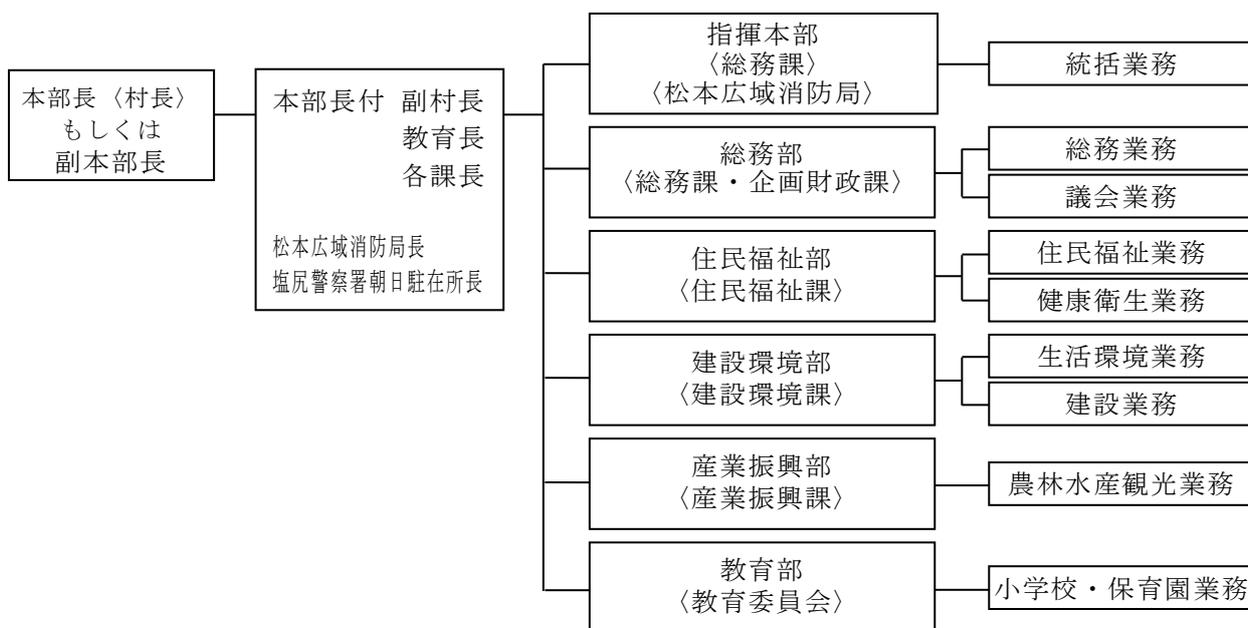
ア 設置基準

村長は、風水害等必要があると認めるとき並びに震度5弱以上の地震が発生したときは、朝日村災害対策本部（以下「村本部」という。）を村庁舎内に設置する。また、必要に応じて現地対策本部を設置する。

イ 村本部の組織等は、「朝日村災害対策本部条例」（資料3参照）に定めるところによる。なお、村本部を設置する施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保に努めなくてはならないが、万一、村庁舎が被災し使用不能になったとき、又は、村長がその状況に応じて代替施設として、マルチメディアセンターに、村本部を置く。また、条例にはないが、必要に応じて現地対策本部を設置する。

ウ 本部長（村長）に事故あるときは、副村長、総務課長の順で、副本部長として、本部を指揮する。

エ 災害対策本部の組織



体制別の活動人員一覧

組 織 名	体 制				
	注意体制	警戒準備体制	警戒第1号体制	警戒第2号体制	非常体制
指揮本部 (総務部)	自宅待機	自宅待機(※)	本部長(※) 副本部長(※)	本部長 副本部長 教育長	全員
各部 (総務部) (住民福祉部) (産業振興部) (建設環境部) (教育部)	自宅待機	総務部、産業振興部、建設環境部の予め指定された職員(※)	総務部のあらかじめ指定された職員 総務部、産業振興部、建設環境部の予め指定された職員(※)	係長以上の職員 総務部、産業振興部、建設環境部の予め指定された職員 消防団	全員
備 考	○警戒第1号の指定職員は各部長が予め指定しておく。 ○各部人員配置は、各部長の判断により配置				

(※)は風水雪害の場合

役職種別

本部の職名	村の職名
本部長	村長
副本部長	副村長、総務課長
部 長	教育長、会計管理者、課長
副部長	主幹、課長補佐
班 長	副主幹、係長
班 員	その他正規職員
関係職員	会計年度任用職員等

※災害対策本部長の代理者

村長が、災害対策本部長の任に当たれない場合は、次の順位にそってその任に当たる。

- (1) 第1副本部長：副村長
- (2) 第2副本部長：総務課長

事務分掌

部長	副部長	事務分掌
各部長	各副部長	<input type="checkbox"/> 職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 <input type="checkbox"/> 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 <input type="checkbox"/> 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策、復旧に関する事。 <input type="checkbox"/> 指揮本部との総合連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 避難所の運営管理及び避難状況の集約に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内及び他部事務の応援に関する事。

部長	副部長	事務分掌
指揮本部長 (総務課長)	副部長 (総務課長補佐)	<input type="checkbox"/> 本部長命令に関する事。 <input type="checkbox"/> 対策本部の設置、運営及び廃止に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害対策全般の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 各部の災害応急対策の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用申請に関する事。 <input type="checkbox"/> 自衛隊の派遣要請に関する事。 <input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所、指定避難所の統制に関する事。 <input type="checkbox"/> 臨時避難所の指定、廃止に関する事。 <input type="checkbox"/> 避難指示に関する事。 <input type="checkbox"/> 住民への広報（防災無線放送、緊急速報メール、公式ホームページへの情報掲載等）に関する事。 <input type="checkbox"/> 報道機関への情報提供（プレスセンター設置、Lアラート運用等）に関する事。 <input type="checkbox"/> 外部機関（国、県、消防、自衛隊、警察、ライフライン関係機関等）との総括的調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 村防災会議の庶務に関する事。 <input type="checkbox"/> 総括的情報収集管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 防災気象情報（予報、警報等）の伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 防災無線等の統制、活用に関する事。 <input type="checkbox"/> 職員の招集統制、確保及びサービスに関する事。 <input type="checkbox"/> 災害派遣職員の受入れに関する事。 <input type="checkbox"/> 災害対策の記録に関する事。 <input type="checkbox"/> ヘリコプター等航空力の運用に関する事。 <input type="checkbox"/> 応援要請に関する事。 <input type="checkbox"/> 周辺市町村との連絡調整に関する事。
総務部 (企画財政課長)	第1副部長 (企画財政課長補佐) (税務係課長補佐)	<input type="checkbox"/> 部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報の収集・伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 自主防災会（区、地区）からの被害状況調査、情報収集、伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 被害状況記録（調書作成等）に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 <input type="checkbox"/> コンピューターシステム及びネットワークの確保に関する事。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関（鉄道、バス、高速道路等）の状況調査に関する事。 <input type="checkbox"/> 地域公共交通の運行計画に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害用資機材の調達に関する事。 <input type="checkbox"/> 燃料の調達（災害対策施設、避難所、公用車等）に関する事。 <input type="checkbox"/> 公用車の配車及び運行計画に関する事。 <input type="checkbox"/> 家屋被害の調査に関する事。 <input type="checkbox"/> 罹災証明の発行に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害に伴う税の減免に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害関係の予算及び資金計画に関する事。 <input type="checkbox"/> 役場庁舎の被害状況調査及び応急対策に関する事。 <input type="checkbox"/> 村有財産の被害状況の集約に関する事。 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅等の災害用地確保の協力に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時の出納の処理方法に関する事。 <input type="checkbox"/> 応急対策経費の出納に関する事。 <input type="checkbox"/> 義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関する事。
	第2副部長 (議会事務局長)	<input type="checkbox"/> 村議会の招集に関する事。 <input type="checkbox"/> 村議会との連絡調整に関する事。

部長	副部長	事務分掌
住民福祉部 (住民福祉課長)	副部長 (住民福祉課長補佐)	<input type="checkbox"/> 部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等の避難誘導に関する事。 <input type="checkbox"/> 要配慮者に関する事。 <input type="checkbox"/> 被災者名簿の作成、管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害テレホンセンターの設置・運営に関する事。 <input type="checkbox"/> 被災者の相談に関する事。 <input type="checkbox"/> 避難所の開設、運営の支援に関する事。 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の設置、運営に関する事。 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時における孤児の保護に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害救護資金の貸付に関する事。 <input type="checkbox"/> 遺体処理及び葬祭に関する事。 <input type="checkbox"/> 遺体安置所の設置に関する事。 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設の被害調査に関する事。 <input type="checkbox"/> 関係機関・団体（社会福祉協議会等）との連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> ボランティアセンター設置・受入れ等の支援に関する事。 <input type="checkbox"/> 義援金及び義援物資の受入れ・配分に関する事。 <input type="checkbox"/> 生活必需品の調達、供給に関する事。 <input type="checkbox"/> 炊き出し等による食品の給与に関する事。 <input type="checkbox"/> 日赤奉仕団との連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害救助法による救助事務に関する事。 <input type="checkbox"/> 救護所の設置、運営に関する事。 <input type="checkbox"/> 医療救護活動の総合調整及び調書の作成に関する事。 <input type="checkbox"/> 医師会等医療機関との連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 感染症対策（被災地の消毒）に関する事。 <input type="checkbox"/> 感染症関係の被害調査、対策に関する事。 <input type="checkbox"/> 感染症対応資機材の確保に関する事。 <input type="checkbox"/> 傷病人の緊急輸送に関する事。 <input type="checkbox"/> 救急医療品の調達に関する事。
建設環境部 (建設環境課長)	第1副部長 (建設環境課長補佐)	<input type="checkbox"/> 部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時における公害防止に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時における公衆衛生対策、仮設トイレに関する事。 <input type="checkbox"/> 飼養動物（ペット）に関する事。 <input type="checkbox"/> 危険物等の事故調査に関する事。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の収集、運搬、処理に関する事。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関する事。 <input type="checkbox"/> 廃棄処理業者等又は他市町村への協力要請に関する事。 <input type="checkbox"/> 最終処分場施設の被害調査、対策に関する事。 <input type="checkbox"/> 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 <input type="checkbox"/> 断水等の広報活動（告知放送・看板設置等）に関する事。 <input type="checkbox"/> 被災者への給水対策に関する事。 <input type="checkbox"/> 上下水道復旧資機材の確保に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時支援団体（日水協・工事店等）への協力要請に関する事。

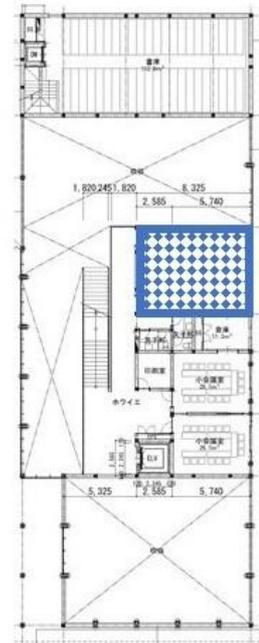
部長	副部長	事務分掌
	第2副部長 (建設環境課長補佐)	<input type="checkbox"/> 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急処置及び復旧に関すること。 <input type="checkbox"/> 緊急交通路の確保、指定等交通輸送計画全般に関すること。 <input type="checkbox"/> 道路の交通規制及び迂回路に関すること。 <input type="checkbox"/> 障害物除去に関すること。 <input type="checkbox"/> 土砂災害等の被害調査、復旧に関すること。 <input type="checkbox"/> 建設事業協同組合等との連絡調整に関すること。 <input type="checkbox"/> 輸送・建設業者への協力要請に関すること。 <input type="checkbox"/> 村営住宅の被害調査、応急処置、復旧に関すること。 <input type="checkbox"/> 避難所の安全確認、応急修理に関すること。 <input type="checkbox"/> 仮設住宅用地等の応急対策用用地の確保に関すること。 <input type="checkbox"/> 仮設住宅の建設に関すること。 <input type="checkbox"/> 仮設住宅関係調書の作成に関すること。 <input type="checkbox"/> 教育施設の復旧に関すること。 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定(建築物・宅地)に関すること。
産業振興部 (産業振興課長)	副部長 (産業振興課長補佐)	<input type="checkbox"/> 部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報(被害調査・被災状況)の収集・整理・伝達に関すること。 <input type="checkbox"/> 農地、林地、農林水産業施設等の被害調査及び応急処置及び復旧に関すること。 <input type="checkbox"/> 観光施設等の被害調査及び応急処置及び復旧に関すること。 <input type="checkbox"/> 食料品の調達、供給に関すること。 <input type="checkbox"/> 農林水産業関係の被害状況調査に関すること。 <input type="checkbox"/> 農林水産業団体との連絡調整に関すること。 <input type="checkbox"/> 営農資金の融資に関すること。 <input type="checkbox"/> 農業共済金に関すること。 <input type="checkbox"/> 家畜伝染病対策に関すること。 <input type="checkbox"/> 林野火災等の被害調査に関すること。 <input type="checkbox"/> 商工業の被害調査に関すること。 <input type="checkbox"/> 商工業団体との連絡調整に関すること。 <input type="checkbox"/> 商工業事業資金の融資に関すること。 <input type="checkbox"/> 観光客の安全確保及び避難、帰宅支援対応に関すること。
教育部 (教育次長) (保育園長)	副部長 (教育政策課長補佐)	<input type="checkbox"/> 部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 <input type="checkbox"/> 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設・管理に関すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における教育行政の総合調整に関すること。 <input type="checkbox"/> 学用品の給与に関すること。 <input type="checkbox"/> 通学路及びスクールバスに関すること。 <input type="checkbox"/> 園児・児童・生徒の避難及び保護者引渡し、安否確認に関すること。 <input type="checkbox"/> 応急保育(乳幼児等)に関すること。 <input type="checkbox"/> 保護者会・PTA等への協力要請に関すること。 <input type="checkbox"/> 災害時の応急教育及び給食に関すること。 <input type="checkbox"/> 文化財の被害調査、応急処置及び復旧に関すること。 <input type="checkbox"/> 図書館の被害調査、応急処置及び復旧に関すること。

災害対策本部レイアウト

1階



2階



対策本部室：第1、2会議室

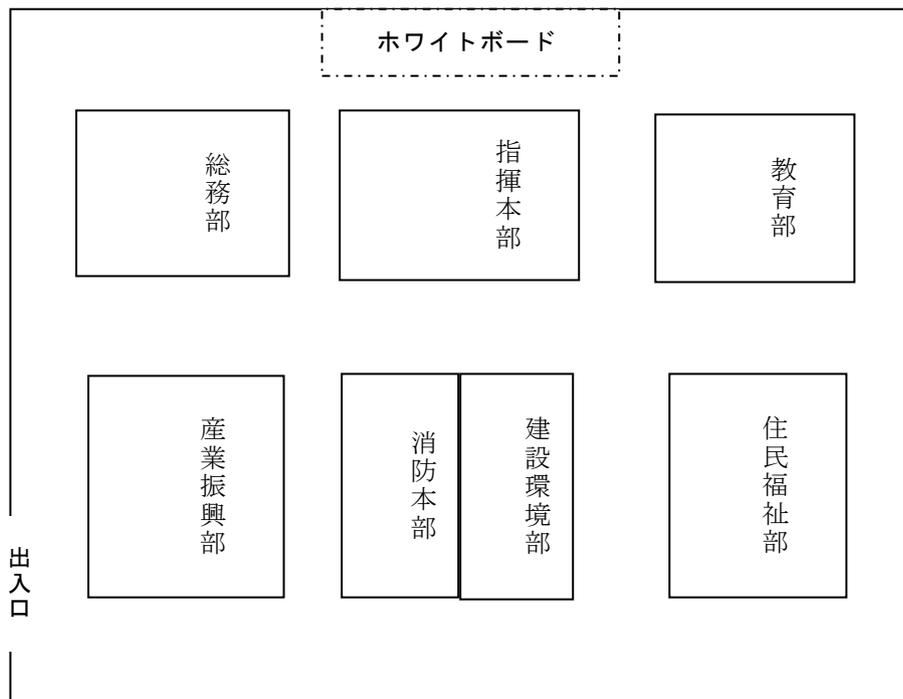


情報収集班：副村長室、大会議室

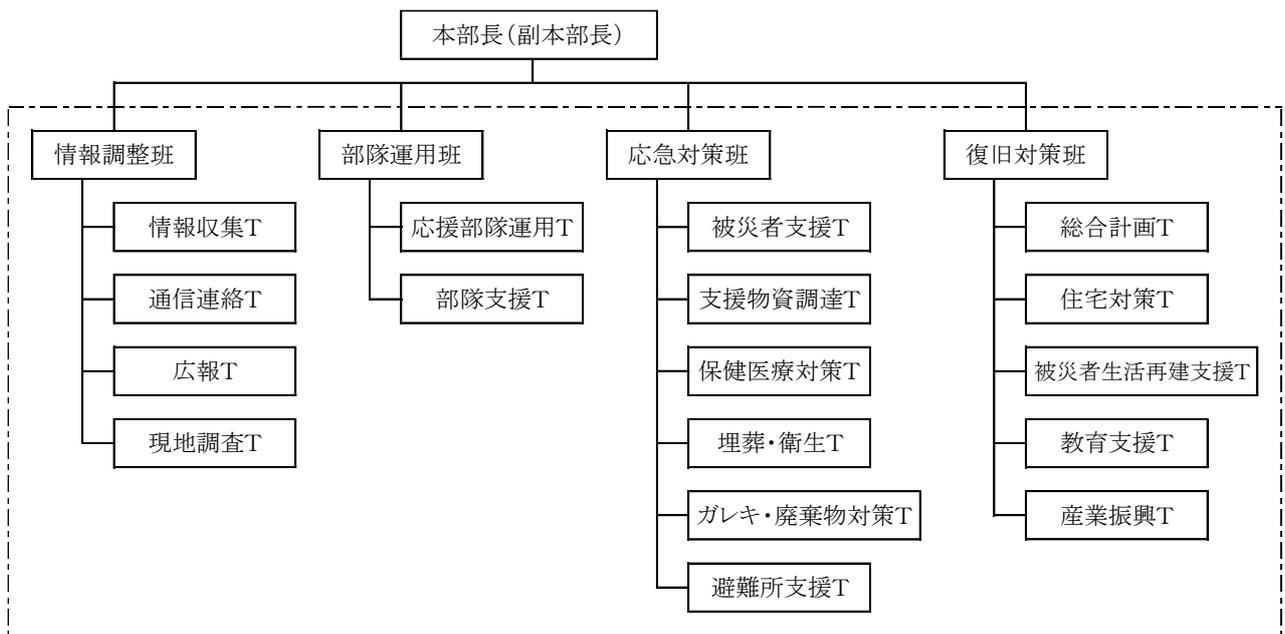


受援機関（自衛隊等）の待機場所：第3会議室

情報収集班のレイアウト（大会議室）



少数職員での臨時緊急体制図 ※参考記載（通常部体制が整わない場合の代替案）



オ 災害対策本部の廃止

本部長は、村内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に挙げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき。
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

カ 県等への設置・廃止の通知公表

村災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。

通知及び公表先		通知及び公表の方法				責 任 者				
各 住 県 地	班	庁	内	放	送	総 総 総 総	務 務 務 務	課 課 課 課	長 長 長 長	
	民	村	防	災	無					線
	部	県	防	災	無					線
	部	県	防	災	無					線

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用されたときは、村長は県知事から救助の一部を委託されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

2 松本広域消防局

(1) 組織、配備基準

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施する。

松本広域消防局消防計画に定める「災害時の事務機構、事務分掌、隊編成」によるものとし、消防局に警防本部を設置する。

(2) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

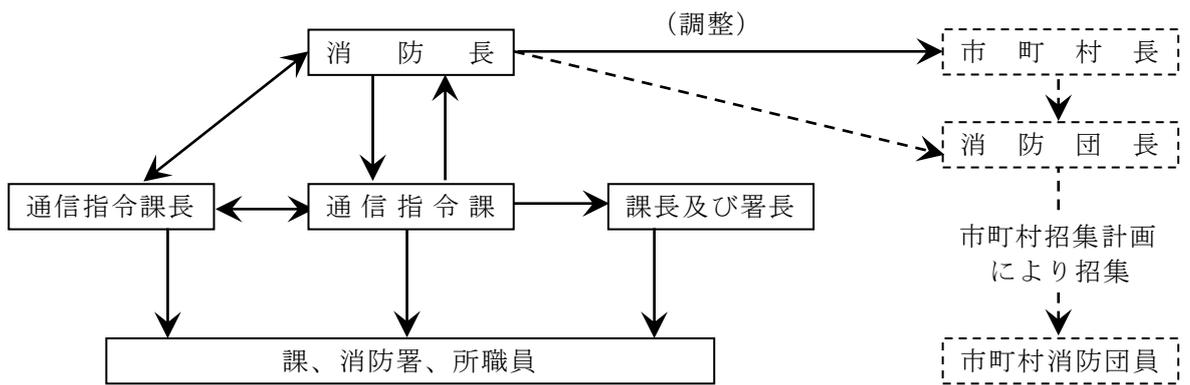
ア 伝達系統・伝達方法

職員非常招集表に基づき、招集伝達をする。

手段については、電話、携帯電話、及び使走等のうち最も速やかに行える方法とする。

イ 登庁場所等

職員は、震度5弱以上の地震と判断した時は、係長以上の職員にあっては、所属署所、その他の職員は、最寄りの消防署所に参集する。



第3節 広域相互応援活動

総務課

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から村単独で十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別図1参照)

なお、村が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に不備がないよう十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

第2 対策

1 応援要請

(1) 村(村長)

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

c その他、他都道府県からの消防隊

イ 他市町村に対する応援要請(別図2参照)

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況

等から自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害条件等により、他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料5、6参照）に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

< 応援の要請事項 >

- ・ 応援を求める理由及び災害の状況
- ・ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ・ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- ・ その他必要な事項

ウ 県に対する応援要請等

村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

エ 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

2 応援体制の整備

(1) 村

ア 情報収集及び応援体制の確立

(ア) 村、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

(イ) 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行う。

(ウ) 県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行う。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行う。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

(2) 長野県合同災害支援チーム

ア 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

イ 主な支援内容は、次のとおり。

(ア) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(イ) 被災者の受入れ及び施設の提供

a 県内医療機関での傷病者の受入れ

b 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(ウ) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 村

ア 円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

イ 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項を整備する。

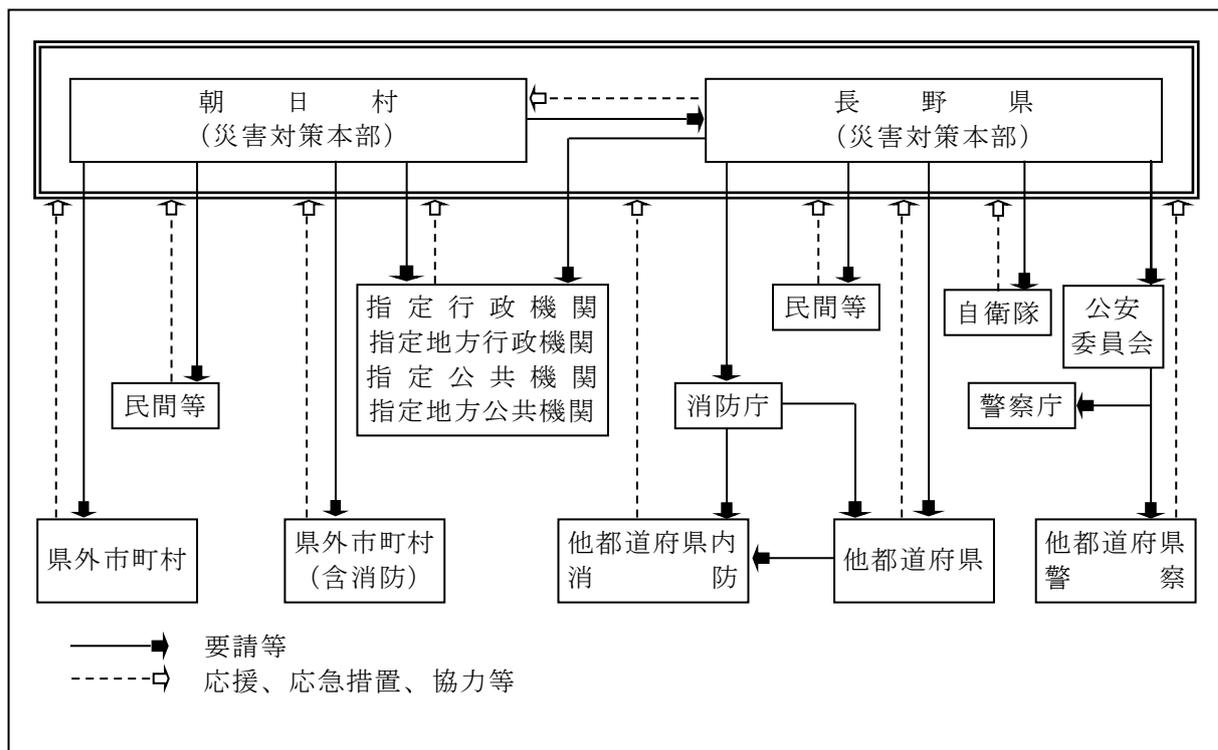
ウ 村及び県は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

4 経費の負担

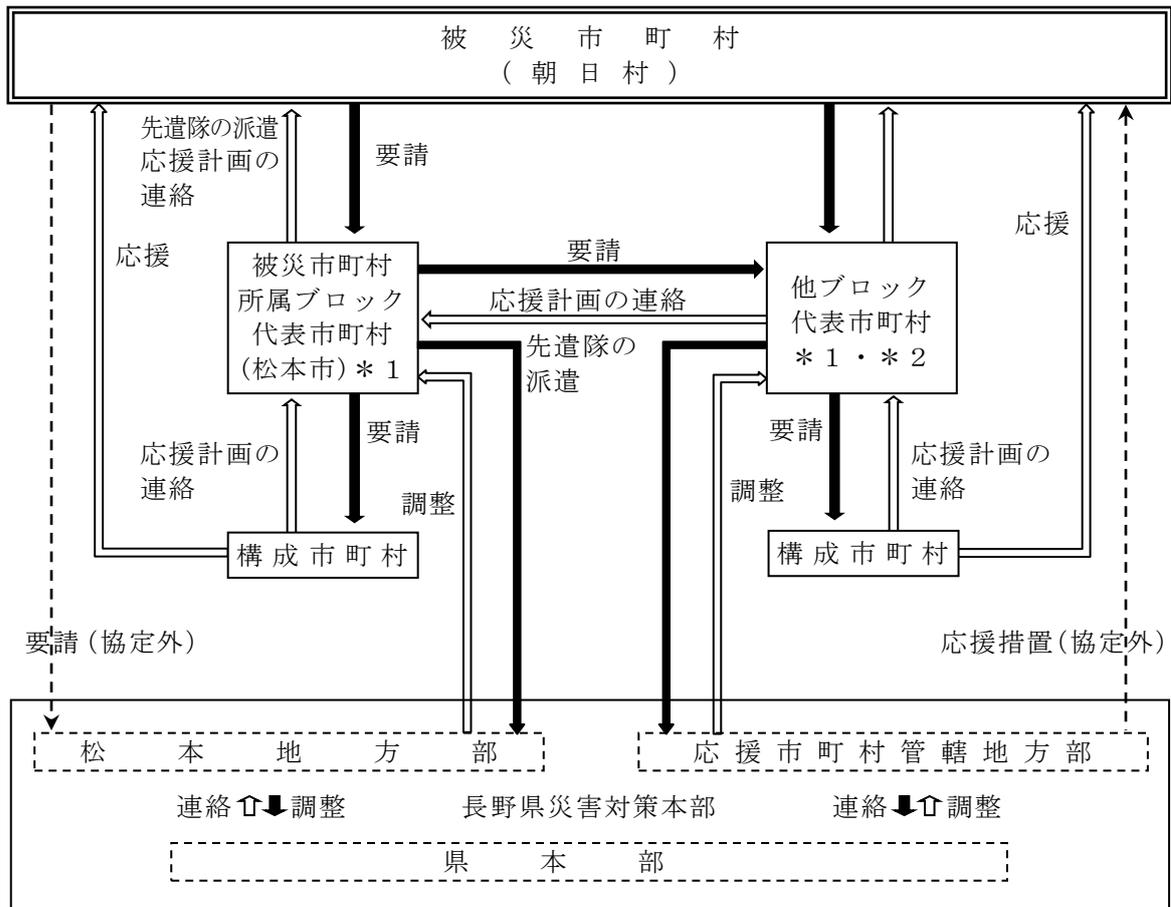
(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

(別図1)



(別図2)



↓ 要請に係る系統 (応援協定)
 凡 ↑ 応援に係る系統 (応援協定)
 例 ↓ 要請に係る系統 (協定外)
 ↑ 応援に係る系統 (協定外)

- * 1 第2以降順位の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

第4節 ヘリコプターの運用計画

総務課

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 対象

1 出動手続の実施

(1) 村

ア 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプターの機種

機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル 412E P	15	○	○	
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○		○
	レオナルド AW139	14	○		○
広域航空消防応援ヘリ	各種	各種	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	
ドクターヘリ	各種	6			

イ ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。なお、急を要する場合は口頭で要請する。

- ・災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

ウ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

エ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

オ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

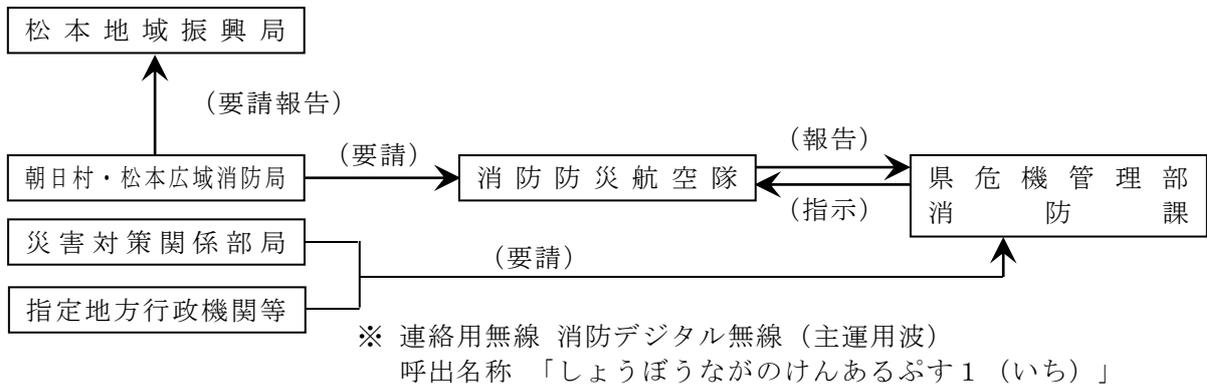
カ 自衛隊の派遣要請手続については、本章第5節「自衛隊災害派遣活動」による。

キ ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は以下のとおりである。

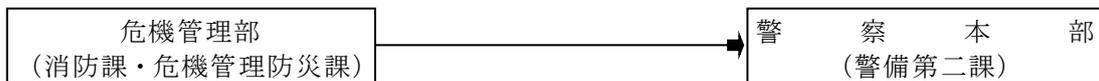
(ア) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

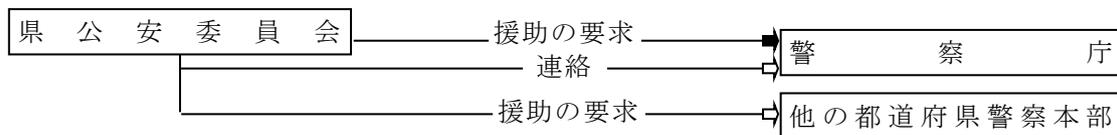


(イ) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



(ウ) 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、応援要請する。

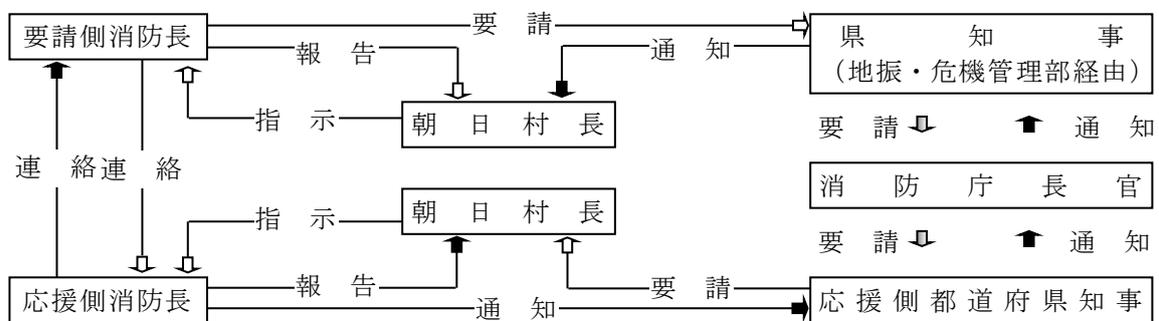
- ・ 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。
- ・ 緊急時においては、役場ヘリポートを緊急離着陸場とする。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

- ・ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

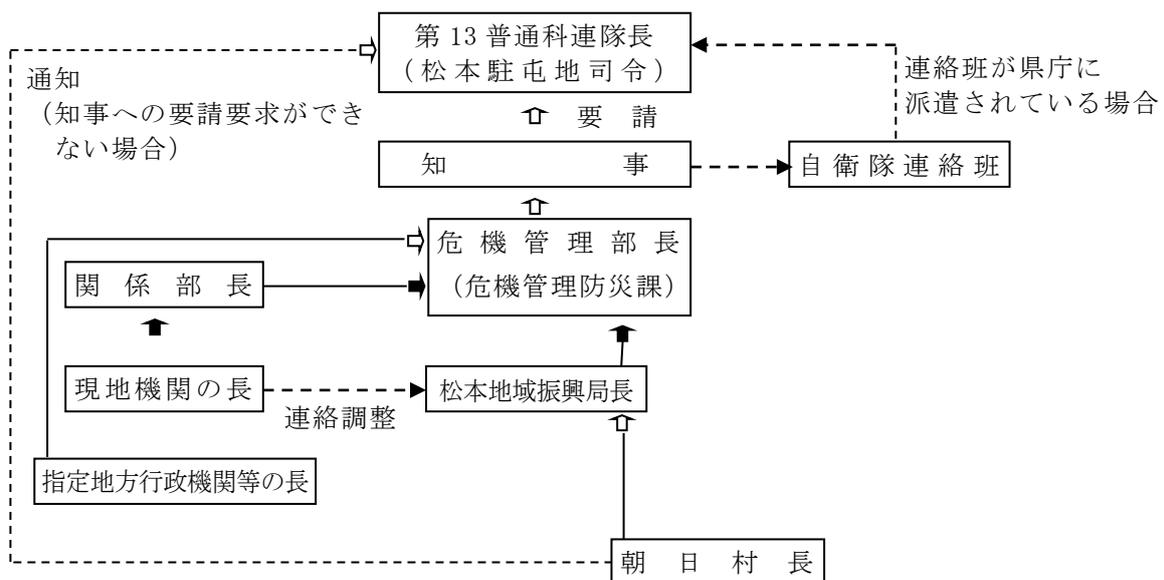
応援要請系統図



※長野県緊急消防援助隊の受援計画に沿って、役場ヘリポートを拠点地として活動する。

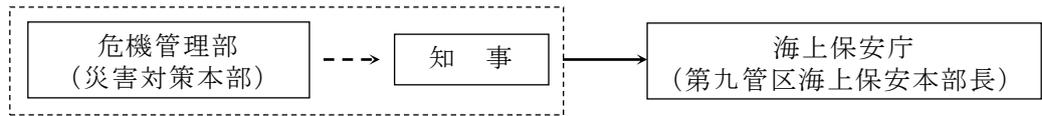
(エ) 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第5節「自衛隊災害派遣活動」による。



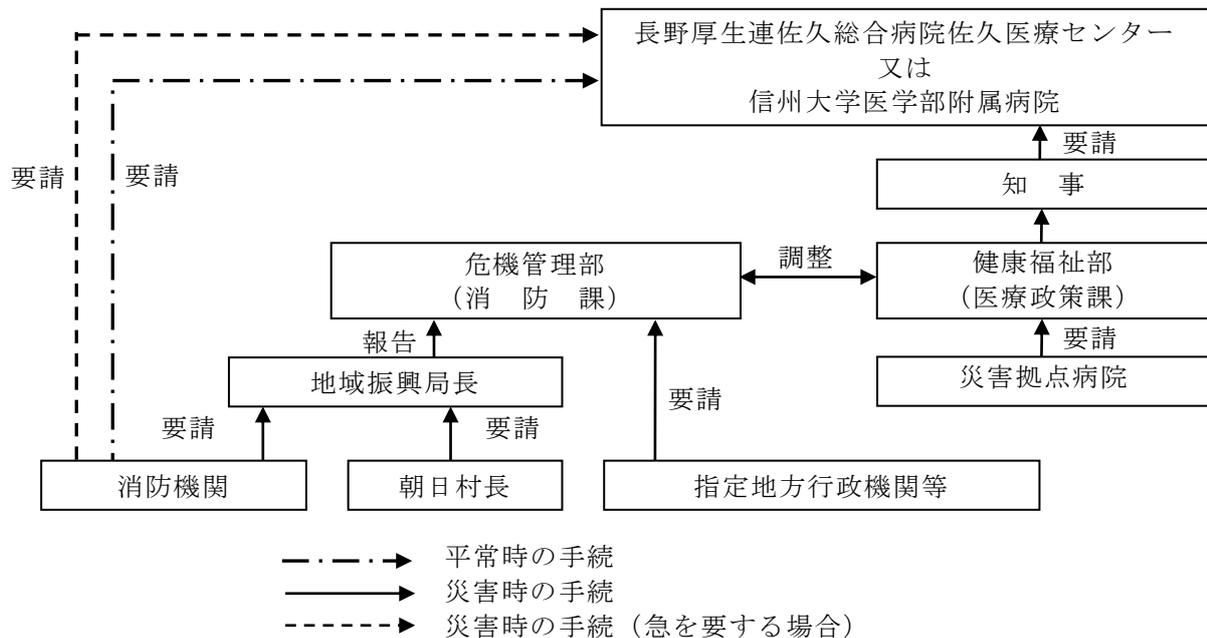
(オ) 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



(カ) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院ヘドクターヘリの出動を要請する。



(2) 松本広域消防局

ア ヘリポートについては、下記のうち適当なものを選定し、使用することとし、散水や安全確保のための要員配置について配慮する。

名 称	所 在 地	管理者	連 絡 先
自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西1-1	国	0263-26-2766
県営松本空港	松本市空港東8909	県	0263-58-2517
あずさ運動公園グラウンド	松本市島内1666	組合	0263-47-1427

第5節 自衛隊災害派遣活動

総務課

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市町村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

第2 対策

1 派遣要請

(1) 村

ア 派遣要請の要件

(ア) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

(イ) 緊急性

差し迫った必要があること。

(ウ) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

イ 派遣要請の範囲

村長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、要請を求める。

(ア) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

(イ) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助

(ウ) 遭難者等の捜索、救助

行方不明者、負傷者の捜索、救助

(エ) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

(オ) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火器具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力

(カ) 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去

(キ) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫

(ク) 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(ケ) 給食及び給水、入浴支援

被災者に対する給食及び給水、入浴支援

(コ) 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和3年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(サ) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(シ) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

ウ 派遣要請手続・系統

(ア) 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって松本地域振興局長を通じ知事に派遣要請を求める。

(イ) 村長は、(ア)により口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに松本地域振興局長を通じ文書による要請処理をする。

(ウ) 村長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。（総務課）

エ 派遣要請事項等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

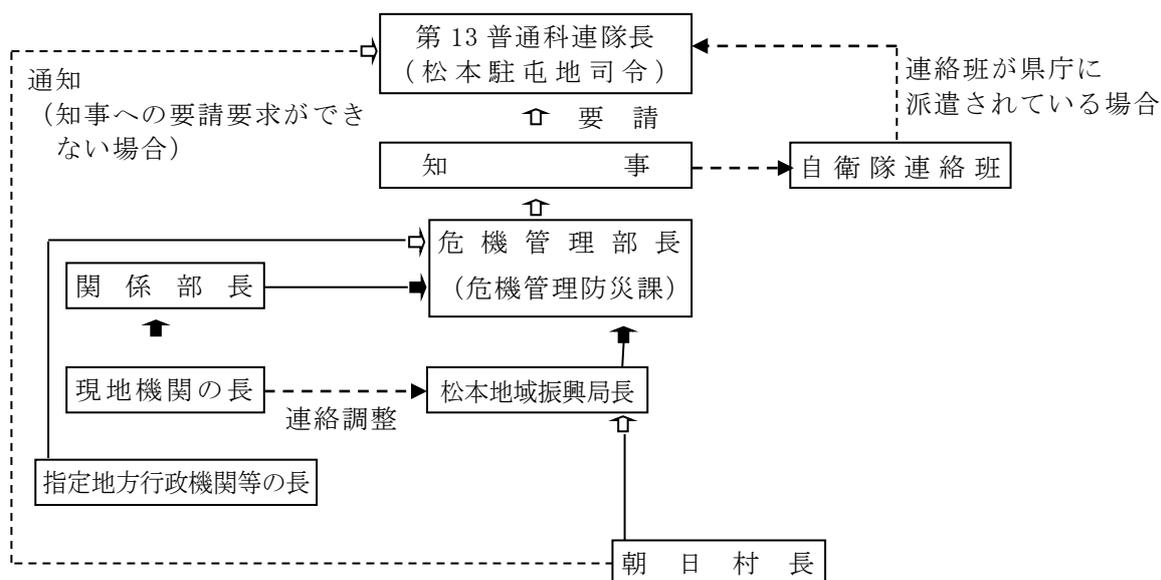
(ア) 災害の情况及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62

2 派遣部隊の連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

(1) 村

ア 村が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

イ 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

ウ 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(2) 住民

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 村

村長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

(1) 村

自衛隊の救助活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救助活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

第6節 救助・救急・医療活動

住民福祉課、総務課

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。同時に松本広域圏医療連携指針（平成25年8月締結）により対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 対策

1 救助・救急活動

(1) 村・松本広域消防局

ア 村消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ 必要に応じて、松本広域圏医療連携指針や他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第3節広域相互応援活動」及び「第5節自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。

ウ 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

エ 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

オ 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

カ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 住民及び自主防災会

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 村・松本広域消防局

ア 関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、村内医療機関等の職員、地区医師会の協力又は松本広域圏災害時医療連携指針にてペア病院に定められたまつもと医療センターの救護チームが、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては下記の医療救護活動等を行う。

< 救護班等の業務内容 >

- ・ 救護所の設置・村内医師やペア病院への派遣要請
- ・ トリアージの実施
- ・ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ・ 救急処置の実施・救急活動の記録

また、必要に応じて、県、隣接市町村、塩筑医師会等に協力を要請する。

イ 村診療所及び村内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

ウ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、他市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

エ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等の緊急輸送について県に要請する。

オ 医薬品、医療用資機材等の必要料及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

(2) 住民

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

第7節 消防・水防活動

総務課、建設環境課

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における監視・警戒等の水防活動を、関係機関及び自主防災会等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 対策

1 消防活動

(1) 消防活動

ア 村

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、松本広域消防局と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うとともに、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防衛計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 村長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 松本広域消防局

(ア) 情報収集

a 部隊の効率的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

b 消防計画の中の、情報収集のための職員の配置をするとともに、参集職員、出場隊、消防署所、村災害対策本部、招集消防団体及び住民等から必要な情報を収集する。

c 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

(イ) 通信体制の確立

消防局は、通信・指令等通信統制の確立を図るとともに、一般問い合わせに対する制限等対策を直ちに実施する。

(ウ) 現場活動

消防局警防本部と各現場指揮本部を緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

(エ) 避難の指示

村長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は村と協力して、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

(オ) 応援隊に対する措置

a 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防局連絡員を配備する。

b 応援隊は、野営場所、食料等について村と調整する等して、後方支援を行う。

ウ 住民、自主防災会等

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民は地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

自主防災会等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2) 救助・救急活動関係

ア 村

大規模地震災害発生時においては、広範囲にわたり救助・救急需要が増大することが予想されることから、住民、自主防災会等の協力及び県警察、医療関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項の内容については、「第6節救助・救急・医療活動」に定める。

イ 住民、自主防災会等

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

ア 村

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって、損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（村長）は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じては民間業者等の協力を得る。

(エ) 資機材の調達

水防活動中、資機材に不足が生じた場合は、あらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。

(オ) 水防資機材の借用

水防管理者（村長）は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。

(カ) 避難指示等

村長は、住民に、河川の氾濫等人命危険の切迫もしくは危険の予測が生じた場合は、避難指示等を速やかに住民に対して実施する。

(キ) 応援による水防活動の実施

a 村長は、速やかに被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等、緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

c 村長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食料の供給等の後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。

- d 村長は、他の水防管理者（市町村長）から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、必要に応じ、被災地到着後 72 時間は自給自足できる体制をとる。

第8節 要配慮者に対する応急活動

住民福祉課、総務課

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 対策

1 避難受入れ活動

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(1) 村

ア 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線、広報車、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

イ 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(ア) 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(イ) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適

切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(エ) 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

(オ) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

エ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

2 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、村の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(1) 村

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を越えて応援が必要と

なった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<p>【避難収容等】</p> <p>○要配慮者の状況把握（住民福祉課） ・要配慮者の安否確認、住民福祉課サービスの要否等</p> <p>○災害情報及び避難指示等の周知（総務課） ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実伝達</p> <p>○避難誘導（住民福祉課） ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて、傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送 ・必要に応じて、避難行動要支援者名簿情報の支援者への提供</p> <p>○指定避難所での生活環境の整備（住民福祉課） ・避難施設の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等、紙おむつ ・医薬品、介護機器等の手配、確保 車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備</p> <p>○情報提供体制の確保（住民福祉課） ・FAX等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等</p> <p>○医療機関、要配慮者利用施設への緊急受入れ、里親への委託等（住民福祉課） ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・支援の必要性の高い者から優先的に受入れ</p> <p>○在宅者対策（住民福祉課） ・在宅者の訪問の実施 ・物資の確保と提供 ・相談体制の整備 ・情報提供体制の確立</p> <p>○応急仮設住宅等の確保（建設環境課） ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居</p>	<p>村</p> <p>村、関係機関</p> <p>村、関係機関</p> <p>村、県、関係機関</p> <p>村、県、関係機関</p> <p>村、県、医療機関、要配慮者利用施設</p> <p>村、関係機関</p> <p>村、県</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>高齢者、障がい者、外国籍住民等</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>高齢者、障がい者</p> <p>傷病者、高齢者</p>
<p>【生活必需品等】</p> <p>○ボランティアの協力を得ながら、要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配（住民福祉課）</p>	<p>村、県、医療機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【保健衛生、感染症予防等】</p> <p>○心身両面の健康管理（住民福祉課） ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施</p> <p>○保健福祉サービスの提供（住民福祉課） ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施</p>	<p>村、県、医療機関</p> <p>村、県、医療機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、要配慮者利用施設の施設機能の早期回復（住民福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 	<p>村、県、関係機関、医療機関、社会福祉</p>	<p>入院患者、入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備（総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職員……医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車両……移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p> <p>資機材…医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資等の集積方法等の調整 	<p>村、県、関係機関、医療機関、要配慮者利用施設</p>	<p>全要配慮者</p>
<p>○受援体制の整備（総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>村、県、関係機関、医療機関、要配慮者利用施設</p>	<p>全要配慮者</p>

第9節 緊急輸送活動

建設環境課、総務課

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none">・ 人命救助・ 消防等災害拡大防止・ ライフライン復旧・ 交通規制	<ul style="list-style-type: none">・ (第1段階の続行)・ 食料、水、燃料等の輸送・ 被災者の救出搬送・ 応急復旧	<ul style="list-style-type: none">・ (第1・2段階の続行)・ 災害復旧・ 生活必需物資輸送

第2 対策

1 緊急交通路確保のための道路啓開等

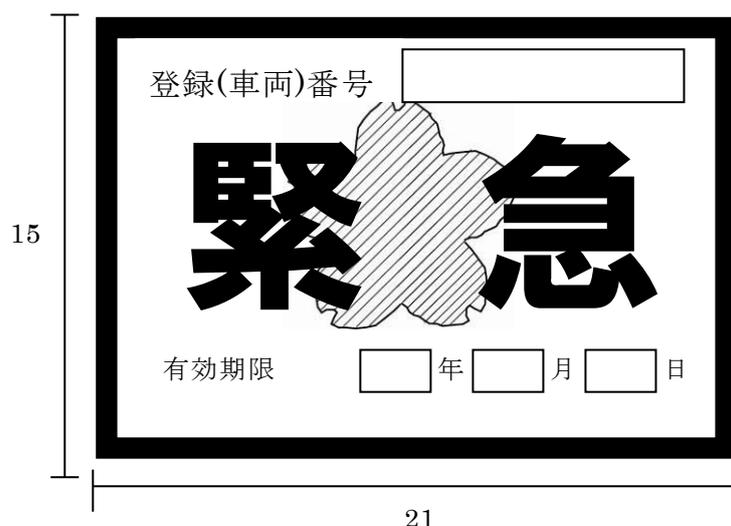
(1) 村

ア 緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

2 緊急輸送車両

緊急輸送車両の標章が、次図のようになっているか確認する。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 輸送手段の確保

(1) 村

自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対し調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

4 輸送拠点の確保

(1) 村

ア 地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

イ 村は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点（農業者トレーニングセンター）と連携を密にする。

なお、拠点ヘリポートは、朝日村役場ヘリポートである。

第 10 節 障害物の処理活動

建設環境課、総務課

第 1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救助活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要がある。

第 2 対策

1 障害物除去処理

(1) 村

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 放置車両等の移動等

(ア) 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 応援協力体制

(ア) 村に所在する各機関等から応援、協力要請により報告があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(イ) 村のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

障害物除去の優先道路

①	県道御馬越塩尻(T)線・県道中組バイパス
②	県道新田松本線・県道新田松本線バイパス
③	県道土合松本線
④	村道、針尾幹 1・2・29 号、入二幹 1 号、小野沢幹 1 号、古見幹 1 号、西洗馬幹 1. 2. 3. 4. 5. 6. 134 号

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 村

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

- (ア) 村に所在する各機関から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- (イ) 村のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第 11 節 避難受入及び情報提供活動

総務課、住民福祉課、建設環境課

第 1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である村長を中心に計画作成をしておく。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に所在しているため、避難指示等の発令、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

第 2 活動の内容

1 避難指示

(1) 実施機関

ア 地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を発令する。

発令者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

避難指示の実施機関、根拠等

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示	水防管理者	水防第 29 条	洪水
避難指示	知事又はその命を受けた職員	水防第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般
避難指示	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
避難指示 指定避難所の開設、 受入	自衛官 村長	自衛隊法第 94 条	災害全般

イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等(居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。)に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

(3) 措置及び報告、通知等

ア 村長の行う措置

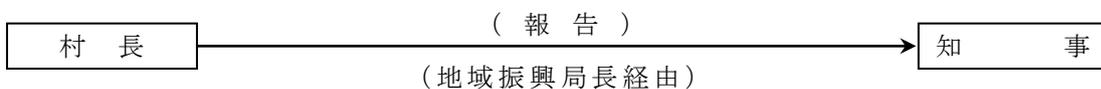
(ア) 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令する。

- a 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- c 避難路の断たれる危険のある地域
- d 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- e 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。

(イ) 報告(災害対策基本法第60条)



※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(イ) 通知(水防法第29条)



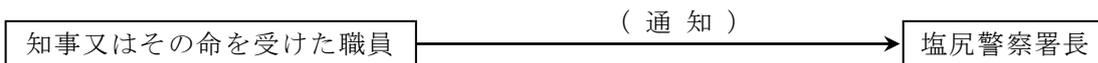
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

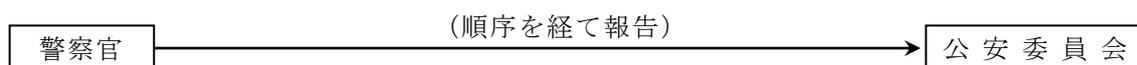
- d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り、車両等を活用して避難誘導を行う等、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

- a 上記(ア) c による場合（災害対策基本法第 61 条）



b 上記(ア) dによる場合（警察官職務執行法第4条）



オ 自衛官の行う措置

(ア) 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、「エ(ア)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



(4) 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガスの流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発令する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(5) 避難指示の内容

避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとりべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

(6) 住民への周知

ア 避難指示の発令者は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 村長以外の発令者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

ウ 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

エ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

オ 村は、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

カ 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

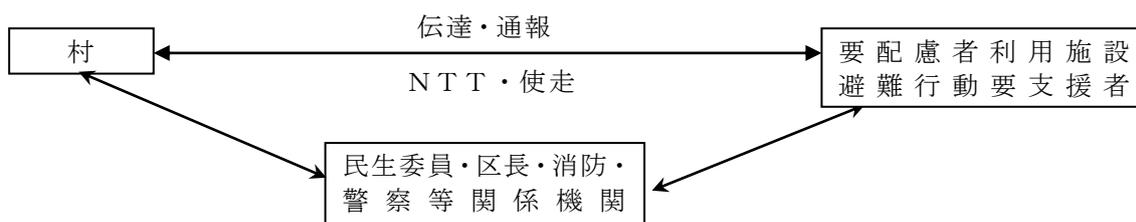
(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、区長会、消防、警察等関係機関、避難行動要支援者の避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ア 村は、災害発生後直ちに、可能な限りの手段を講じ要配慮者利用施設との連絡を取り、状況の把握をするとともに情報を確実に伝達する。

イ 伝達通報体制は下記のとおり行う。



電話等不通の場合や、地域内在宅者の状況把握と伝達

(8) 村有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

- ア 村長、村職員（災害対策基本法第 63 条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第 21 条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の 3 点である。

- ア 避難指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記 (1) オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 村長ほか避難指示を発令した者

ア 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ 誘導の方法

- (ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプ

ターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

(キ) 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

(ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村が所轄の地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

村は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

(ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

(コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導に努める。

(2) 住民

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等の必要最小限とする。

4 避難所等の開設・運営

(1) 村

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

エ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

オ 避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

カ 指定避難所における運営（情報の伝達、食料、水、清掃等）について以下の者の協力が得られるように努める。

- (ア) 避難者
- (イ) 住民
- (ウ) 自主防災会
- (エ) 他の地方公共団体
- (オ) ボランティア
- (カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

キ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ク 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。

ケ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

コ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。

(ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

(イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保

(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

a パーティション等によるプライバシーの確保状況

b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

c 入浴施設設置の有無及び利用頻度

d 洗濯等の頻度

e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

f 暑さ・寒さ対策の必要性

g 食料の確保、配食等の状況

h し尿及びごみの処理状況

(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握

サ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発

- 症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。
- シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の助成による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- ス 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- セ 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- ソ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
- (イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置する。
- (ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (エ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
- a 介護職員等の派遣
- b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (オ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (カ) 大画面のテレビ、パソコン、ホワイトボード、FAX等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- タ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- チ 村教育委員会及び学校長等は、以下の対策を適切に講ずる。
- (ア) 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている学校等が利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

(イ) 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

(ウ) 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、指定避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、指定避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

ツ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

テ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ト 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

ナ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

ニ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

ヌ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ネ 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 村

ア 広域避難の対応

(ア) 協議等

災害の予測規模、避難者数に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避

難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(ウ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

イ 広域一時滞在の対応

(ア) 協議等

村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

6 住宅の確保

(1) 村

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 村

- ア 村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- イ 村は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- ウ 村自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- エ 被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- オ 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。
- カ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- キ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- ク 村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を、迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- ケ 村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により、迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第 12 節 孤立地域対策活動

総務課、住民福祉課、建設環境課

第 1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

本村内で、孤立が予想される地域はごく一部であるが、災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期把握と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

第 2 対策

1 孤立実態の把握対策

(1) 村

ア 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

2 救助・救出対策

(1) 村

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は他市町村の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

(1) 村

職員の派遣、防災行政無線及びアマチュア無線の活用、衛星携帯電話等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

(2) 住民

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 村

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

(2) 住民

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ 住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 村

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第 13 節 食料品等の調達供給活動

住民福祉課、産業振興課

第 1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第 2 対策

1 食料品等の調達

(1) 村

ア 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 食料品等の供給

(1) 村

ア 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず村の備蓄食料の供給を行う。

イ 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、県災害対策本部室に対して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

ウ 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じて、ボランティア等の協力を得て実施する。

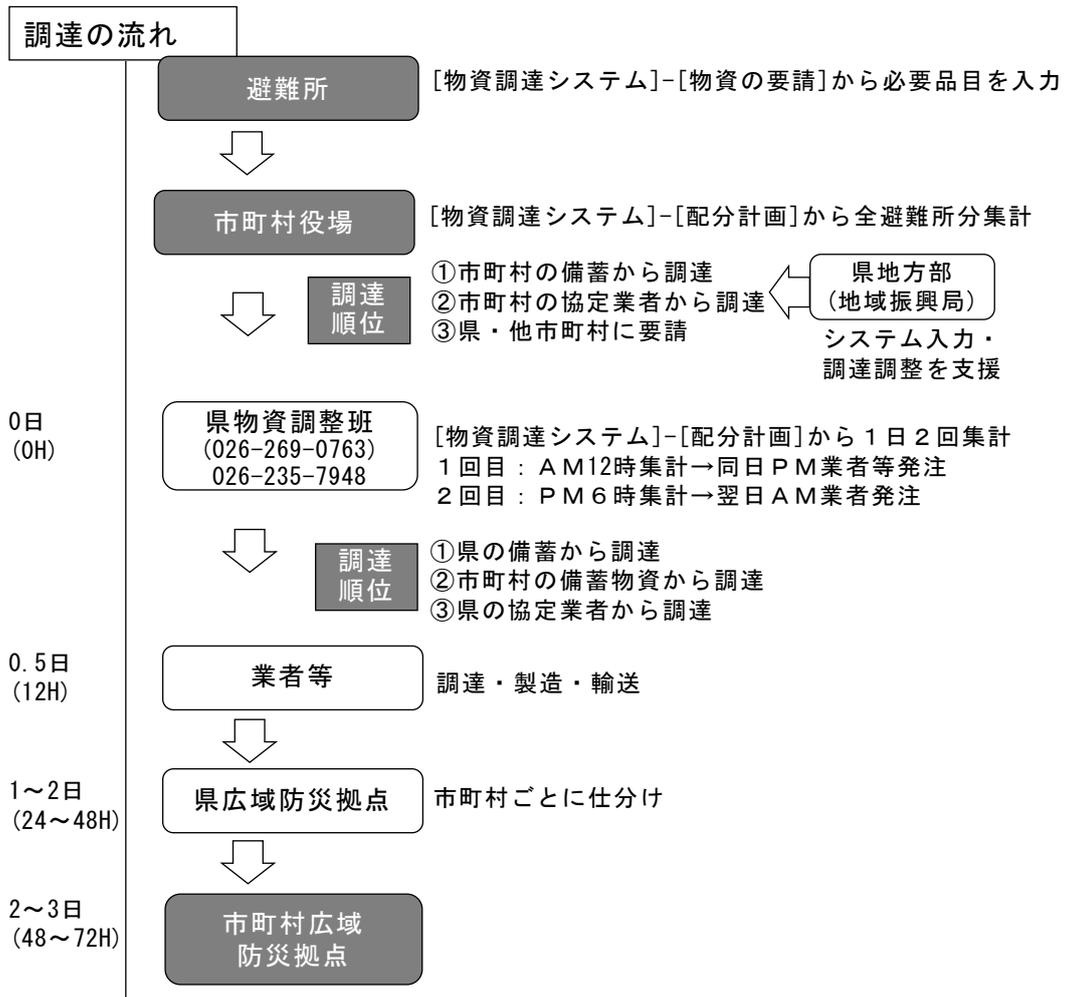
(2) 住民

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた活動を行うよう努める。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 200 グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に 従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 300 グラム

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第 14 節 飲料水の調達供給活動

建設環境課、住民福祉課

第 1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村のみでは水の確保が困難な場合は、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

第 2 対策

1 飲料水の調達

(1) 村

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ プール等へろ水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- ウ 村のみで対応が困難な場合は、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。

(2) 住民

- ア ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 村

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、村のみでは対応できないときは、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。
- キ 復旧作業に当たり、水道業者との調整を行う。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第 15 節 生活必需品の調達供給活動

住民福祉課

第 1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、県は村からの要請に基づき、生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

第 2 対策

1 生活必需品の調達

(1) 村

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 村

生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者は、供給・分配について優先的に行う等十分配慮する。なお、救援物資の集積場所は、農業者トレーニングセンター（体育館）とする。

第 16 節 保健衛生、感染症予防活動

住民福祉課

第 1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第 2 対策

1 保健衛生活動

(1) 村

- ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）におかれる地方部保健福祉班に報告するとともに、被災者台帳等に反映する。
- イ 被災者の心身双方の健康を確保するために、指定避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- ウ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

(2) 住民

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 村

- ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- イ 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。
- ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- エ 感染症の発生を未然に防止するため、松本保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を行う。

また、指定避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

- オ 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- カ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を、県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

キ 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、松本保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、松本保健福祉事務所を経由して県に提出する。

ケ 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

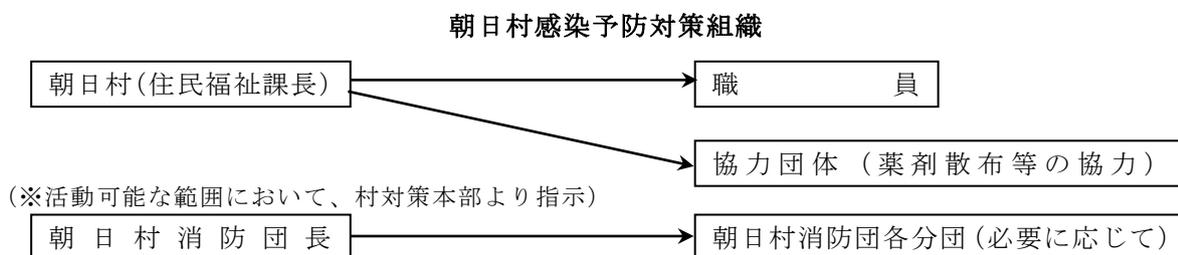
なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、松本保健福祉事務所を経由して県に提出する。

コ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

(2) 住民

村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。



※災害の状況等により、感染予防班を適宜設置し、人員等必要な人数を住民福祉課で調整する。

◎感染症予防用機械器具資機材

村は動力噴霧器等の機械器具資機材を整備する。

◎感染症予防薬剤

薬剤は適当量を備蓄し、不足の場合は、取扱業者から緊急調達する他、県にあつせん要請を行う。

第 17 節 遺体の捜索及び処置等の活動

住民福祉課

第 1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、村が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うとされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、郡市医師会、災害拠点病院、歯科医師会、医療機関等による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達等広域的な応援により、その遺体の捜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

第 2 対策

1 遺体の捜索及び処置

(1) 村

ア 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

イ 公共用建物の指定及び状況により村内各寺の協力により、被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、収容に必要な機材を確保する。

災害時遺体収容所

名 称	所 在
アサヒゲートボールセンター	朝日村大字古見 1300-6

村内の寺院

名 称	所 在
古 川 寺	朝日村大字古見 1146
光 輪 寺	朝日村大字西洗馬 796

※遺体収容所で収容が不能な場合、村内寺院に協力要請を行う。

ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」等に基づき県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

オ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

カ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議すること。

キ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続をとる。

葬場

名 称	所 在
塩尻市斎場	塩尻市塩尻 1212

ク 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき県等に要請する。

第 18 節 廃棄物の処理活動

建設環境課、総務課

第 1 基本方針

朝日村災害廃棄物処理計画に基づき発災後の廃棄物の適正な処理に努める。

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

村におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援及び災害廃棄物等の処理に関する基本協定による処理を図る。

第 2 対策

1 ごみ、し尿処理対策

(1) 村

ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

ウ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。この場合、村内で仮設トイレの供給が不足する場合は、「適時適材適所」のトイレ対策を具体的に検討又は実施する上で、高齢者、障がい者等いわゆる要配慮者に対しても配慮し、「災害用トイレ製品・施設情報（第 1 号）」を活用しつつ「広域応援協定」等に基づき、県又は他市町村に調達・供給について要請し確保に努める。

エ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については感染症予防に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

オ 災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて速やかに仮置場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

カ 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ得る限り平常時の分別区分による収集に努める。

キ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

ク 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに松本地域振興局へ報告する。

ごみ処理施設及びし尿処理施設

種 別	名 称	所 在 地
ごみ	松本クリーンセンター	松本市大字島内 7576-1
ごみ	塩尻クリーンセンター	塩尻市柿沢 303
し尿	塩尻市衛生センター	塩尻市広丘郷原 7-1

仮設トイレ調達先

会社名	住所	電話番号
(株)カナモト松本営業所	松本市村井町西 2-4-3	0263-85-1744
レンタルのニッケン松本営業所	松本市平田東 2-3-15	0263-86-3590
綿半インテック(株)松本支店	松本市鎌田 2-2-1	0263-29-1655

(2) 住民

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、村が指定した報告を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 村

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。

災害廃棄物等の処理に関する基本協定を発動、大栄環境（株）へ廃棄物処理業務を委託する。

第 19 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

産業振興課

第 1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第 2 対策

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取り締り、検挙する必要がある。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 村

ア 買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 情報の不足、混乱により損う消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ 買い占め、売り惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

(2) 住民

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

(3) 企業等

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

第 20 節 危険物施設等応急活動

総務課、建設環境課

第 1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第 2 対策

1 危険物施設応急対策

(1) 村、松本広域消防局

ア 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

イ 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

ウ 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

エ 災害時における連絡

危険物施設において、災害時における連絡体制を確立する。

オ 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

カ 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急機材の手配をする。

キ 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県危機管理防災課（地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

ク 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関、警察等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、長野県消防相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

2 毒物、劇物保安貯蔵施設応急対策

(1) 村

ア 毒物劇物保管貯蔵施設等が地震災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏えい、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

イ 周辺住民に対して緊急避難と広報活動を行う。

ウ 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

(2) 松本広域消防局

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。

イ 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害駆除を行う。

3 その他危険物施設等災害応急対策

(1) 村・松本広域消防局

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、放射性物質使用施設等の災害応急活動について

は、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対し応急措置について指導徹底する。

第 21 節 電気施設応急活動

総務課

第 1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- ・ 早期復旧による迅速な供給再開
 - ・ 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止
- を重点に応急対策を推進する。

第 2 対策

1 二次災害防止及び節電

(1) 村・松本広域消防局

- ア 迅速に被害状況を把握し、関係機関と連携して、応急活動、地域住民へ広報活動を行う。
- イ 東京電力新信濃変電所及び送電設備の火災・倒壊・危険物の流出時は、施設が、高圧電流供給施設であるため、応急活動・広報活動等は、東京電力の指示により、速やかに行う。

第 22 節 都市ガス施設応急活動

※ 本村においては、本節に係る施設・構造物等が現在設置されていないため、内容等の記述は未登載とした。

しかし、将来的に、本村の実情・法令等により、設置等の具体的な予定、計画等が決定・設置された時点で、追録にて補正する。

第 23 節 上水道施設応急活動

建設環境課

第 1 基本方針

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道事業者は、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第 2 対策

(1) 村

- ア 水道施設管理システムや水道施設監視システムの活用によって、迅速な被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- イ 復旧体制の確立を行う。
- ウ 被災の状況により、水道施設災害等相互応援要綱、日本水道協議会中部地方支部災害応援協定、日本水道協議会災害応援協定等に基づき、支援要請を行う。
- エ 住民への広報活動を行う。
- オ 水道業者等との調整を行う。

第 24 節 下水道施設応急活動

建設環境課

第 1 基本方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

地震による被害が発生した場合、ライフライン機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第 2 対策

1 情報の収集連絡、被害規模の把握

(1) 村

水道施設管理システムや水道施設監視システム、下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、村が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 村

ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、長野県生活排水事業における災害応援ルール、日本下水道協議会中部地方支部災害応援協定等の応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

3 応急対策の実施

備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて、建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(1) 村

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 処理場

(ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復を図る。

(イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

(ウ) 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(2) 住民

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第 25 節 通信・放送施設応急活動

総務課

第 1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関係機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

第 2 対策

1 通信施設の応急活動

(1) 村

本村には、県との通信については、昭和 60 年より長野県防災行政無線が設置され、住民への情報等の伝達については、平成 21 年より同報系デジタル防災行政無線、令和 3 年より移動系デジタル防災行政無線が整備され、住民にとって重要な情報源となっている。

したがって、万一、地震等の発生により、これらの通信施設が被災した場合、保守業者等と連携して、途絶原因となっている障害の早期復旧に努め、通信の確保に当たる。また衛星携帯電話も村に導入されており、保全的な通信手段として活用する。

2 村防災行政無線通信の応急活動

ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。

イ 通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たる。

ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。

エ 孤立防止無線など、災害時用通信手段により通信の確保を図る。

オ 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

第 26 節 鉄道施設応急活動

※本節は、JR等の輸送機関が直接行う応急対策計画であり、参考として登載した。

第 1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し、迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

第 2 対策

(1) 村

特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、村に協力する。

第 27 節 災害広報活動

総務課、企画財政課、住民福祉課

第 1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、村長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

第 2 対策

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 村

ア 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう、体制整備に努める。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、方法等に関する情報
- (エ) 医療機関等の生活関連情報
- (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (カ) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- (キ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (ク) 安否情報
- (ケ) その他必要と認められる情報

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 村

必要に応じて、専用電話・FAX、相談職員の配置等、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

第 28 節 土砂災害等応急活動

総務課、建設環境課

第 1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第 2 対策

1 大規模土砂災害対策

(1) 村

- ア 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。
- イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- ウ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(2) 住民

土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

2 地すべり等応急対策

(1) 村

- ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。
- イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 住民

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 村

- ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。
- イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- ウ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 住民

警戒避難に関する情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

4 がけ崩れ応急対策

(1) 村

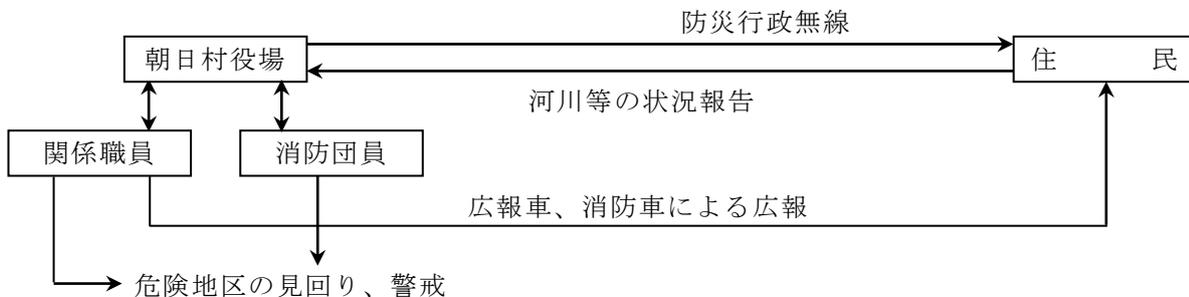
- ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。
- イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 住民

警戒避難に関する情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

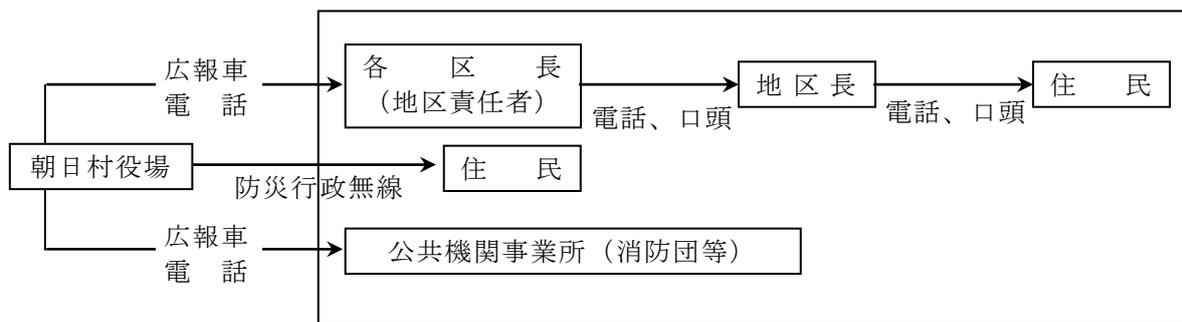
警報・避難指示発令時の連絡系統等

(1) 警報を発令したとき（警戒体制）

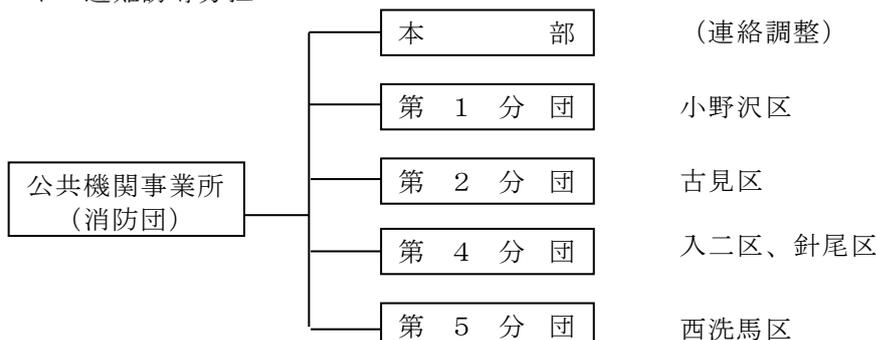


(2) 避難指示を発令したとき（避難体制）

ア 住民への連絡系統及び方法



イ 避難誘導分担



第 29 節 建築物災害応急活動

建設環境課、教育委員会

第 1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第 2 対策

1 公共建築物

(1) 村

ア 庁舎、社会福祉施設、村診療所、村営住宅、教育施設等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、あわてずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

ウ 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

(1) 村

ア 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとる。

イ 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

3 文化財

(1) 村

ア 村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導する。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について、県に報告する。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

(2) 所有者

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、村教育委員会の指導を受けて実施する。（資料 34 文化財関係参照）

エ 被災した建造物内の文化財について、県や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第 30 節 道路及び橋梁応急活動

建設環境課

第 1 基本方針

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第 2 対策

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 村

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

2 関係団体との協力

(1) 村

村は、村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第 31 節 河川施設等応急活動

建設環境課

第 1 基本方針

地震による被害を軽減するため、村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- (1) 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- (2) 水防上必要な資機材の調達体制
- (3) 水門もしくは閘門の適切な操作
- (4) 市町村における相互の協力及び応援体制

第 2 対策

1 河川施設等応急対策

- (1) 村
 - ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
 - イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
 - ウ 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。
- (2) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

第 32 節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

建設環境課、総務課

第 1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第 2 対策

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

<建築物関係>

(1) 村

ア 被災地において危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

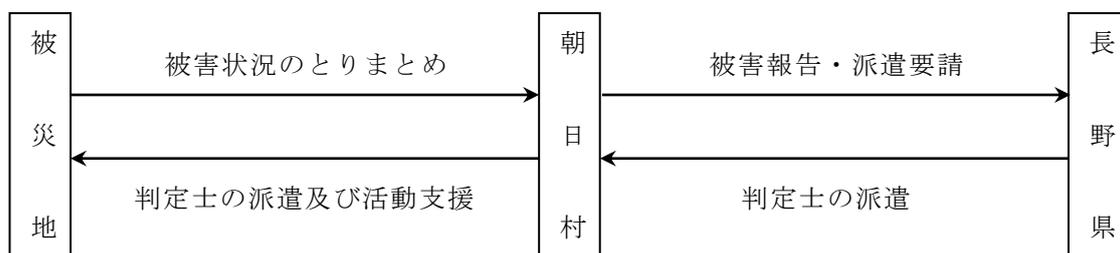
(ア) 危険度判定士の派遣要請

(イ) 危険度判定を要する建築物又は地区の選定

(ウ) 村内の被災地域への派遣手段の確保

(エ) 危険度判定士との連絡手段の確保

イ 村長は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



ウ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

<道路及び橋梁関係>

(1) 村

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

<危険物関係>

(1) 村・松本広域消防局

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

<その他>

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物資使用施設等の二次災害防止活動については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 村

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて、水防活動を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 村

ア 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第 33 節 ため池災害応急活動

建設環境課

第 1 基本方針

地震によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第 2 対策

(1) 村

- ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県、関係機関へ報告する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第 34 節 農林水産物災害応急活動

産業振興課

第 1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかに復旧に努める。

第 2 対策

1 農水産物災害応急対策

(1) 村

ア 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本地域振興局に報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

(2) 住民

ア 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

イ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 村

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

(2) 住民

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第 35 節 文教活動

教育委員会

第 1 基本方針

保育園・小学校・中学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第 2 対策

1 児童生徒等が在校時の避難誘導

(1) 村

ア 学校長等は、地震発生時、建物、器物等の倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた緊急時対応マニュアル及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(ア) 第一次避難場所への避難誘導

- a 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭等指定した第一次避難場所へ誘導する。
- b 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がある場合は、捜索・救出に当たる。

(イ) 第二次避難場所への避難誘導

- a 第一次避難場所が危険になった場合は、村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- b 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- c 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会（以下この節において「県教委」という。）、村及び関係機関に報告又は連絡する。

(ウ) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- a 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩壊等の状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。決定後、情報配信システムによる一斉配信メールにて、保護者へ下校情報を配信する。
- b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- c 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 児童生徒等が在宅時の避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、休校情報や学校等施設・設備に係る被害の状況を、

情報配信システムによる一斉配信メール等によって周知するとともに、児童の被災状況等の把握に努める。

また、学校施設が避難所として使用される場合は、保護者に周知する。

3 応急教育計画

(1) 村

ア 県教委の指導及び支援を得て、村教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア) 学校等施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、（公財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教委、村及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は村教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、村教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。
- d 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、村教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等被災者対策に可能な限り協力する。

4 教科書の供与及び就学援助

(1) 村

ア 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における調達が困難なときは、松本教育事務所を經由して県教委に調達のあつせんを依頼する。

イ 就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第 36 節 飼養動物の保護対策

建設環境課、産業振興課

第 1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し、実施する。

第 2 対策

1 家庭動物保護管理対策

(1) 村

- ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずる。
- イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- ウ 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
- エ 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応する。

(2) 住民（飼い主）

- ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第 37 節 ボランティアの受入れ体制

住民福祉課

第 1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について、速やかに見直しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

第 2 対策

1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 村

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

オ 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 村

ア 村は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

第 38 節 義援物資及び義援金の受入れ体制

住民福祉課

第 1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、村及び県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第 2 対策

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 村

ア 義援物資

(ア) 村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

(イ) 村は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

イ 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

(2) 住民、企業等

ア 義援物資

(ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮する。

(イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 村

寄託された義援金は配分委員会に、義援物資は被災地に引き継がれる。配分委員会では被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、村を通じ、迅速かつ適正に配分する。

村は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

(1) 村

村は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないように適正に管理する。

第 39 節 災害救助法の適用

総務課

第 1 基本方針

村の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む）、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第 2 対策

1 被害状況の把握

(1) 村

ア 村長は、災害による被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに松本地域振興局長（総務管理課）に報告する。

イ 村長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

ウ 村長は、被害の認定を別表 1（後掲）の基準により行う。

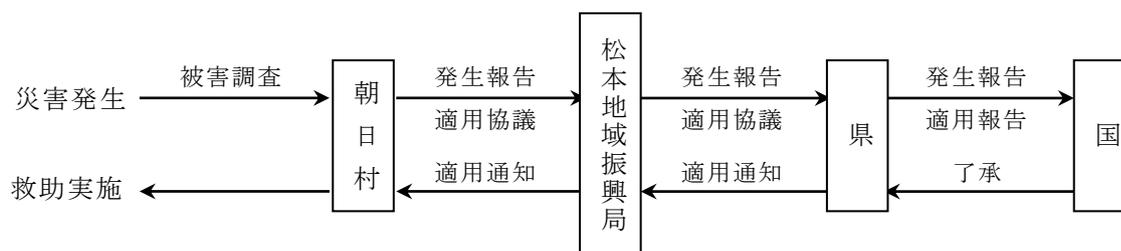
2 適用の手続

(1) 村

災害に際し、村における被害が災害救助法の適用範囲に該当し、又は該当する見込みがあるときは、村長は直ちに知事に法適用の要請を行う。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



3 救助の実施

(1) 村

ア 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委託された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ 救助の実施基準

救助の実施は、別表 2（後掲）の基準により行う。

別表 1

被害等の認定基準

死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものをいう。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
負傷	災害のために負傷し、医師の治療を受ける必要があるものをいう。
重傷・軽傷	重傷とは1か月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。
全壊、全流失、全埋没、全焼失を含む	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のことをいう。
半壊、半流失、半埋没、半焼失を含む	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊ははなはだしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものをいう。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のことをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	浸水が、その住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂竹木の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。
床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のことをいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これからの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
非住家	住家以外の建物をいう。
世帯	生活を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。
棟(むね)	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

別表2

災害救助法で実施可能な応急救助基準（令和7年10月16日現在）

※費用等の基準については、消費者物価指数の変動等により改正が行われるため、あくまで当該時点の基準であることに留意のこと

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生	1 夏季(4月～9月)・冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	2 後掲別表に掲げる金額の範囲内		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	義務教育学校生徒及び 高等学校等生徒	中 学 生 生 徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円		
埋 葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 232,200円以内 小人 (12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態に あり、かつ、四圍の 事情によりすでに死 亡していると推定さ れる者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生效后3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した 者について、死体に 関する処理（埋葬を 除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,700円以内 一時 保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,900円以内 検 査 金 救護班以外は慣行料 金	災害発生の日か ら10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運び こまれているため生 活に支障をきたして いる場合で自力では 除去することのでき ない者	市町村内において障害物の 除去を行った1世帯当たりの 平均 143,900円以内	災害発生の日か ら10日以内	
輸送費及び賃金職 員等雇上費	1 被災者の避難に 係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 (エ) 福祉サービ スの提供 (オ) 炊き出しそ の他による食品 の給与及び飲料 水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整 理配分	当該地域における通常の実 費	救助の実施が認 められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令 第4条第1号から第 4号までに規定する 者	災害救助法第7条第1項の 規定により救助に関する業務 に従事させた都道府県知事の 総括する都道府県の常勤の職 員で当該業務に従事した者に 相当するものの給与を考慮し て定める。	救助の実施が認 められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途に定める額

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
全 全 流	壊 焼 失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

第 40 節 観光地の災害応急対策

産業振興課

第 1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震等災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、県、国、関係機関等が連携し、対応していく。

第 2 対策

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 村

観光地での災害時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

ア 観光地での災害時には、村消防計画における救助・救急計画に基づき、警察署、医療機関等と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(2) 住民、自主防災会及び観光事業者

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 村

ア 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

イ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第4章 災害復旧・復興計画

防災関係機関等の役割分担

<p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p>	<p>○復旧・復興の基本方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 村長 ・住民・事業所 住民 ・防災関係機関 関係公共施設管理者 <p>○支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 村長 ・防災関係機関 国、他都道府県、他市町村等
<p>第2節 迅速な現状復旧の進め方</p>	<p>○被災施設の復旧等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 建設環境課、関係全課 ・防災関係機関 公共機関・ライフライン・交通・輸送等の事業者、他の関係機関 <p>○災害廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 建設環境課 ・長野県 環境部 ・防災関係機関 他都県、近隣市町村
<p>第3節 計画的な復興</p>	<p>○復興計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 総務課 ・住民・事業所 住民 ・防災関係機関 国、関係機関 <p>○防災むらづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 総務課、建設環境課 ・住民・事業所 住民 ・防災関係機関 国、ライフライン関係事業者、関係機関
<p>第4節 資金計画</p>	<p>○県の資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関 国 <p>○市町村の資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 企画財政課 ・防災関係機関 国 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関 国、関東財務局長野財務事務所、関係自治体
<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>○住民対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 建設環境課 ・長野県 建設部 ・防災関係機関 住宅金融支援機構、その他の金融機関 <p>○生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日村 住民福祉課 ・住民・事業所 民生・児童委員 ・長野県 健康福祉部 ・防災関係機関 長野県（朝日村）社会福祉協議会 <p>○被災者の労働対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県 健康福祉部、労政事務所 ・防災関係機関 公共職業安定所、長野労働局

	○生活保護 ・長野県 保健福祉事務所
	○災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付 ・朝日村 住民福祉課 ・長野県 危機管理部 ・防災関係機関 日本赤十字社長野県支部
	○被災者に対する金融上の措置 ・防災関係機関 関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店・その他の金融機関
	○租税の徴収猶予及び減免 ・朝日村 住民 ・長野県 知事、総務部、地域振興局長
	○医療費負担の減免、保険料の減免 ・朝日村 住民福祉課 ・長野県 健康福祉部 ・防災関係機関 関係団体
	○罹災証明書の交付 ・朝日村 総務課 ・防災関係機関 松本広域消防局
	○被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 ・朝日村 村長、総務課、住民福祉課 ・住民・事業所 住民 ・長野県 知事、総務部、危機管理部、地域振興局長 ・防災関係機関 関係機関、報道機関
	○災害復旧用材の供給 ・長野県 林務部 ・防災関係機関 関係機関、林業団体
第6節 被災中小企業等の復興	
	○被災農林事業者に対する支援 ・朝日村 産業振興課 ・長野県 農政部、林務部 ・防災関係機関 日本政策金融公庫
	○被災中小企業者に対する支援 ・朝日村 総務課、産業振興課 ・住民・事業所 住民（中小企業者） ・長野県 産業労働部 ・防災関係機関 中小企業団体等、日本政策金融公庫、長野県信用保証協会、商工関係機関
第7節 被災した観光地の復興	
	○被災した観光地に対する支援 ・朝日村 産業振興課 ・住民・事業所 住民（観光事業者） ・長野県 観光部

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 対策

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 村

ア 村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、県と連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(2) 住民

住民は、村及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村、県、国等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

建設環境課

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 対策

1 被災施設の復旧等

(1) 村

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

ウ 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

エ 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

オ 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

カ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

キ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

ク 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

ケ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

- コ 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- サ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- シ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 村

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(ア) 適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

(イ) 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

(ウ) 環境汚染の防止及び住民、作業員の健康管理のための適切な措置を講ずる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

3 職員派遣

(1) 村

ア 村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた場合、村は「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

第3節 計画的な復興

総務課、建設環境課、施設管理担当課

第1 基本方針

大規模地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

第2 対策

1 復興計画の作成

(1) 村

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に村における復興計画を作成する。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行う等、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

2 防災むらづくり

(1) 村

ア 復興に向けての整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

イ 防災むらづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、必要に応じ、次の事項を目標とする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽（防火水槽）の設置等

ウ 前記イの目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。

(ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

(オ) 住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。

(カ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

オ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(2) 住民

再度災害防止、より安全で快適なむらづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 村

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害が要因で土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

企画財政課

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 対策

(1) 資金計画

村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）の他、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

ア 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

イ 地方交付税

普通地方交付税の繰上交付、特別交付税

ウ 一時借入金

災害応急融資

(2) 村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、村の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

建設環境課、総務課、住民福祉課

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 対策

1 住宅対策

(1) 村

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

エ 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講ずる。

オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 村

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに松本地域振興局長へ報告する。

ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 村

村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 村

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付

村は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の支給

実施主体	市町村（朝日村）
対象災害	自然災害のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給額	ア 生計維持者の方 500 万円 イ その他の方 250 万円
費用負担	国 1/2 県 1/4 村 1/4

災害障害見舞金の支給

実施主体	市町村（朝日村）
対象災害	自然災害のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上

	ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
受給者	上記の災害により、重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	ア 生計維持者の方 250万円 イ その他の方 125万円
費用負担	国 1/2 県 1/4 村 1/4

5 租税の徴収猶予及び減免

村は、地方税法又は村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

6 医療費負担の減免、保険料の減免

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置をとる。

7 罹災証明書の交付

(1) 村

ア 被害認定調査

家屋の被害認定調査は、第一次調査及び第二次調査の2段階で行うことを検討する。この場合、被災対象者が、第一次調査の判定結果に不服のあるときは、申出に基づき第二次調査（再調査）を実施する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ 判定基準

家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うが、判定が困難なときは、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からなる判定委員会を設置し、助言を得て判定すること等を検討する。

ウ 被災者台帳、罹災証明書

村は、調査結果を被災者台帳として整理し、これに基づき、罹災証明書を発行する。

(2) 松本広域消防局

松本広域消防局は、火災の罹災証明書の交付申請に際し、体制を強化し、証明書の早期発行を行う。

なお、証明申請については、松本広域消防局証明事務処理規程により消防署長が事務処理を行う。

8 被災者台帳の作成

(1) 村

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

9 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 村

ア 村長は、必要に応じ、村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

ウ 住民に対し、掲示板、広報誌「広報あさひむら」等を活用し、広報を行う。

エ 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

産業振興課

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

(1) 村

事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

第7節 被災した観光地の復興

産業振興課

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、県及び関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

(1) 村

ア 県、国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

イ 県、国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。